

厚生労働省

番号	制度名
厚生労働省	
厚労01	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置
厚労02	社会医療法人の認定取消時の一括課税の見直し
厚労03	福祉車両等の仕入れに係る消費税の取扱いに関する所要の措置
厚労04	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長等
厚労05	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長
厚労06	仕事と家庭の両立支援や時間外労働の削減等に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の延長等
厚労07	財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄における育児休業等取得に伴う預入中断期間の特例措置の拡充
厚労08	公害防止用設備に係る特例措置の延長
厚労09	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃
厚労10	交際費課税の見直し
厚労11	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
厚労12	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置
厚労13	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置
厚労14	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置
厚労15	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
厚労16	中小企業投資促進税制
厚労17	研究開発法人への寄附に係る税制措置
厚労18	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
厚労19	社会保険診療報酬の所得計算の特例

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置	府省名	厚生労働省
税目	相続税、贈与税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」のいずれについても、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
医療法の一部を改正する法律（昭和60年法律第109号）附則第4条に「政府は、地域における適正な医療を確保するために医療機関が果たしている社会的役割の重要性にかんがみ、医療機関の経営基盤の安定及び業務の円滑な継続を図るための必要な措置を講ずるものとする。」と規定されており、法令への位置付けは明らかである。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄への補足説明）
持分なし医療法人への移行期間については、事前評価書に記載したとおり、3年間としており、この期間が経過した時点で、達成されかどうかの検証は可能である。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）
本特定措置の適用を受けて、持分なし医療法人への移行が行われた数を測定指標とすることによって、本特例措置の創設による政策効果を測ることは可能であり、事前評価書に記載されている減収額を是認するような効果も見込まれると考えられる。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
本租税特別措置については、出資者の死亡に伴い相続人に発生する相続税及び相続人等が出資持分の全部又は一部の放棄を行った場合に残存出資者に発生するみなし贈与税についての猶予及び免除の特例措置である。
融資については、移行に賛同しない出資者の払戻しの多寡により、保有する流動資産では足りずに一時的に現金不足が生じる場合に対する貸付けであり、また、補助については出資者から出資持分放棄の同意を得る等の困難な手続を支援するコンサルタントに係る経費への財政支援であり、本租税措置と他の政策手段との役割分担は明確である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置 (国1)(相続税、贈与税:義)
2	要望の内容	<p>持分あり医療法人のうち、期限（最長3年間）を定めて持分なし医療法人への移行を進める医療法人について、以下の特例措置を創設する。</p> <p>（1）移行期間中に投資者の死亡に伴い相続人に発生する出資持分に係る相続税の納税を移行期間内は猶予するとともに、移行期間内に、相続人を含めた出資者が出資持分を放棄し、一定の要件（相続税法第66条第4項の相続税等の負担の不当減少についての判定要件と同様の要件とする。以下同じ。）を満たす持分なし医療法人に移行した場合は猶予税額を免除する。</p> <p>ただし、移行期間内に一定の要件を満たす持分なし医療法人に移行しなかったなどの場合は、相続人は、猶予税額及び利子税（年3.6%）を納付しなければならないこととする。</p> <p>（2）相続人等が出資持分の全部又は一部の放棄を行った場合に残存出資者に発生するみなし贈与の課税の納税を移行期間内は猶予するとともに、移行期間内に、残存出資者が出資持分を放棄し、一定の要件を満たす持分なし医療法人に移行した場合は猶予税額を免除する。</p> <p>ただし、移行期間内に一定の要件を満たす持分なし医療法人に移行しなかったなどの場合は、残存出資者は、猶予税額及び利子税（年3.6%）を納付しなければならないこととする。</p> <p>併せて、持分なし医療法人への移行を進める出資額限度法人(※)について、移行期間中に、出資者や相続人への持分払戻しが行われた場合、残存出資者に係るみなし贈与の課税の問題について、下記の取扱いとする。</p> <p>（課税判定時期等について）</p> <p>残存出資者に対して、みなし贈与の課税を課すか否かの判定については、みなし贈与の時を基準として、移行期間内の事実関係をも勘案して行うものとし、移行期間中に持分なし医療法人に移行した場合は、残存出資者に対するみなし贈与の課税とはしない等の取扱いとする。</p> <p>※ 出資額限度法人とは、持分のある社団医療法人であって、その定款において、社員の退社時における出資持分払戻請求権や解散時における残余財産分配請求権の法人の財産に及ぶ範囲について、払込出資額を限度とすることを明らかにするもの。</p>
3	担当部局	厚生労働省医政局指導課

4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	3年間(平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 持分あり医療法人が、出資者の死亡、相続人等による出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等があっても、医業の継続に支障をきたすことのないようにするとともに、円滑に持分なし医療法人に移行できるようにすることにより、地域住民に対して医療を継続的・安定的に提供する。 《政策目的の根拠》 医療法人が医業を継続し地域住民に対して医療を安定的に提供できるよう、平成 18 年に医療法を改正し、平成 19 年 4 月以降は持分あり医療法人の設立を禁止し、持分なし医療法人が中心であることを法律体系の中に位置付け。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け (基本目標 1) 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標 1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標 1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 持分あり医療法人が、出資者の死亡、相続人等による出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄があっても、医業の継続に支障をきたすことなく、地域住民への医療提供を続けるとともに、円滑に持分なし医療法人に移行できるようにすることにより、地域住民に対して医療を安定的に提供する 移行検討の定款変更を行い、相続が発生すると見込まれる年間およそ 10 法人について、持分なし医療法人へ移行し、医業を継続することを目標とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 アンケート結果(※)によると、病院を経営する持分あり医療法人の 47.3%、診療所を経営する持分あり医療法人の 12.7%が、本要望措置を活用し、持分なし医療法人への移行を具体的に検討する意向がある。 持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行には、すべての出資者の出資持分の放棄が必要。本要望措置においては、出資者も含め、法人全体で、持分なし医療法人への移行を検討する体制を確保することを要件としており、本要望措置を適用した医療法人では、持分なし医療法人への移行が実現するものと考えられる。 ※医療法人の現状と課題に関するアンケート調査(平成 23 年 4 月 日本医師会・四病院団体実施)以下「アンケート結果」という場合は同じ。

有効性等	①: 適用数等	アンケート結果等から推計すると、本要望措置により、持分あり医療法人のうち約 300 法人が持分なし医療法人への移行を検討し、当該 300 法人のうち、持分なし医療法人への移行期間中に投資者の死亡による相続が発生すると推定される年間およそ 10 法人が本要望措置の適用を受ける見込み。
	②: 減収額	平年度 174 百万円(算定根拠別紙)
	③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年～平成 28 年) 平成 24 年度における持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行数は 50 法人にとどまっていることから、医業の継続性を確保するため、持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行を進める必要がある。 持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行には、すべての出資者の出資持分の放棄が必要。本要望措置においては、出資者も含め、法人全体で、持分なし医療法人への移行を検討する体制を確保することを要件としており、本要望措置を行った医療法人では、持分なし医療法人への移行が実現するものと考えられる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年～平成 28 年) アンケート結果等から推計すると、本要望措置により、持分あり医療法人のうち年間 100 法人程度が持分なし医療法人へ移行し、地域住民に対して医療を安定的に提供できる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26 年～平成 28 年) 持分あり医療法人において持分なし医療法人への移行を検討している途中において、出資者の一人が死亡すると、相続人は相続税を契機として出資持分の払戻し請求することが考えられ医業の継続に支障をきたすおそれがある。他方、相続人が相続税を納付した場合は、相続人は出資持分を放棄する可能性が大きく減少し、持分なし医療法人への移行が進まないことになる。 また、相続人等が出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等を行った場合には残存出資者にみなし贈与の課税が発生するが、残存出資者がみなし贈与の課税を契機として出資持分の払戻しを請求したときも、医業の継続に支障をきたすおそれがある。他方、残存出資者がみなし贈与の課税を納付した場合も、残存出資者が出資持分を放棄する可能性は大きく減少し、持分なし医療法人への移行が進まないことになる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 26 年～平成 28 年) アンケート結果等から推計すると、相続が発生し本要望措置の適用を受け減収につながると推定される法人はおよそ 10 法人であるが、本要望措置により、持分あり医療法人のうち年間 100 法人程度が持分なし医療法人へ移行し、

			地域医療の継続が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本要望措置は、地域医療の継続を図るものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。また、本要望措置は、最終的に出資持分の放棄により、持分なし医療法人への移行を図るものであり、税負担の軽減が個人の受益につながるものではなく妥当である。</p> <p>出資者の死亡による相続税の負担が医業継続を阻害する要因となっているため、納税猶予により医業継続を図ることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	持分あり医療法人が持分なし医療法人に移行するための移行計画を策定し、都道府県知事がこれを認定する仕組みを医療法に位置づけるとともに、本要望措置以外に、福祉医療機構からの融資、移行に伴う事務手続き等に対する移行支援事業補助金の予算要求を行い、税制、融資、補助の三位一体の支援策により持分なし医療法人への移行促進を図る。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

医業継続に係る相続税の納税猶予等の特例措置の創設による減収見込み額試算

【適用対象見込数】

○持分あり医療法人のうち持分なし医療法人への移行の意向のある法人数

・医療法人数	持分あり医療法人数	42,245
	うち一人医師医療法人数	35,589
	上記以外	6,656

※ 平成 24 年 3 月 31 日現在（厚生労働省医政局指導課調べ）

・「医療法人の現状と課題に関するアンケート調査」（平成 23 年 4 月 日本医師会・四病院団体実施）（以下「調査」という。）によると、病院を経営する持分あり医療法人（以下「病院経営医療法人」という。）及び診療所を経営する持分あり医療法人（以下「診療所経営医療法人」という。）のうち持分なし医療法人への移行の意向のある割合は、それぞれ 33.8%、5.1%。

・病院経営医療法人と診療所経営医療法人数のデータがないため、便宜的に病院経営医療法人数を持分あり医療法人（一人医師医療法人を除く）とし診療所経営医療法人を持分あり医療法人（一人医師医療法人）として推計すると、持分なし医療法人への移行の意向のある法人数は、

病院経営医療法人	6,656 法人 × 33.8% = 2,250 法人	
診療所経営医療法人	35,589 法人 × 5.1% = 1,815 法人	計 4,065 法人

○持分なし医療法人への移行検討の定款変更を行う法人数

・本特例措置の適用を受けるためには、出資者の死亡の前に持分なし医療法人への移行を検討する定款変更を社員総会で議決しておく必要がある。

・移行の意向のある持分あり医療法人のうち持分なし医療法人への移行課題がある法人については、直ちに、持分なし医療法人への移行の定款変更をすることは難しいと考える。

・同調査によると、持分なし医療法人への移行の意向のある法人のうち、移行課題が特段ないとした法人の割合は、病院経営医療法人で 7.2%、診療所経営医療法人で 5.6%であり、これら法人が、持分なし医療法人への移行検討の定款変更を行う法人であると仮定する。

病院経営医療法人	2,250 法人 × 7.2% = 162 法人	
診療所経営医療法人	1,815 法人 × 5.6% = 102 法人	計 264 法人

○本特例の適用対象見込数

・同調査によると、平均出資者数は病院経営医療法人で 5 人、診療所経営医療法人で 3 人であるので、死亡率（9.9/1000：平成 24 年人口動態統計）から、本特例措置の適用対象見込み法人数は、

病院経営医療法人	162 法人 × 5 人 × 9.9/1000 ≒ 8 法人	
診療所経営医療法人	102 法人 × 3 人 × 9.9/1000 ≒ 3 法人	計 11 法人

※なお、同一年度に 2 人以上の出資者が死亡する法人はないものと仮定

【減収見込額試算】

○出資者一人当たりの純資産額は、同調査によると

病院経営医療法人	172,400,000 円
診療所経営医療法人	39,812,799 円

○減収見込額を「適用対象見込数(死亡見込出資者数) × 出資者一人当たり純資産額 × 相続税平均税率(11.2%)(※)とすると

※「税務統計（相続税関係）（平成 23 年度）」（国税庁）から、納付税額(12,516 億円/課税価格(107,468 億円)=11.6%)

病院経営医療法人	8 人 × 172,400,000 円 × 11.6% ≒ 160 百万円	
診療所経営医療法人	3 人 × 39,812,799 円 × 11.6% ≒ 14 百万円	合計 174 百万円

【持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行見込数】

○持分あり医療法人のうち移行検討の定款変更行くと見込まれる法人数

- ・減収見込み額試算により、
持分あり医療法人（一人医師医療法人除く）・・・162 法人
持分あり医療法人（一人医師医療法人）・・・102 法人 計 264 法人・・・①

○出資額限度法人のうち移行検討の定款変更を行くと見込まれる法人数

- ・加えて、出資額限度法人のみなし贈与の課税の判定時期等の特例により、持分あり医療法人のうち持分なし医療法人への移行の意向のある法人のうち、現段階においては、移行検討の定款変更を行い移行手続きを進めることはできない法人についても、出資額限度法人への移行は進むものと考えられる。

・「持分のある医療法人アンケート集計結果」（平成 21 年 9 月 11 日日本医療法人協会）によると持分あり医療法人のうち（可能であれば）出資額限度法人に移行したい法人の割合は 21 法人／85 法人＝24.7%であり、持分なし医療法人への移行の意向のある持分あり医療法人（移行検討の定款変更を行くと見込まれる法人を除く）のうち出資額限度法人への移行率を 24.7%と仮定し、移行数を算出すると、

病院経営医療法人 $(2,250-162) \times 24.7\% = 516$ 法人
 診療所経営医療法人 $(1,815-102) \times 24.7\% = 423$ 法人 計 939 法人

- ・これら、出資額限度法人については、出資者の死亡により相続人が持分返還請求権を相続し、出資持分の払戻しを受けた場合に、みなし贈与の課税の問題が発生すると、持分の払戻しを行うまでに、持分なし医療法人への移行検討の定款変更を行い、特例措置の適用を受けると考えられる。従って、出資額限度法人のうち移行検討の定款変更を行くと見込まれる法人は、

病院経営医療法人数 516 法人 × 平均出資者数 5 人 × 死亡率 9.9/1000 ÷ 26 法人
診療所経営医療法人数 423 法人 × 平均出資者数 3 人 × 死亡率 9.9/1000 ÷ 13 法人
 計 39 法人・・・②

○移行検討の定款変更を行う見込み法人数 (①+②) 264 法人+39 法人=303 法人

○持分あり医療法人から持分なし医療法人への年間移行数

- ・移行検討の定款変更を行った法人は、3 年以内に順次持分なし医療法人に移行するとし、毎年 1/3 ずつが移行する仮定すると 303 法人 ÷ 3 = 101 法人

※調査によると、持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行期間は、
 1 年以下 77 法人 1 年超 2 年以下 46 法人 2 年超 3 年以下 12 法人 3 年超 8 法人

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	社会医療法人の認定取消時の一括課税の見直し	府省名	厚生労働省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	<input type="checkbox"/>
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	<input type="checkbox"/>
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		<input type="checkbox"/>
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 政策目的の根拠法令等が明らかにされていないため、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられていることについて、法令や閣議決定における位置付けを示す必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（地域住民に真に必要な医療提供体制を確保する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を示す必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（社会医療法人であった医療法人の倒産件数、解散件数）は、他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であるため、租税特別措置等の効果を測ることができる測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

 ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - ⑧ 本租税特別措置等の適用件数及び減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（地域住民に真に必要な医療提供体制を確保する）の実現状況の将来予測について、定性的に「一括課税による経営破綻を未然に防ぎ、地域医療提供体制の継続を図る」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会医療法人の認定取消時の一括課税の見直し (国2)(法人税:義) (地3)(法人住民税:義、事業税:外)
2	要望の内容	社会医療法人の認定が取り消された場合、法人税法第64条の4第1項の規定により、当該医療法人の認定が取り消された日前の法人税法上の収益事業以外の事業による所得の金額の累積額は、当該社会医療法人の認定が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入することとされている。 救急やへき地医療の実績が要件である社会医療法人について、周辺環境の変化でその要件を満たさなくなり、認定が取り消され得た場合、認定取消のあった事業年度にそれまでの収益全額を益金算入して一括課税するのではなく、複数年(例えば認定を受けていた年数)に分けて益金算入できる仕組みを創設する。
3	担当部局	厚生労働省医政局指導課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 社会医療法人が設置する医療機関は地域医療の確保について重要な役割を担っている。その経営の安定化を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的に供給する。 《政策目的の根拠》 社会医療法人は、平成18年医療法改正において、公立病院改革が進む中で、民間の高い活力を活かしながら地域住民にとって不可欠な救急医療等確保事業を担う公益性の高い医療法人として制度化された。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け (基本目標) I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標) 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標) 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会医療法人が設置する医療機関が地域医療を継続して提供し続けることにより、地域住民に真に必要な医療提供体制を確保する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 社会医療法人であった医療法人の倒産件数、解散件数

8	有効性等	①: 適用数等 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により医療機関の経営破綻を防ぐことにより、地域住民に必要な不可欠な医療を継続して提供できる。
		②: 減収額 救急やへき地医療の実績が要件である社会医療法人について、周辺環境の変化でその要件を満たさなくなり、社会医療法人の認定が取り消されてしまうことが想定される。
		③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年4月～) 認定が取り消され得た場合、認定取消のあった事業年度にそれまでの収益全額を益金算入して一括課税するのではなく、複数年(例えば認定を受けていた年数)に分けて益金算入できる仕組みを創設することにより、社会医療法人の経営継続の安定性を確保し、地域において必要な医療を安定的に提供できる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年4月～) 一括納税による経営破綻を未然に防ぎ、地域医療提供体制の継続を図ることができる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年4月～) 一括課税により社会医療法人が経営破綻に追い込まれ、地域で必要とされる医療の提供に支障をきたすおそれがある。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年4月～) 社会医療法人が経営する医療機関は、救急医療等確保事業など公益性の高い医療を担っており、その存続・発展を図ることは公益の増進に資する。 租税特別措置により、社会医療法人の設置する医療機関の経営基盤が安定化し、地域医療の確保が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 本措置は、社会医療法人の認定取消時の一括課税の見直しを行うものであり、補助金や規制などの他の政策手段によることなく、租税特別措置によるべき制度である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 医療法人による医療施設の施設・設備の整備等に対し助成を行っているが、社会医療法人が設置する医療機関の経営安定化のための補助金等はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性 -
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	福祉車両等の仕入れに係る消費税の取扱いに関する所要の措置	府省名	厚生労働省
税目	消費税、地方消費税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [将来の見込み]
 ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのにかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 ⑭ 同様の政策目的に係る他の政策手段の有無について示し、他の政策手段がある場合には本租税特別措置等と他の政策手段との役割分担について説明する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
 福祉車両等については、卸売業者を通じる場合や、貸与による場合があるなど、その流通経路が様々であり、要望の措置を講ずることで、幅広く負担軽減を図ることが妥当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	福祉車両等の仕入れに係る消費税の取扱いに関する所要の措置 (国 税 21)(消費税:外) (地方税 23)(地方消費税:外)
2	要望の内容	平成23年度の税制改正において消費税の仕入税額控除に関するルールが見直されたことに伴い、福祉車両等を製造・販売する事業者において仕入れに係る消費税の取扱いに影響が生じていることなどを踏まえ、福祉車両等に係る消費税の取扱いのあり方を検討し、所要の措置を講じる。 ※ 身体障害者用物品の非課税措置：消費税法（昭和63年法律第108号）第6条及び別表第1において、社会政策的配慮から消費税非課税と規定されている。対象となる範囲については、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第14条の4において、厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定することとされており、具体的には、消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件（平成3年厚生省告示第130号）において、計51品目が指定されている。
3	担当部局	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 福祉車両等を製造・販売する事業者の経営継続の安定性を確保するとともに、必要な福祉車両等の低価格での流通を確保することで、障害者等の生活を支援すること。 ----- 《政策目的の根拠》 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) 第1条 この法律は、……身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。
	① 政策目的及びその根拠	基本目標Ⅷ 障害のある人もない人も地域でともに生活し、活動する社会作りづくりを推進すること。 施策大目標1 必要な障害福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること
	② 政策体系における政策目的の位置付け	1 - 1

			障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること。
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>福祉車両等を製造・販売する事業者の経営継続の安定性を確保するとともに、必要な福祉車両等の低価格での流通を確保すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>福祉車両等について、十分かつ低価格な流通を確保すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>必要な福祉車両等の低価格での流通を確保することで、障害者等の地域における安定した暮らしを確保することができる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年8月)</p> <p>福祉車両等を製造・販売する事業者の国内での市場規模(福祉用具としての市場規模であり、身体障害者用物品以外の物品も含む。)は7,735億円(平成5年度)から1兆1,955億円(平成23年度)へと拡大しているものの、1兆2,823億円(平成18年度)のピークから、近年縮小傾向であることを踏まえると、事業の継続が困難となる事業者が生じることにより、必要な福祉車両等の低価格での流通の確保が困難となり、障害者等の地域における安定した暮らしを確保できなくなる等のおそれがある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇～〇〇)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年8月)</p> <p>事業者が福祉車両等に関する事業を縮小する等のおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年8月)</p> <p>事業者が事業を縮小する等により福祉車両等の十分かつ低価格な流通が確保できない場合、身体障害者等が生活上必要不可欠な物品を入手することができなくなり、自立した生活を送ることができなくなる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	福祉車両等については、卸売業者を通じる場合や、貸与による場合があるなど、その流通経路が様々であり、要望の措置を講ずることで、幅広く負担軽減を図ることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長等	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標（質の高い雇用の確保）がいまだ達成されていないとしているが、所期の目標が達成されていない原因の分析がなされていないため、当該原因分析を明らかにすることにより、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を説明する必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（質の高い雇いを確保する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [過去の実績]
 - 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 [将来の見込み]
 - 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標（質の高い雇いを確保する）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

制度創設時は雇用者増加数 17 万人と見込んでいたが、適用実績は約 7 万人程度にとどまる見通しとなっている。所期の想定と比較すると下回るものの、想定外に僅少ではない。

適用業種は、サービス業 49.1%、小売業 9.7%、運輸通信交易業 6.7%と各業種で適用されており、また資本金階級別でも各階級において当該制度が利用されている実績から、本税制は適用に偏りがないといえる。

業種別適用件数及び適用額

	件数	適用額(千円)
農林水産業	5	1,313
鉱業	0	0
建設業	97	54,695
製造業	201	331,827
卸売業	105	122,259
小売業	101	199,634
料理工飲食旅館業	34	56,493
金融保険業	23	44,273
不動産業	27	53,998
運輸通信公益事業	77	137,931
サービス業	604	1,009,807
その他	39	42,630
計	1,313	2,054,866

資本金階級別適用件数及び適用額

	件数	適用額(千円)
1,000 万円以下	732	540,100
3,000 万円以下	270	331,621
5,000 万円以下	136	248,642
1 億円以下	102	412,815
3 億円以下	31	152,557
5 億円以下	20	106,701
10億円以下	9	57,122
100億円以下	11	138,505
100億円超	2	66,800
計	1,313	2,054,866

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成 26 年度と同程度の適用を見込んでいる。

適用件数（推計）

平成 27 年度 6,732 件

平成 28 年度 6,732 件

減収額・適用額（推計）

平成 27 年度 国税 10,051 百万円 地方税 1,429 百万円

平成 28 年度 国税 10,051 百万円 地方税 1,429 百万円

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

当課実施のアンケート調査によると、企業は以下の 2 タイプに分かれた。

税制積極タイプ：税制を活用することによって、採用計画などに変化・影響があった企業
（当初の採用予定人数より多く採用した等）

35.6%

無関係タイプ：税制を活用することによって、採用計画などに変化・影響がなかった企業
（ももとの採用予定人数を採用）

61.9%

上記 2 タイプの 1 企業当たりの雇用者増加数を比較したところ、税制積極タイプは平均 15.6 人であるのに対し、無関係タイプは平均 14.4 人であった。本制度によって、事業主の雇用に対するインセンティブが高められたといえる。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本制度は、新たに雇用をした場合に事業主の負担となる費用の一部を控除することによって、事業主の雇用に対するインセンティブを高められること、また、全ての企業を対象とし、雇用者の増加数に応じて控除する仕組みであることから、政策手段として公平かつ的確な措置である。

（「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長等 (国税11)(法人税:義 所得税:外) (地方税14)(法人住民税:義)
2	要望の内容	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 雇用者(雇用保険一般被保険者)増加数5人以上(中小企業は2人以上)、かつ、雇用増加割合10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり40万円の税額控除が受けられる。なお、当期の法人税額の10%(中小企業は20%)が限度。 ・特例措置の内容 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(以下「雇用促進税制」という。)の措置について、適用期限を3年間延長する。また、本税制が一層活用され雇用の促進が図られるよう事業主等の要件緩和要望について検討し、所要の措置を講ずる。
3	担当部局	厚生労働省職業安定局雇用政策課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度:創設 平成25年度:拡充 ア 税額控除限度額を増加雇用者数1人当たり20万円から40万円に引き上げる イ 税制の適用要件である「雇用者増加数」を算定する際、その前提となる「雇用者」の数に高年齢継続被保険者を含める
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間 (個人事業主の場合は、平成27年1月1日から平成29年12月31日までの3年間)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「雇用」を基軸とする経済成長を推進する観点から、雇用の受け皿となる「成長企業」を支援し、雇用の拡大を図ることが重要である。このため、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)を踏まえ、平成23年度税制改正により、雇用を増加させる企業に対し、法人税の税額控除などを行う雇用促進税制が創設された。今後の日本の成長を担う分野の産業の企業や若年者を雇用する企業を支援し、今後の成長が期待される産業でのより積極的な雇用創出や学卒未就職者等の雇用機会を確保することを目的とする。 平成25年度の税制改正においては、多様な人材の潜在力を引き出すことで「成長による富の創出」につながることから、「個人の可能性が最大限発揮され雇用と所得が拡大する国」を目指し、税制の施策を講じることが重要との認識の下、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)のひとつとして雇用促進税制の拡充が盛り込まれたところである。 平成25年度における雇用促進計画の受付件数は増加傾向にあり、この経済対策の効果が引き続き発揮されるよう本税制を継続的に実施していく

		<p>ことが必要である。また、事業主等の要件緩和要望について検討し、本税制が一層活用され雇用の促進を図ることが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定) [抜粋] I. 基本的な考え方 2. 経済対策の基本的視点 (第2)「雇用」を機軸とした、経済成長の実現 「雇用」を機軸とした経済成長を目指す。雇用が広がれば、所得が増え、消費を刺激し、経済が活性化する。こうした「好循環」を実現するため、予算・税制・企業社会システム全般にわたって、「雇用」の基盤づくりに全力を尽くす。 具体的には、①経済を成長させて「雇用を創る」。例えば、介護・医療・保育、環境、観光など潜在的な需要が大きい分野において、雇用創出を推進する。②円高等による国内雇用の空洞化を防ぎ、「雇用を守る」。③求人ニーズの高い中小企業等とのマッチングを強化し、「雇用をつなぐ」。これらの取組により、国民全てが意欲と能力に応じて働ける社会の実現を目指す。 II. 「3段階」の対応について ステップ3 平成23年度の対応—新成長戦略の本格実施 (2)雇用促進等のためにも企業減税 ・新成長戦略の実現、特に、「雇用」を機軸とした経済成長を推進する観点から、政策税制措置を平成23年度税制改正において講ずる。このため、①健康・環境分野等をはじめとする雇用の創出のほか、②正規雇用化、③育児支援、④障がい者雇用などの視点を踏まえ、例えば、雇用の増加に応じ、企業の税負担を軽減する措置を講ずるなど、有効な税制措置の具体化を図る。</p> <p>○「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定) [抜粋] 第3章 具体的施策 II. 成長による富の創出 5. 人材育成・雇用対策 厳しい雇用情勢を踏まえ、失業者の成長分野への人材移動を支援するなどの雇用対策を講じるとともに、若年者の職業訓練の促進等による人材育成策の強化、女性の活躍促進、教育再生の推進に向けた学校の教育研究基盤の整備等に取り組む。 ・企業による雇用・労働分配(給与等支給)を拡大するための税制措置 <税制></p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標Ⅳ 「意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること」 ・施策大目標2 「雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること」 ・施策中目標2-1 「地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること」 	

	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 雇用促進税制を活用して、雇用確保を図ろうとする事業主に対する支援を継続するとともに、一層活用され雇用の促進が図られるよう所要の措置を講じ、質の高い雇用を確保する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者（雇用保険一般被保険者）の数 ※ 本制度は、各企業の「事業年度」に合わせて雇用促進税制を活用することになっているが、事業年度は企業によって決められているため、本制度では統一的に雇用促進計画を受け付けた「年度」単位で目標値及び達成値を設定している。また、達成目標である質の高い雇用の確保は、雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者数（雇用保険一般被保険者数）により判断することとしている。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 一定の雇用者数の増加等が確認された場合に行う税制優遇措置を継続することにより、事業主の雇用拡大に対するインセンティブをより一層高めるものと期待され、今後の成長が期待される産業でのより積極的な雇用創出や学卒未就職者等の雇用機会が増加することが見込まれる。</p>
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>適用件数（推計値） 平成23年度 4,544件 平成24年度 4,467件 平成25年度 6,120件 平成26年度 6,732件 （別紙「減収見込額等の推計」を参照）</p> <p>雇用促進計画受付・達成状況報告（実績値） ○計画数 平成23年度（受付）30,061件（達成）8,056件 平成24年度（受付）29,555件（達成）2,438件 ※ 平成25年度（受付）14,396件 ※</p> <p>○雇用者増加数 平成23年度（受付）209,614人（達成）82,723人 平成24年度（受付）200,715人（達成）35,789人 ※ 平成25年度（受付）111,132人 ※</p> <p>※平成25年8月末時点の速報値であり、年度合計ではない。 ※雇用促進の実績については、毎月受付・達成状況報告件数を下記URLにて公表している。 ・平成23年度雇用促進計画受付・達成状況報告件数 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/dl/koyousokushinzei_07_leaf.pdf ・平成24年度雇用促進計画受付・達成状況報告件数 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/dl/koyousokushinzei_03_leaf.pdf ・平成25年度雇用促進計画受付件数 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/dl/koyousokushinzei_08_leaf.pdf</p>
	<p>② 減収額</p>	<p>減収額（推計値） 平成23年度 国税7,111百万円 地方税918百万円 平成24年度 国税6,991百万円 地方税902百万円</p>

		<p>平成25年度 国税9,051百万円 地方税1,256百万円 平成26年度 国税10,051百万円 地方税1,429百万円 （別紙「減収見込額等の推計」を参照）</p>
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成23年4月～平成25年8月） ※平成25年8月末時点で報告されたもののみ 本税制の適用となる雇用者数は、以下のとおり見込まれる。 平成23年度 67,706人 平成24年度 66,558人 平成25年度 82,620人 平成26年度 90,882人</p> <p>※ 達成目標である質の高い雇用の確保は、雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者数（雇用保険一般被保険者数）により判断することとしている。（別紙「減収見込額等の推計」を参照）</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成23年4月～平成25年8月） ※平成25年8月末時点で報告されたもののみ 雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者数は雇用保険に新たに加える者であることから、達成目標である質の高い雇用の確保は一定程度達成されたものと判断する。 平成23年度の目標雇用者増加数が制度創設時の目標年間17万人には達しない見込みであることから、平成25年度税制改正の際に拡充を要望を行った。 なお、本制度は、ハローワーク等に①事業年度開始後2か月以内に雇用促進計画を提出し、②事業年度終了後2か月以内に雇用促進計画の達成状況報告を提出することが必要であり、ハローワーク等で確認した雇用促進計画を確定申告時に添付すること等により税制の適用となるかどうか分かる仕組みとなっている。 そのため、平成25年度中に事業年度が開始する雇用促進計画については、平成26年4月から雇用促進計画の達成状況の受け付けが開始となるため、平成25年度税制改正時の目標について達成できたかは現時点では判断できない。</p> <p>（参考）平成25年度税制改正においては、以下のとおり拡充を要望。 ア 税額控除限度額を増加雇用者数1人当たり20万円から40万円に引き上げる。 イ 税制の適用要件である「雇用者増加数」を算定する際、その前提となる「雇用者」の数に高齢継続被保険者を含める。 拡充により、アでは年間約8万人、イでは年間約1.6万人の雇用が増加すると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成23年4月～平成25年8月） ※平成25年8月末時点で報告されたもののみ 平成25年度の税制改正においては、多様な人材の潜在力を引き出すことで「成長による富の創出」につながることから、「個人の可能性が最大限発揮され雇用と所得が拡大する国」を目指し、税制の施策を講じることが重要との認識の下、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」のひとつとして雇用促進税制の拡充が盛り込まれたところである。</p>

減収見込額等の推計

		<p>雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの改善しており、また平成 25 年度における雇用促進計画の受付件数も増加傾向にあることから、この経済対策の効果が引き続き発揮されるよう本税制を継続的に実施していくことが必要である。</p> <div style="text-align: center;"> <p>ハローワークに提出された雇用促進計画</p> </div> <p>《税込減を是認するような効果の有無》 適用期限を延長する等の措置を講ずることにより、雇用促進税制を活用して、雇用確保を図ろうとする事業主に対する支援を継続するとともに、一層活用され雇用の促進が図られるよう所要の措置を講じ、質の高い雇用を確保することができる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 雇用の創出に大きな期待が見込まれる分野の成長産業等の企業、及び若年者雇用を進める企業に対して、雇用負担の軽減が新規採用に効果的である。雇用を増やす企業に対し幅広く支援を行うため、税制による優遇措置は妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 現行の各種雇入れ助成金は、再就職が困難な高齢者や年長フリーターなど、雇い入れる労働者の属性等に応じて、その就職を支援するものであり、労働者の職業の安定を図ることを目的とし、その対象・効果も限定されている。 一方、今回の雇用促進税制は、経済対策として、雇用増に着目して企業の税負担を軽減するものであり、「雇用」を基軸とする経済成長を推進することを目的とし、広く企業を対象としたものである。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 本税制特別措置により、成長企業に対する支援を強化して離職者等の雇用機会を確保し、また地域の雇用を確保し、地域経済の活性化につながるものである。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 24 年 8 月

➤ 租特透明化法等による調査報告書における適用実績

適用件数 : 1,313 件

税額控除額 : (国税) 2,054,866 千円 (地方税) 265,240 千円

(※) 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による実績値、総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」による実績値より。

(※) 租特透明化法の調査対象企業は、平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日までの間に事業年度が終了した法人。従って、事業年度が平成 23 年 4 月 1 日開始の企業のみが対象となる。

➤ 適用件数

ハローワークにおいて達成状況報告を受理し、雇用増加数などの要件を満たした件数は、平成 23 年 4 月事業年度開始分では 2,330 件であることから、56.4% (=1,313/2,330) が実際に税制控除を適用された件数と推計。

よって、各年度における適用件数は以下の通り推測される。

平成 23 年度

平成 23 年度達成報告件数 : 8,056 件
8,056 件 × 56.4% = 4,544 件

平成 24 年度

平成 24 年度達成報告件数 (推計) :
平成 24 年度受付件数 29,555 件 × 達成率 26.8% (※1) = 7,921 件
7,921 件 × 56.4% = 4,467 件

平成 25 年度

平成 25 年度受付件数 (推計) :
29,555 件 × 1.37 倍 (※2) = 40,490 件
平成 25 年度達成状況報告件数 (推計) :
40,490 件 × 達成率 26.8% = 10,851 件
10,851 件 × 56.4% = 6,120 件

平成 26 年度

6,120 件 × 1.1 倍 (※3) = 6,732 件

(※1) 平均達成率 (平成 23 度平均)

8,056 件 ÷ 30,061 件 = 26.8%

(※2) 雇用促進計画の受付件数の年次比較 (4～5 月事業年度開始分。平成 25 年 8 月末時点)

平成 25 年度計画数 ÷ 平成 24 年度計画数 = 10,885 件 ÷ 7,957 件 = 1.37 倍

(※3) 雇用促進計画の受付件数は、平成 25 年度は税制改正直後であることから前年度比で 1.37 倍増加しているが、平成 26 年度には増加幅は縮小し 1.1 倍程度になると仮定する。

➤ 雇用者増加数

適用件数に、適用企業1社当たりの平均雇用増加数14.9人^{※4}を乗ずることで、雇用者増加数を推計する。

$$\text{平成23年度} \\ 4,544 \text{ 件} \times 14.9 \text{ 人} = \underline{67,706 \text{ 人}}$$

$$\text{平成24年度} \\ 4,467 \text{ 件} \times 14.9 \text{ 人} = \underline{66,558 \text{ 人}}$$

$$\text{平成25年度} \\ 6,120 \text{ 件} \times 13.5 \text{ 人} (\text{※5}) = \underline{82,620 \text{ 人}}$$

$$\text{平成26年度} \\ 6,732 \text{ 件} \times 13.5 \text{ 人} = \underline{90,882 \text{ 人}}$$

(※4) 当課にて、平成24年度に雇用促進計画を提出した企業のうち、アンケート実施期間(平成25年6月21日)までに達成状況報告を提出した企業を対象(提出予定も含む。個人事業主は除く)としたアンケート調査を実施。このうちの税制の適用を受けた企業1社当たりの平均雇用増加数。

(※5) 雇用促進計画1件あたりの目標雇用者増加数(4月～6月受付分)が、平成24年度計画は8.5人(83,304人/9,808件)、平成25年度計画は7.7人(103,281人/13,328件)であることを考慮し、平均雇用者増加数は14.9人 \times 7.7人 \div 8.5人=13.5人とする。

➤ 減収見込額

租特透明化法等による調査報告書における適用実績を元に、1法人あたりの平均税額控除額を算出し、各年度における見込適用法人数に乘じることで減収見込額を推計する。

○国税

$$\text{平成23年度} \\ 2,054,866 \text{ 千円} \div 1,313 \text{ 法人} \times 4,544 \text{ 法人} = \underline{7,111,432 \text{ 千円}}$$

$$\text{平成24年度} \\ 2,054,866 \text{ 千円} \div 1,313 \text{ 法人} \times 4,467 \text{ 法人} = \underline{6,990,926 \text{ 千円}}$$

$$\text{平成25年度} \\ \text{平成25年度の拡充した分の税額控除見込額は、初年度20億円(財務省試算)であること} \\ \text{から、平成23年度及び平成24年度の平均減収見込額に20億円を加算する。} \\ (7,111,432 \text{ 千円} + 6,990,926 \text{ 千円}) \div 2 + 2,000,000 \text{ 千円} \\ = \underline{9,051,179 \text{ 千円}}$$

$$\text{平成26年度} \\ \text{平成25年度の拡充した分の税額控除見込額は、平年度30億円(財務省試算)であること} \\ \text{から、平成23年度及び平成24年度の平均減収見込額に30億円を加算する。} \\ (7,111,432 \text{ 千円} + 6,990,926 \text{ 千円}) \div 2 + 3,000,000 \text{ 千円} \\ = \underline{10,051,179 \text{ 千円}}$$

○地方税

$$\text{平成23年度} \\ 265,240 \text{ 千円} \div 1,313 \text{ 法人} \times 4,544 \text{ 法人} = \underline{917,936 \text{ 千円}}$$

$$\text{平成24年度} \\ 265,240 \text{ 千円} \div 1,313 \text{ 法人} \times 4,467 \text{ 法人} = \underline{902,382 \text{ 千円}}$$

$$\text{平成25年度} \\ \text{平成25年度の拡充した分の税額控除見込額は、初年度20億円(財務省試算)であること} \\ \text{から、平成23年度及び平成24年度の平均減収見込額に、法人税減収額に法人住民税率の} \\ \text{17.3\%を乗じた額を加算する。} \\ (917,936 \text{ 千円} + 902,382 \text{ 千円}) \div 2 + 2,000,000 \text{ 千円} \times 17.3\% \\ = \underline{1,256,159 \text{ 千円}}$$

$$\text{平成26年度} \\ \text{平成25年度の拡充した分の税額控除見込額は、平年度30億円(財務省試算)であること} \\ \text{から、平成23年度及び平成24年度の平均減収見込額に、法人税減収額に法人住民税率の} \\ \text{17.3\%を乗じた額を加算する。} \\ (917,936 \text{ 千円} + 902,382 \text{ 千円}) \div 2 + 3,000,000 \text{ 千円} \times 17.3\% \\ = \underline{1,429,159 \text{ 千円}}$$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減は認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減は認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（民間企業における障害者の実雇用率）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（法定雇用率2.0%の達成）の実現状況について、「平成24年に当該税制を利用した企業において雇用している障害者数の推計2,213人のうち助成金を受給した企業を除いても1,477人の障害者が雇用されていると推計しており、目標の達成に寄与しているものと考えている」と説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑨参照）、当該効果・達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（法定雇用率2.0%の達成）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）
障害者雇用促進法第43条及び46条は以下のとおり。
（一般事業主の雇用義務等）
第四十三条 事業主（常時雇用する労働者（以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨て。第四十六条第一項において「法定雇用障害者数」という。）以上であるようにしなければならない。
（一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画）
第四十六条 厚生労働大臣は、身体障害者又は知的障害者の雇用を促進するため必要があると認める場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が法定雇用障害者数未満である事業主（特定組合等及び前条第一項の認定に係る特定事業主であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）に対して、身体障害者又は知的障害者である労働者の数がその法定雇用障害者数以上となるようにするため、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずることができる。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）
雇用率2.0%は「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、2020年までの目標としているところであり、助成金及び税制等あらゆる手段を講じて取り組んで行く必要がある。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
昨年度は平成24年度の適用件数を38事業所と見込んでいたところであり、それと同等の数であった。なお、租特透明化法に基づく適用実態調査によると、平成23年度の適用件数は45事業所である。
当該税制優遇は、事業主に障害者の雇用割合が50%以上等の要件を課しており、相当程度対象を絞っていることから、想定外に僅少であるとはいえないと考えている。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
過去の実績は毎年30事業所前後となっており、平成26～28年度の適用件数については、少なくとも25年度の見込みと同程度になると考えている。また、適用額についても、租特透明化法に基づく実績（396百万円）と同程度になると考えている。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
過去の減収額の実績は、毎年10百万円前後となっており、平成26～28年度の減収見込額については、少なくとも25年度の見込み（12百万円）程度になると考えている。

- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
平成24年に当該税制を利用した企業において雇用している障害者数の推計2,213人のうち助成金を受給した企業を除いても1,477人の障害者が雇用されていると推計しており、目標の達成に寄与しているものと考えている。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
当該税制優遇は、事業主に障害者の雇用割合が50%以上等の要件を課しており、障害者雇用納付金制度等の助成金に加えて障害者雇用に積極的な事業主を更に支援することを目的に措置しているものである。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
まずは雇用率達成指導や障害者雇用納付金制度等の助成金などにより、雇用を進め、更に高いレベルにある事業主（障害者の雇用割合が50%以上等）について税制優遇を行い、雇用の促進を図るという役割分担をしているところ。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長 (国税12) (法人税:義 所得税:外)
2	要望の内容	<p>〔制度の概要〕</p> <p>①障害者雇用割合が50%以上※1 ②障害者雇用割合が25%以上※1かつ障害者を20人以上雇用※1 ③20人以上※2の障害者を雇用し、かつそのうち重度障害者※3の割合が50%以上※2(法定雇用率を達成しているものに限る) のいずれかを満たす場合、その年又はその年の前年以前5年内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等について、普通償却限度額の24%(工場用建物32%)の割増償却ができる。</p> <p>※1 ダブルカウントあり(短時間以外の重度障害者は1人を2人と、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人とカウント) ※2 ダブルカウントなし(短時間労働者は1人を0.5人とカウント) ※3 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者</p> <p>〔要望の内容〕</p> <p>当該特例措置の適用期限については、平成26年3月31日限りで失効することとなっているが、その適用期限を3年間延長する。</p>
3	担当部局	職業安定局高齢・障害者雇用対策部
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和48年度の制度創設以来、平成25年度まで適用期限の延長を重ねてきている。昭和63年度、平成5年度、平成17年度、平成18年度及び平成21年度には法改正に合わせて対象となる障害者の範囲の拡充を行った。
6	適用又は延長期間	3年間の延長
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>障害者雇用対策については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づき、障害者の雇用の促進及び職業の安定を一層図ることとしている。民間企業における障害者の実雇用率は、平成24年6月現在1.69%と前年比0.04ポイント上昇しているものの、法定雇用率2.0%まで達していないため、障害者雇用者数がさらに伸びることが必要である。</p> <p>本税制は、障害者を多数雇用する企業の設備整備等に対するインセンティブを喚起し、設備の近代化を図ることにより、障害者の雇用を維持・拡大することを目的としている。</p>

	②: 政策体系における政策目的の位置付け	《政策目的の根拠》 ○ 障害者雇用促進法第43条(一般事業主の雇用義務等) ○ 障害者雇用促進法第46条(一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画)
		基本目標Ⅳ: 意欲のある全ての人が働くことができるよう労働市場において労働者の職業の安定を図ること。 施策目標3: 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 3-1: 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定を図ること 基本目標Ⅷ: 障害のある人もない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策目標1: 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること 1-2: 障害者の雇用を促進すること
		《租税特別措置等により達成しようとする目標》 法定雇用率2.0%の達成
8 有効性等	①: 適用数等	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 「障害者雇用状況報告」(年1回実施)による、民間企業における障害者の実雇用率 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 平成24年6月1日現在の民間企業(56人以上)の障害者の実雇用率は1.69%であり、前年の1.65%から0.04ポイント伸びたところであり、当該特例措置は、障害者多数雇用事業所の設備整備等に対するインセンティブを喚起し、設備の近代化を図らせることで、障害者雇用の維持・拡大に寄与している。
		○ 平成25年度(見込み) 32事業所 機械等505件、建物等204件 ○ 平成24年度 35事業所 機械等595件、建物等228件 ○ 平成23年度 28事業所 機械等415件、建物等180件 ※租特透明化法に基づく適用実態調査結果 適用件数 45事業所 適用総額 396百万円(割増償却額)
		②: 減収額 平成25年度(見込み): 12百万円 平成24年度: 14百万円 平成23年度: 10百万円
	③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成24年6月1日) 平成24年6月1日現在の民間企業(56人以上)の障害者の実雇用率は1.69%であり、前年の1.65%から0.04ポイント伸びており、雇用されている障害者の数も前年に比べて4.4%(約1万6千人)増加し、約38.2万人となっている。また、当該特例措置の延長適用により、障害者雇用が維持・拡

		<p>大され、政策目標の法定雇用率 1.8%に寄与したものと云える。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年6月1日) 平成 24 年6月1日現在の民間企業(56 人以上)の障害者の実雇用率は 1.69%であり、前年の 1.65%から 0.04 ポイント伸びており、雇用されている障害者の数も前年に比べて 4.4%(約 1 万 6 千人)増加し、約 38.2 万人となっている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年6月1日) 平成 24 年6月1日現在の民間企業(56 人以上)の障害者の実雇用率は 1.69%であり、前年の 1.65%から 0.04 ポイント伸びたところであるが、当該特別措置が障害者多数雇用事業所の設備に対するインセンティブを喚起し、設備の近代化を図らせ、障害者雇用の維持・拡大に寄与していることから、延長されなかった場合には障害者の実雇用率の伸びが鈍化することが見込まれる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 24 年6月1日) 平成 24 年6月1日現在の民間企業(56 人以上)の障害者の実雇用率は 1.69%であり、前年の 1.65%から 0.04 ポイント伸びたところであるが、これにより設備投資のインセンティブを喚起し、障害者を多数雇用する事業所の競争力の確保、経営基盤の安定化や、それによる障害者の雇用の維持・拡大に寄与している。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>障害者を多数雇用する企業は、他の企業と同様に設備投資を行い競争力をつける必要があるが、経営状況が厳しく、設備投資を行う場合にはその年の負担が過大なものとなり、新たな設備投資に踏み切ることが難しい。税制上の優遇措置があれば、事業主の負担を軽減することができるため、設備投資のインセンティブを喚起し、障害者を雇用するという政策効果が期待できるものである。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>障害者多数雇用事業所は小規模が多く、経営環境が脆弱である上、一般企業に比べて収益が小さい。その一方で障害者の働きやすい環境整備のためには、多額の設備投資を要するなど厳しい経済環境に置かれている。このため、障害者雇用納付金制度等の助成金に加えて、税制上の特別措置により、障害者多数雇用事業所の設備投資のインセンティブを喚起し、設備を充実させて事業所の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境を図ることは、障害者の職業の安定・促進につながる。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>障害者多数雇用事業所は全国的にも小規模なものが多く、経営環境が脆弱である上、一般企業に比べて収益が小さい。 その一方で、他の企業と同様に設備投資を行い競争力をつける必要があるが、経営状況の厳しい障害者多数雇用事業所が設備投資を行うには、その年の負担が過大なものとなり、新たな設備投資に踏み切ることが</p>

		<p>難しい。障害者雇用に関しては、①地方公共団体には障害者雇用の促進に必要な施策の総合的かつ効果的な推進を行う責務が課されていること(障害者雇用促進法第6条)、②障害者支援に係る費用は地域社会においても平等に負担すべきこと等から、地方税においても、障害者を多数雇用する場合に要する設備投資等の負担の軽減措置を講じ、障害者の雇用の促進を図るとともに、事業所の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境を整備する必要がある。 そこで当該税制上の特別措置を全国一律に適用させることにより、障害者多数雇用事業所の設備投資のインセンティブを喚起し、設備を充実させて事業所の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境が図られ、障害者の職業の安定・促進につながる。</p>
10	有識者の見解	<p>平成 25 年 3 月に出示された労働政策審議会意見書において、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えるに当たっては、企業に対する大幅な支援策の充実を進めつつ実施することが必要とされており、引き続き設備整備の拡充等を行う企業の設備投資に係る租税負担をできる限り軽減することが必要である。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度

24年度・25年度適用実績推計方法

I 24年度適用実績

- 当該税制優遇措置の申請の添付書類に用いられることがある「障害者等雇用状況証明」を申請した事業所は47事業所に対し、当該税制の適用の有無、機械建物の適用件数、特別償却限度額、法人税率についてアンケート調査を実施（19事業所から回答）
- そのうち14事業所について税の優遇措置の適用があった。

【アンケート回答のあった14事業所の実績】

- 機械建物の適用件数は、以下のとおりであった。
- ・機械等238件 建物等91件…①
- 減税額は、アンケート回答で把握した各事業所の特別償却限度額と各事業所の法人税率により計算した結果、
- ・減税額5,625千円…②

【未回答28事業所に係る実績の推計】

- 未回答の28事業所について、以下の方法により適用事業所数を推計
- ・回答のあった19事業所のうち、適用有が14事業所、適用無が5事業所であったことを踏まえ未回答の28事業所のうち適用があったものを以下のとおり推計。
： $28 \times 14 / 19 = 21$ 事業所…③
- 税の優遇措置の適用があった14事業所の機械建物の適用件数 減税額の平均はそれぞれ
- ・適用件数
： 機械等 約17件 建物等 約7件…④
 - ・減税額 約402千円…⑤
- 以上を踏まえ、21事業所の適用件数、減税額をそれぞれ以下のとおり推計
- ・④×21事業所で機械等が357件、建物等が137件…⑥
 - ・⑤×21事業所で減税額が8,438千円…⑦

【適用実績推計】

- 以上から全体の適用実績を以下のとおり推計
- 14（アンケートから把握した適用事業所数）＋③＝適用事業数が35事業所
- ①＋⑥＝機械等が595件、建物等が228件
- ②＋⑦＝減税額14,063千円（14百万円）

II 25年度適用実績

- 上記Iと同様の方法で算出した23年度適用実績は
- ： 28事業所 機械等415件 建物等180件 減税額10百万円
- 25年度の適用見込みは23年度と24年度の実績の平均とした。
- ・25年度適用見込み
適用事業所数：(28事業所＋35事業所)÷2＝32事業所
機械等：(415件＋595件)÷2＝505件
建物等：(180件＋228件)÷2＝204件
減税額：(10百万円＋14百万円)÷2＝12百万円

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	仕事と家庭の両立支援や時間外労働の削減等に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の延長等	府省名	厚生労働省
税目	所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	⊗	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	⊗	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について平成23年度しか把握されていないため（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）、減収額の実態を分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥⑧ 本租税特別措置等の適用額及び減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数、適用額及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

注1 本要望に係る延長部分以外について、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

※平成 24 年度の減収額は、現時点では算定困難

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年 1 月 29 日閣議決定）において、平成 26 年度までに「くるみん」取得企業数を 2,000 社とされている。平成 25 年 6 月末で 1,588 社となっており、引き続き「くるみん」取得企業数を拡大するため、本税制上の優遇措置は必要である。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）
平成 24 年度適用数（推計）：22 件
次世代法認定企業数の増加率： $252 \div 204 \times 100 = 123.52 \approx 124\%$
 $18 \text{（平成 23 年度実績）} \times 124\% = 22.32 \approx 22$
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置等の創設時、具体的な想定件数を算出していないため、比較することが困難。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）
<次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した場合に、当該企業が一定年度内に取得した減価償却資産に認められた割増償却の適用期限の 1 年間延長>
平成 26 年度 適用見込み件数：33 件
（次世代法認定企業数）
平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月末までの次世代法認定企業増加数 204 社
平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月末までの次世代法認定企業増加数 252 社
増加率： $252 \div 204 \times 100 = 123.52 \approx 124\%$
平成 23 年度適用件数：18 件
平成 24 年度適用件数（見込み） $18 \text{ 件} \times 124\% = 22.32 \approx 22 \text{ 件}$
平成 25 年度適用件数（見込み） $22 \text{ 件} \times 124\% = 27.28 \approx 27 \text{ 件}$
平成 26 年度適用件数（見込み） $27 \text{ 件} \times 124\% = 33.48 \approx 33 \text{ 件}$
※適用額の将来推計については、現時点では算定困難
<次世代育成支援対策推進法に基づき仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置>
本租税特別措置等の具体的内容については現在検討中であるため、将来推計は困難。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）
平成 23 年度減収額：6 億 6,244 万 800 円
（算出根拠）
割増償却の適用額 平成 23 年度：22 億 813 万 6,000 円
法人税率 平成 23 年度：30%
（減収額計算式）
 $2,208,136,000 \times 0.3 = 662,440,800$

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）
本租税特別措置等の具体的内容については現在検討中であるため、将来推計は困難。
- ④ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
育児・介護休業法には育児休業を取得する権利が規定されているが、実際の育児休業取得率は、女性 83.6%、男性 1.89%であり、更なる取得促進を行う必要があるところ、くるみん認定の認定基準には、「男性の育児休業取得者 1 人以上」、「女性の育児休業取得率 70%以上」という要件があり、本税制優遇措置によりくるみん取得を促進することで、育児休業取得率を向上させることができる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	仕事と家庭の両立支援や時間外労働の削減等に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の延長等 (国税15)(所得税:外 法人税:義) (地方税17)(個人住民税:外 法人住民税:義 事業税:義)
2	要望の内容	企業が次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した場合に、当該企業が一定年度内に取得した減価償却資産に認められた割増償却について、適用期限を1年間延長するとともに、次世代育成支援対策推進法に基づき仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置を拡充する。 また、時間外労働の削減等に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置を講じる。
3	担当部局	雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課 雇用均等政策課 労働基準局 労働条件政策課
4	評価実施時期	【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】 平成23年4月1日から平成25年3月31日
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】 平成23年度創設
6	適用又は延長期間	【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した場合に、当該企業が一定年度内に取得した減価償却資産に認められた割増償却の延長期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日 ・次世代育成支援対策推進法に基づき仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の適用期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】 企業における働き続けながら子育てしやすい環境を整備するためには、次世代法に基づく認定マーク「くるみん」の普及啓発を進め、「くるみん」取得企業を増加させることが有効である。その手法として税制優遇措置による経済的なインセンティブを付与し、「くるみん」の取得を促すことにより、女性の活躍を一層促進する。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定) 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 3. 教育等を通じた能力・個性を發揮するための基盤強化 (2)女性の力の最大限の發揮 女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブ付与...を進める。 ・日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 第Ⅱ 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン ~ヒト、モノ、カネを活性化する~ 2. 雇用制度改革・人材力の強化 ④女性の活躍推進 ○女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブ付与等 ・企業への助成金制度や税制上の措置の活用等による支援等の充実...を進める。 ・我が国の若者・女性の活躍推進のための提言(平成25年5月19日若者・女性活躍推進フォーラム) Ⅲ. 女性の活躍推進のための提言 【直面する課題と抜本的解決に向けた具体的方策】 1. 女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブ付与等 (1)企業に対する助成金制度による支援等の充実 ① 助成金制度や税制上の措置の活用を通じ、女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業を支援する。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>基本目標VI 男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを生み育てることを等を可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標VI-1 男女労働者の均等な待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること</p> <p>施策中目標VI-1-1 男女労働者の均等な待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均等待遇等を推進すること。</p>
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>次世代法認定マーク(くるみん)取得企業数を平成25年6月末1588社から2000社(平成26年度末)に引き上げる。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>次世代法認定マーク(くるみん)取得企業数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>—</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>割増償却の適用件数 平成 23 年度: 18 件(連結法人含む)</p> <p>資料出所: 財務省「租税特別措置の適用実態の結果に関する報告書」</p>
		減収額	<p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>割増償却の適用額 平成 23 年度: 2,208,136 千円</p> <p>資料出所: 財務省「租税特別措置の適用実態の結果に関する報告書」</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>(分析対象期間: 平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日)</p> <p>割増償却制度により、保育所を含む建物を取得、新築・増改築した場合に、割増償却を可能にし、くるみん取得を促進する。また、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対し、税制上の優遇措置を講じることで、両立支援による経済的な負担を軽減し、くるみん取得を促進する。</p> <p>これにより、企業における働き続けながら子育てしやすい環境整備が促進される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>平成 26 年度末までに、次世代法認定マーク取得数を 2000 社にすることを掲げているが、平成 25 年 6 月時点では 1588 社であり、上述した税制上の優遇措置の効果により、2000 社が達成されると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>(分析対象期間: 平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日)</p> <p>くるみん取得についてのインセンティブが失われ、くるみん取得が増加しないと考えられ、女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援を促進する社会的取組が後退し、今後の日本経済の活性化が損なわれるおそれがある。</p>

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブについては、「経済財政運営と改革の基本方針」や「日本再興戦略」等に記載されており、政府全体として取り組むべき喫緊の課題である。</p> <p>本税制優遇措置によりくるみん取得を促進することで、働き続けながら子育てしやすい環境が整備されることで女性の継続就業率が増加し、「日本再興戦略」等で提言されている女性の活躍が推進されることで、日本経済の活性化につながる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>くるみん認定制度は、特定の取組の促進を目的としたものではなく、企業の実情に応じた両立支援の取組を促進させるものであり(例えば、一般事業主行動計画に盛り込まれた両立支援に係る取組の達成、育児休業の取組、所定外労働の制限に関する制度の整備など)、その取組内容は次世代法によって強制的に決められるものではないため、特定の事業を促進させる補助金や規制ではなく、税制上の優遇措置によって、自主的な取組を促進させることが有効である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>育児・介護休業法には育児休業を取得する権利が想定されているが、実際の育児休業取得率は、女性 83.6%、男性 1.89%であり、くるみんの取得により、さらなる普及啓発を行う必要がある。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>次世代法第 7 条においては、地方公共団体は次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないとされている。</p>
10	有識者の見解		<p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>—</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】</p> <p>—</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄における育児休業等取得に伴う預入中断期間の特例措置の拡充	府省名	厚生労働省
税目	所得税、住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減は認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減は認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

〔過去の実績〕

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

〔将来の見込み〕

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果を把握するために、定量的な測定指標（2年以上の育児休業取得者のうち、非課税財経の契約者数）が設定されているところ、本租税特別措置等の効果・達成目標（資産形成に向けた自助努力を職場復帰後も継続可能とすることにより、勤労者の財産形成を促進し、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定を図る）の実現状況について、定量的に予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測について、測定指標を用いて定量的に説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

本件要望は、昭和57年度及び63年度の制度創設時に定められた規定の拡充を初めて要望するものであるため、本件要望の「前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況」は記載できない。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本件要望は、昭和57年度及び63年度の制度創設時に定められた規定の拡充を初めて要望するものであるため、本租特に係る所期の想定は存在しないが、評価書の別紙に記載のとおり、平成24年度における非課税財形の契約件数は290万件であり、想定外に僅少であるとは考えていない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

過去5年間の実績に基づき、本件要望が適用された場合の減収額（国税）について、評価書と同様の考え方により、以下のとおり試算した。

（地方税の税率は5%であるため、地方税の減収額はこの1/3の額となる）

本件要望の適用対象となる者 × 課税対象利子額 × 税率

- ・（平成20年） 727（人） × （20,624（円） × 15%） = 2,249,338（円）
- ・（平成21年） 764（人） × （21,234（円） × 15%） = 2,433,340（円）
- ・（平成22年） 808（人） × （19,567（円） × 15%） = 2,371,480（円）
- ・（平成23年） 869（人） × （14,661（円） × 15%） = 1,910,931（円）
- ・（平成24年） 859（人） × （ 8,887（円） × 15%） = 1,145,047（円）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄における育児休業等取得に伴う預入中断期間の特例措置の拡充 (国税 16) : (所得税 : 外) (地方税 18) : (住民税 (利子割) : 外)
2	要望の内容	育児休業及び育児休業に準じる休業（以下「育児休業等」という。）を取得する勤労者の財産形成に向けた自助努力の継続を促進し、併せて勤労者が育児休業等を取得しやすい環境を整備するため、財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄において、非課税措置を受けたまま預入の中断が可能な期間（現行最長2年）を、子が3歳に達するまで育児休業等を取得する場合を限度に延長できるよう、税制上所要の措置を講ずる。
3	担当部局	厚生労働省 労働基準局 勤労者生活課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和57年:財産形成年金貯蓄制度の創設 昭和63年:財産形成住宅貯蓄制度の創設
6	適用又は延長期間	恒久措置を要望
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 勤労者財産形成貯蓄制度は、事業主の協力のもと、賃金からの定期的な天引きにより、長期にわたり預貯金の預入等を行うことを基本としている。少子・高齢化の進展の中で、社会経済情勢の変化に即応し、安定した勤労者生活の実現を図るためには、勤労者の自助努力を基本に、これを支援する仕組みを引き続き整備充実することが必要である。</p> <p>財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄（以下「非課税財形」という。）においては、元本及び利子の合計額が550万円を超えない場合、その利子等に対する非課税措置が講じられているが、預入が2年を超えて中断された場合、当該非課税措置は適用されないこととなっている。</p> <p>しかし、育児休業等期間中は賃金が支払われないことから、定期的な預入を行うことができず、預入が中断されたものとみなされるため、育児休業等の取得によって当該中断期間が2年を超えた場合、利子等に対する非課税措置は適用されない。</p> <p>育児休業等の取得については、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、「女性の活躍推進」の観点から、「子どもが3歳になるまでは、希望する男女が育児休業や短時間勤務を選択しやすいよう、職場環境の整備を働きかける」とこととされている。</p> <p>この趣旨を踏まえ、勤労者財産形成貯蓄制度においても、育児休業等の取得によって不利益を被ることがないよう、取得促進に向けた環境整備を行うことが重要である。</p> <p>したがって、勤労者の財産形成に向けた自助努力を妨げることなく、また育児休業等の取得促進が図られるよう、措置を講ずる必要がある。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> 勤労者財産形成促進法（昭和46年6月1日法律第92号）抄 第三節 財産形成についての国の支援 第八条 勤労者が勤労者財産形成年金貯蓄契約若しくは勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づき預入等若しくは保険料等の払込みをした場合又は勤労者が一時金として財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金の支払を受けた場合には、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）で定めるところにより、その者に対する所得税及び道府県民税（都民税を含む。）の課税について特別の措置を講ずる。 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）抄 <ul style="list-style-type: none"> 一. 日本産業再興プラン 2. 雇用制度改革・人材力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ④女性の活躍推進 <ul style="list-style-type: none"> ○女性のライフステージに対応した活躍支援 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが3歳になるまでは、希望する男女が育児休業や短時間勤務を選択しやすいよう、職場環境の整備を働きかけるとともに、育児休業中や復職後の能力アップに取り組む企業への助成制度を創設する。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標4 勤労者生活の充実を図ること 施策中目標4-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>2年以上の育児休業等を取得する勤労者（1.6万人（推計）。推計方法は別紙参照）について、それまでの資産形成に向けた自助努力を職場復帰後も継続可能とすることにより、勤労者の財産形成を促進し、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>2年以上の育児休業等取得者のうち、非課税財形の契約者数（現行制度上、育児休業等の取得によって非課税財形を継続できなくなる者）</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本要望の措置が実施された場合、適用対象となる勤労者が非課税財形を継続できるようになるほか、これまで育児休業等の取得によって課税扱いとなる事を懸念して同貯蓄制度を利用していなかった勤労者への普及が見込まれる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等 887人（推計） ※推計方法については別紙参照。</p> <p>② 減収額 2.3百万円（国 税）（推計） 0.8百万円（地方税）（推計） ※推計方法については別紙参照。</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成23年度） 平成23年度における育児休業等の取得者は、26.6万人であるが、2年以上の育休を取得した勤労者は1.6万人と見込まれ、そのうち非課税財形の契約者は869人と推計される。</p>

	育児休業取得者数 (人) (A)	2年以上の育児休業 取得率(%) (B)	2年以上の育児休業 取得者数(人) (C)=(A)×(B)
民間労働者	224,834	3.2%	7,195
国家公務員	4,002	12.1%	484
地方公務員	36,730	22.1%	8,117
計	265,566	—	15,796

○ 869人(2年以上の育児休業取得者のうち、非課税財形の契約者数)
=15,796(2年以上の育児休業等取得者数)×(3,001千件/54,820千人)
(非課税財形契約率(非課税財形契約件数/雇用量))

この869人は、育児休業期間中は賃金が生じないため、非課税財形への預入を行えないことから、非課税措置の適用を継続して受けることができないため、勤労者財産形成貯蓄制度において、育児休業等の取得によって不利益を被ることがない環境が整備されているとはいえない状況である。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成23年度）

平成23年度における育児休業等の取得者のうち、育児休業期間が2年未満の勤労者は25万人と見込まれ、このうち非課税財形の契約者は約1.4万人と推計される。

○ 249,770人(2年未満の育児休業等取得者)
=265,566(育児休業等取得者) - 15,796(2年以上の育児休業等取得者)

○ 13,673人(2年未満の育児休業等取得者のうち、非課税財形の契約者)
=249,770(2年未満の育児休業等取得者)×3,001/54,820(非課税財形契約率(非課税財形契約件数/雇用量))

この1.4万人については、育児休業を取った場合でも、職場復帰後に預入を再開することで非課税財形を継続して保有することができるが、本要望の措置が実施された場合、2年を超え子が3歳に達するまで育児休業等を取得する勤労者も非課税財形を継続できるようになり、より幅広い層で資産の形成に向けた自助努力を支援するという政策目的を果たすことが可能となる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成23年度）

育児休業を取得する勤労者数は増加を続けており、法定を上回る育児休業等を取得可能としている事業所の割合も、増加を続けている。勤労者にとっては、自己の望む期間、育児休業を取得できる環境が整備されつつある。しかしながら、非課税財形を契約している勤労者が2年以上の育児休業を取得しようとした際、現行制度ではそれまで積み立ててきた非課税財形を継続できなくなることにより、勤労者の自助努力に対する国の支援が途切れることとなる。このため、育児休業の取得・勤労者の財産形成の双方にとっての阻害要因となっている。

《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成23年度）

本要望の措置が実施された場合、育児休業等の取得期間は3年を超えない者が99%（※）であることから、殆どの勤労者が従来から契約していた非課税財形を利用して財産形成を継続することが可能となり、勤労者生活の安定が図られ、併せて育児休業の取得促進に向けた環境整備につながる。
※厚生労働省雇用均等・児童家庭局「雇用均等基本調査」より

○財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄における育児休業等取得に伴う
預入中断期間の特例措置の拡充に係る減収額見込

平成25年8月
厚生労働省労働基準局勤労者生活課

9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本要望は、勤労者財産形成促進制度を利用する勤労者が長期の育児休業等を取得する際の制度上のデメリットを解消することで、勤労者の財産形成に向けた自助努力を支援し、併せて育児休業等の取得に向けた環境整備を図るものであり、政策手段として有効な措置である。</p> <p>また、厚生労働省雇用均等・児童家庭局「雇用均等基本調査」によれば、2年以上の育児休業等を取得することができる事業所は増加しており、平成22年度には500人以上の事業所で約30%、5人以上の事業所においても10%を超えており、本要望の必要性は増している。</p>
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援策又は義務付けはない。</p> <p>勤労者財産形成貯蓄制度は、勤労者の財産形成を事業主及び国が協力して支援する制度であり、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第8条において、国は課税について特別の措置を講ずることとされている。</p> <p>勤労者に対し、育児休業取得後も非課税財形を継続して活用できるよう支援するためには、租税特別措置が引き続き適用されるよう措置する以外の政策手段で代替することはできない。</p>
		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本要望の措置が実施されることにより、勤労者生活の安定・充実がはかられることは、生活の安定と安心につながり、地域経済の活性化につながるものである。併せて、育児休業取得に向けた環境の整備が図られることとなり、地域における労働力人口の減少に歯止めを掛けることにつながる。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

・減収額の積算に係る前提条件

○現行制度

財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄(以下「非課税財形」という。)は預入が2年行われなかった場合、最後の預入日から2年が経過した日以降に支払われる利子等について、課税扱いとなる。

なお、解約した場合は、過去5年に生じた利子等について、遡及して利子等に課税。

(租税特別措置法第4条の2第9項、第4条の3第10項、同法施行令第2条の13第1項の規定による)

○算定に当たっての条件

預入中断から2年経過に伴う非課税から課税への移行により、解約するものと仮定。

(預貯金はそのまま課税で保持できるものもあるが、保険商品は約款上強制的に解約となるため)

○減収額の考え方

新たに非課税対象となる者 × 課税対象利子額(5年分) × 税率(国税15%、地方税5%)

※利子額は、非課税財形において最大シェア(契約件数の36.5%)を有する労働金庫の預金金利を使用

(新たに非課税対象となる者の算出)

非課税財形を保有する勤労者で、2年を超える育児休業を取得する者(H)

= (D,E,F) 育児休業の取得者数(平成24年度実績)

× (B/A) 非課税財形の普及率(平成24年度実績) …新たに非課税対象となる者の算出表:①

× (G,H,I) 2年を超える育休の取得率(平成24年度実績) …新たに非課税対象となる者の算出表:②

(課税対象利子額の算出)

(育児休業取得年齢層の非課税財形貯蓄残高 × 利率)の各年度分の和(N)

= (c) 非課税財形の平均貯蓄残高

× (d) 39歳以下の勤労者世帯が保有する貯蓄額及び全年齢平均の貯蓄額の比

× (f) 利率 ……遡及課税対象利子額の算出表:①

Σ 上記計算式で示した額の各年度の和 ……遡及課税対象利子額の算出表:②

・減収額の積算

(初年度、平年度共通)

・2年以上の育児休業を取得する勤労者数:

(D, E, F)の育児休業取得者(平成25年度推計) × (G, H, I)の2年以上の育児休業取得率(平成25年度推計)

(251,527人 × 3.2%) + (4,129人 × 12.1%) + (37,030人 × 22.1%) = **16,733** 人

・2年以上の育児休業を取得する勤労者のうち、非課税財形の契約者数:

2年以上の育児休業を取得する勤労者(平成25年度推計) × (C) 非課税財形の普及率(平成25年度推計)

5.3% × [(251,527人 × 3.2%) + (4,129人 × 12.1%) + (37,030人 × 22.1%)] = **887** 人

・減収額(国税): 所得税(利子所得) 15%

(H)の減税対象者数(平成25年推計) × (N)の課税対象利子額(5か年平均) × 15%(税率)

887人 × (16,995円 × 15%) = **2,260,963** 円

・減収額(地方税): 道府県民税(利子割) 5%

(H)の減税対象者数(平成25年推計) × (N)の課税対象利子額(5か年平均) × 5%(税率)

887人 × (16,995円 × 5%) = **753,950** 円

(新たに非課税対象となる者の算出表:①)

年度	雇用者数 (千人) (A)	非課税財形 の契約件数 (千件) (B)	非課税財形 の普及率 (%) (C)=(B)/(A)	育児休業取得者		
				民間労働者 (人) (D)	国家公務員 (人) (E)	地方公務員 (人) (F)
平成20年度	54,820	3,297	6.0%	166,661	3,365	35,231
平成21年度	55,090	3,185	5.8%	183,542	3,300	35,806
平成22年度	54,980	3,093	5.6%	206,036	3,594	36,349
平成23年度	54,820	3,001	5.5%	224,834	4,002	36,730
平成24年度	55,210	2,900	5.3%	237,383	4,002	36,730
平成25年度(推計)	55,210	2,900	5.3%	251,527	4,129	37,030

(新たに非課税対象となる者の算出表:②)

年度	2年超の育児取得率			2年超の育児取得により解約となる者(H)			社 員 (人)
	民間労働者 (%) (G)	国家公務員 (%) (H)	地方公務員 (%) (I)	民間労働者 (人) (J)	国家公務員 (人) (K)	地方公務員 (人) (L)	
平成20年度	3.2%	11.1%	18.2%	320	22	385	727
平成21年度	3.2%	10.5%	19.4%	341	20	403	764
平成22年度	3.2%	11.0%	20.5%	369	22	417	808
平成23年度	3.2%	12.1%	22.1%	396	27	446	869
平成24年度	3.2%	12.1%	22.1%	403	26	430	859
平成25年度(推計)	3.2%	12.1%	22.1%	427	26	434	887

※(A)は、総務省統計局「労働力調査」による各年度の3月分(季節調整済)。

(B)は、厚生労働省労働基準局「勤労者財産形成促進制度の実施状況」による。

(C)は、育児休業給付初回受給者数(厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」)による。□

(D)、(H)は、人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査」による。24年度の取得率は未発表のため、前年同値で試算。

(E)、(I)は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」による。24年度の取得率は未発表のため、前年同値で試算。

(G)は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局「育児休業制度等に関する実態把握のための調査研究」(平成23年度)による。

(課税対象利子額の算出表:①)

	非課税財形 契約件数 (千件) (a)	非課税財形 貯蓄残高 (百万円) (b)	非課税財形 平均貯蓄残 高 (円) (c)=(b/a)	育児休業等 取得年齢層 の貯蓄残高と 全年齢平均と の比 (d)	育児休業取 得年齢層の 非課税財形 貯蓄残高 (円) (e)=(c)×(d)	年度末における 非課税財形の利 子率(%) (※労働金庫、 スーパードラ ー5年定期) (f)	利子額(円) (g)=(e)×(f)
平成17年3月	3,926	7,506,117	1,911,899	0.513	980,804	0.12%	1,177
平成18年3月	3,755	7,272,390	1,936,722	0.573	1,109,742	0.25%	2,774
平成19年3月	3,580	7,052,262	1,969,906	0.503	990,863	0.57%	5,648
平成20年3月	3,426	6,831,218	1,993,934	0.509	1,014,912	0.62%	6,292
平成21年3月	3,297	6,575,957	1,994,527	0.565	1,126,908	0.42%	4,733
平成22年3月	3,184	6,348,005	1,993,720	0.498	992,873	0.18%	1,787
平成23年3月	3,093	6,137,741	1,984,397	0.507	1,006,089	0.11%	1,107
平成24年3月	3,001	5,924,104	1,974,043	0.537	1,060,061	0.07%	742
平成25年3月	2,900	5,698,077	1,964,854	0.527	1,035,478	0.05%	518

(遍及課税対象利子額の算出表:②)

(単位:円)

解約年度	解約 1年前分の 利子額 (e)×(f)=(I)	解約 2年前分の 利子額 (e)×(f)=(J)	解約 3年前分の 利子額 (e)×(f)=(K)	解約 4年前分の 利子額 (e)×(f)=(L)	解約 5年前分の 利子額 (e)×(f)=(M)	課税対象 利子額 計 (N)=(I~Mの計)
平成20年度	4,733	6,292	5,648	2,774	1,177	20,624
平成21年度	1,787	4,733	6,292	5,648	2,774	21,234
平成22年度	1,107	1,787	4,733	6,292	5,648	19,567
平成23年度	742	1,107	1,787	4,733	6,292	14,661
平成24年度	518	742	1,107	1,787	4,733	8,887
5力年平均	1,777	2,932	3,913	4,247	4,125	16,995

※(a)~(c)は、厚生労働省労働基準局「勤労者財産形成促進制度の実施状況」による。

※(d)は、総務省統計局「家計調査(貯蓄・負債編)」から厚生労働省労働基準局において推計。

※(f)は、厚生労働省労働基準局勤労者生活課調べ。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	公害防止用設備に係る特例措置の延長	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（活性炭素吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機の導入割合を引き上げる）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（活性炭素吸着回収装置備を含むドライクリーニング機導入割合）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数等は、平成22年度16件、23年度10件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等が適用される事業者の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
- [過去の実績]
- 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - 本租税特別措置等の適用件数の過去の実績について平成22年度及び23年度しか把握されていないため適用件数の実態を分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。
 - 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの適用数等とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
 - 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの減収額とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（活性炭素吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機の導入割合を引き上げる）の実現状況について、定性的に本税制措置により設備投資が行われていると説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数及び適用額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が分析対象期間の年度ごとに把握されていないため、減収額の見込みを分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（活性炭素吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機の導入割合を引き上げる）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

- ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、本政策税制により政策的にインセンティブを講ずることで公害防止用設備の取得を促進することは妥当と説明されているが、補助金等、他の政策手段を新たに講ずることも考えられるため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）
【別紙】のとおり。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
前回要望時の達成目標は、「健康被害及び環境保全の防止のため、活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機を導入する」であるが、活性炭吸着回収装置の導入割合は着実に増加しており、引き続き、健康被害及び環境汚染の防止の観点から、本政策税制措置を講ずる必要がある。
- <活性炭吸着回収装置の導入割合>
- | | |
|--------|-------|
| 平成18年度 | 63.0% |
| 平成20年度 | 67.3% |
| 平成22年度 | 68.7% |
| 平成24年度 | 73.0% |

【別紙】

○大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）（抜粋）

附則

（指定物質抑制基準）

9 環境大臣は、当分の間、有害大気汚染物質による大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するために必要があると認めるときは、有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもので政令で定めるもの（以下「指定物質」という。）を大気中に排出し、又は飛散させる施設（工場又は事業場に設置されるものに限る。）で政令で定めるもの（以下「指定物質排出施設」という。）について、指定物質の種類及び指定物質排出施設の種類ごとに排出又は飛散の抑制に関する基準（以下「指定物質抑制基準」という。）を定め、これを公表するものとする。

○大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）

附則

（指定物質）

3 法附則第九項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 ベンゼン
- 二 トリクロロエチレン
- 三 テトラクロロエチレン

○土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「特定有害物質」とは、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）であつて、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

○土壌汚染対策法施行令（平成十四年法律第五十三号）

（特定有害物質）

第一条 土壌汚染対策法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。
二十一 ふっ素及びその化合物

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	（国税18）（所得税：外・法人税：義）公害防止用設備に係る特例措置の延長
2	要望の内容	公害防止用設備（テトラクロロエチレン溶剤等を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機）に係る特別償却の特例措置を2年間延長する。
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 平成5年 平成9年度税制改正 2年間延長 平成11年度税制改正 2年間延長 平成13年度税制改正 1年間延長 平成14年度税制改正 2年間延長 平成16年度税制改正 2年間延長 平成18年度税制改正 1年間延長 平成19年度税制改正 2年間延長 平成21年度税制改正 2年間延長 平成23年度税制改正 1年間延長 平成24年度税制改正 2年間延長
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで（平成26年度～平成27年度）
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 クリーニング業について、環境面から望ましい活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の導入（買替えを含む）促進を図り、もって公害防止対策の円滑な推進を図る。 《政策目的の根拠》 大気汚染防止法施行令附則第3項、土壌汚染対策法施行令第1条第21号
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤又は1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパンを含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機の導入割合を引き上げる。												
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機導入割合												
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 クリーニング業はテトラクロロエチレン排出量の大部分を占めており、活性炭吸着回収装置を含まないドライクリーニング機が依然として設置されている（厚生労働省調査＝「ドライクリーニング溶剤の使用管理状況等に関する調査」による）。 健康被害及び環境保全の防止の観点から、活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資（活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得）については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となる。												
8 有効性等	① 適用数等	○テトラクロロエチレン溶剤又は1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパンを含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(出荷台数)</th> <th>(適用台数)</th> <th>(適用者数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>54台</td> <td>16台</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>34台</td> <td>10台</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> (出典) 一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」		(出荷台数)	(適用台数)	(適用者数)	平成22年度	54台	16台	16	平成23年度	34台	10台	10
	(出荷台数)	(適用台数)	(適用者数)											
平成22年度	54台	16台	16											
平成23年度	34台	10台	10											
	② 減収額	(減収額) 26年度(推計) 281万円												
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成28年3月) 原材料価格の高騰、コインランドリーの普及等によるクリーニング支出の減少、円高による国内民需の減速、新素材の開発・普及等、衣類の多様化に伴うクリーニング事故に対する苦情の増加、大規模企業による取次チェーン店の展開や無店舗型取次サービスといった新しい営業形態を採る企業の参入等による過当競争の激化などにより中小零細のクリーニング業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあり、先行きの不透明感から												

		必要最低限の設備投資しか行わない状況に陥りやすい中、本税制の特例措置による設備投資の促進により、環境基準を満たす施設数の増加に寄与している。
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成28年3月) 中小零細のクリーニング業者にとって依然として厳しい経営環境が続き、先行きの不透明感から必要最低限の設備更新・改修しか行わない状況に陥りやすい中、本税制措置により設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)が行われている。今後も引き続き環境対策に取り組むクリーニング業者に本措置を適用することで、環境面から望ましいドライクリーニング機導入の後押しをする。
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:創設時～平成28年3月) テトラクロロエチレンの排出量の大半を占めるクリーニング業の設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)が行えなかった場合、健康被害及び環境汚染を見逃すこととなり、国民の健康保護及び生活環境の保全に重大な被害を招くおそれがある。
		《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:創設時～平成28年3月) テトラクロロエチレンについては危険有害性(蒸気を吸入すると急性中毒を起こすほか、哺乳動物に対する発がん性を有している)があるため、健康被害及び環境保全の防止の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着式回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となり、環境基準を満たす施設数の増加に寄与する。今後も、本措置活用により、公害防止用設備の取得を通じた負の外部性(健康被害・環境汚染)の解消に寄与。
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	クリーニング業は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。 一方、その営業の大半の経営基盤が脆弱であり、健康被害や環境汚染といった外部不経済への対策など、直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)に関する資金的余力がない状況にある。 したがって、引き続き本政策税制により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することは妥当である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。

		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向 性		—
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		平成23年9月

要望項目：公害防止用設備に係る特例措置の延長

[減税見込額] 税目：所得税・法人税

$$\begin{array}{rcl} \text{(設備取得額)} & & \text{(特別償却)} & & \text{(損金売上額)} \\ 53,142\text{万円} & \times & 8\% & = & 4,251\text{万円} \end{array}$$

$$\begin{array}{rclcl} \text{(損金売上額)} & & \text{(黒字企業割合)} & & \text{(適用法人税率)} \\ 4,251\text{万円} & \times & 30\% & \times & 22\% & = & 281\text{万円} \end{array}$$

[減税見込額] 281万円

※設備取得額

$$\begin{array}{rcl} \text{(平均単価)} & & \text{(出荷台数)※1} & & \text{(設備取得額)} \\ 1,563\text{万円} & \times & 34\text{台} & = & 53,142\text{万円} \end{array}$$

※ 平成23年度機械出荷統計(日本産業機械工業会業務用洗濯機械部会)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	府省名	厚生労働省
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥⑧ 本租税特別措置等の適用額及び減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用額及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
過去5年間の仮に特別法人税が課税されていたとしたら、その額は合計で約3兆円になるが、その間企業年金等の加入者数は1,387万人から1,704万人に増加した。将来にわたって運用時に課税されないという見込みがあれば、更なる普及が見込まれる。
（※）過去の企業年金等の加入者数の増加については、特別法人税の課税凍結に加えて、平成23年度末で廃止期限を迎えた適格退職年金から企業年金への移行などの増加要因もある。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
企業年金制度と一般的な貯蓄の違いは、拠出時等の税制上の優遇措置にあり、当該措置を基に企業年金制度は成り立っている。法律により制度導入後の積立義務や受給権の保護を定めることができるが、国民の老後の所得保障という観点から制度導入へのインセンティブを強化するという点からみると、強制加入ではない企業年金制度においては、税制上の措置が最も適した措置であると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃 (国税23 法人税:義) (地方税25 法人住民税:義)
2	要望の内容	企業年金等(厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金)の積立金に対する特別法人税を撤廃する。
3	担当部局	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成11年度 退職年金等積立金に対する特別法人税の課税凍結の開始 平成13年度 2年間の延長 平成15年度 2年間の延長 平成17年度 3年間の延長 平成20年度 3年間の延長 平成23年度 3年間の延長
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日～平成26年3月31日(3年間の課税凍結)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業年金制度は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期の所得確保を図るための制度であり、事業主や従業員の自主的な努力を支援するものである。 少子高齢化の進展、国民の老後生活の多様化などの現在の状況を踏えると、企業年金等が果たす役割はますます重要であり、企業年金等の健全な育成を図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p><確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号) 第一条> この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p><確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号) 第一条> この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>

	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標ⅠX: 高齢者が出来る限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1: 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること</p> <p>施策目標1-3: 企業年金等の健全な育成を図ること</p> <p>施策目標1-4: 企業年金等の適正な運営を図ること</p> <p>基本目標Ⅲ: ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること</p> <p>施策大目標4: 勤労者生活の充実を図ること</p> <p>施策目標4-2: 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること</p>
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>特別法人税を撤廃することによって、企業年金等の健全な育成を図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>企業年金等の加入者数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し、積立状況の悪化につながる。特に、特別法人税は運用結果が赤字の場合にも課税されるため、更なる財政状況の悪化を招く可能性があり、企業年金等の普及の大きな阻害要因となる。</p> <p>このため、特別法人税を撤廃することによって、企業年金等の健全な育成を図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。</p>
	①: 適用数等	<p>厚生年金基金</p> <p>平成20年度末 617件(466万人)</p> <p>平成21年度末 608件(456万人)</p> <p>平成22年度末 595件(447万人)</p> <p>平成23年度末 577件(437万人)</p> <p>平成24年度末 560件(426万人)</p> <p>平成25年度末 546件(405万人)(推計値)</p> <p>平成26年度末 533件(392万人)(推計値)</p> <p>確定給付企業年金</p> <p>平成20年度末 5,006件(570万人)</p> <p>平成21年度末 7,407件(647万人)</p> <p>平成22年度末 10,044件(727万人)</p> <p>平成23年度末 14,989件(801万人)</p> <p>平成24年度末 14,695件(796万人)</p> <p>平成25年度末 16,226件(879万人)(推計値)</p> <p>平成26年度末 17,931件(931万人)(推計値)</p> <p>確定拠出年金(企業型)</p> <p>平成20年度末 3,043件(311万人)</p> <p>平成21年度末 3,301件(340万人)</p> <p>平成22年度末 3,705件(371万人)</p>
8 有効性等		

		<p>平成23年度末 4,135件(422万人)</p> <p>平成24年度末 4,247件(439万人)</p> <p>平成25年度末 4,565件(468万人)(推計値)</p> <p>平成26年度末 4,808件(491万人)(推計値)</p> <p>確定拠出年金(個人型)</p> <p>平成20年度末 10万人</p> <p>平成21年度末 11万人</p> <p>平成22年度末 12万人</p> <p>平成23年度末 14万人</p> <p>平成24年度末 16万人</p> <p>平成25年度末 17万人(推計値)</p> <p>平成26年度末 19万人(推計値)</p> <p>勤労者財産形成給付金</p> <p>平成20年度末 1,686件(29.6万人)</p> <p>平成21年度末 1,595件(28.7万人)</p> <p>平成22年度末 1,520件(28.4万人)</p> <p>平成23年度末 1,486件(27.6万人)</p> <p>平成24年度末 1,417件(26.5万人)</p> <p>平成25年度末 1,374件(25.9万人)(推計値)</p> <p>平成26年度末 1,324件(25.2万人)(推計値)</p> <p>勤労者財産形成基金</p> <p>平成20年度末 49件(1.3万人)</p> <p>平成21年度末 42件(0.9万人)</p> <p>平成22年度末 40件(0.8万人)</p> <p>平成23年度末 39件(0.8万人)</p> <p>平成24年度末 37件(0.8万人)</p> <p>平成25年度末 34件(0.7万人)(推計値)</p> <p>平成26年度末 32件(0.7万人)(推計値)</p> <p>※推計値は、過去の実績値に基づき、推計式を導出した上で、当該推計式における将来の数値を推計している。</p>
	②: 減収額	<p>減収見込み額 674,872百万円(国税:575,338百万円、地方税:99,534百万円)</p> <p>《算出方法》</p> <p>平成25年3月末時点の各制度の積立金額</p> <p>①厚生年金基金(平成25年3月末) :28,889,200百万円</p> <p>②確定給付企業年金(平成25年3月末) :50,025,900百万円</p> <p>③確定拠出年金(平成25年3月末) :7,450,000百万円</p> <p>④財形給付金(平成25年3月末) :42,757百万円</p> <p>⑤財形基金(平成25年3月末) :405百万円</p> <p>①・②:「企業年金の受託概況(信託協会、生保協会、JA共済連)」</p> <p>③～⑤:厚生労働省調べ</p> <p>①に課税対象額割合0.051%(※1)を掛けて、1.173%(国税:1%、地方税:0.173%)を掛ける。</p>

	<p>②～⑤の合計に1.173%(国税:1%、地方税:0.173%)を掛ける。(※2)</p> <p>※1 平成23年度決算において、純資産額が、代行部分に要する費用の3.23倍以上ある基金は6基金。そのうち、既に代行返上した基金及び代行返上予定の基金を除くと、4基金が特別法人税の課税対象となる積立金を有していると仮定する。平成24年3月末の積立金総額における課税対象額の割合は、0.051%。</p> <p>※2 確定給付企業年金については、従業員拠出分は課税対象にはならないが、従業員拠出を認めている規約が全体の1%に満たないことから、積立金額全体に税率を掛けている。</p>
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月～平成26年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、特別法人税の課税凍結により、事業主、勤労者への負担を抑えつつ、着実に企業年金等の健全な育成を図ることで、老後の所得を確保している。さらに、特別法人税を撤廃することで、事業主や勤労者等における課税への不安感を取り除くことができる。 <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月～平成26年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別法人税の課税凍結により、事業主、勤労者への負担を抑えつつ、企業年金等の加入者数が増加(※)しており、着実に制度の健全な育成を図っている。 <p><企業年金等の加入者数></p> <p>平成20年度末 1,387万人 平成21年度末 1,487万人 平成22年度末 1,586万人 平成23年度末 1,702万人 平成24年度末 1,704万人 平成25年度末 1,796万人(推計) 平成26年度末 1,859万人(推計)</p> <p>※特別法人税の課税凍結に加えて、企業年金等の制度改善及び平成23年度末で廃止期限を迎えた適格退職年金からの企業年金への移行などの増加要因がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、確定拠出年金においては、特別法人税の課税撤廃により25%増の受給額を確保できるとの試算もあり、特別法人税の撤廃は老後の所得確保のためにも重要な要素となっている。 <p>※運用利回りを2.5%、積立金に対し1.2%の課税が行われると仮定し、毎月1万円を25年間積み立てて、10年間年金を受け取った場合を試算。(生命保険協会)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年4月～平成26年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在のような低金利な運用状況下(2013年8月13日時点の長期金利は0.74%。直近の10年間でも1.2%前後で変動)で、特別法人税1.173%が課税された場合、企業年金等の普及に著しい支障が生じる。

		<ul style="list-style-type: none"> ・個人が運用指図を行う確定拠出年金では、元本確保型による運用が約6割を占めており、特別法人税が課税されると、年金資産の運用に著しい影響がある。 ・確定給付型の企業年金においては、積立不足が生じた場合、受給権保護の観点から、事業主は当該不足額を埋めるため、掛金を追加拠出する必要がある。このため、特別法人税が課税された場合、この積立不足額が更に悪化することにより、事業主が追加拠出する掛金額は増加し、企業の運営に影響を与える可能性がある。 ・また、確定拠出年金は平成13年度、確定給付企業年金は平成14年度に施行された制度であり、特別法人税を課税された経験がない。このため、特別法人税が課税された場合、徴収のためのシステム開発などの実務面で多大なコストが生じることとなる。 <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年4月～平成26年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別法人税が課税された場合、企業が課税分を負担することにより、企業経営へ影響を受ける企業や、企業年金制度の導入の可否の見直しを迫られる企業が多く生じる結果、従業員の老後の所得確保の阻害要因となるおそれがある。 ・また、企業が十分な人材を確保するためには、労働条件等の環境整備が必須であり、企業年金等の退職給付制度の充実も、人材確保に資する。 ・他方で、特別法人税が課税された場合、税金を納付するため、掛金を運用している株や債権を現金化することとなり、市場に与える影響は少なくない。
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>企業年金制度は税制上の措置を講ずることで、国として国民の老後の所得確保を支援することを基本としている。法改正等の手法を用いた制度改正により、魅力ある制度とし、健全な育成を図っているが、税制上の支援措置は他に代え難い強力な支援策である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>企業年金は法律で積立義務や受給権保護を図っている。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>住民の老後の所得保障の充実及び財産形成の促進により住民の現役期間中及び老後における生活の安定は地方公共団体においても重要であり、地方公共団体においても協力することが相当である。</p>
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	事前評価 平成22年8月

退職年金等積立金に対する特別法人税の撤廃に伴う
減税見込額について

1. 算定に当たっての基本的考え方

○ 厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、財形給付金、財形基金について、直近の積立金額に関して、特別法人税撤廃に伴う減税見込額を算出する。

2. 算定に当たっての前提

(1) 厚生年金基金の積立金

(平成 25 年 3 月末) 28, 889, 200百万円

(2) 確定給付企業年金の積立金

(平成 25 年 3 月末) 50, 025, 900百万円

(3) 確定拠出年金の積立金

(平成 25 年 3 月末) 7, 450, 000百万円

(4) 財形給付金の積立金

(平成 25 年 3 月末) 42, 757百万円

(5) 財形基金の積立金

(平成 25 年 3 月末) 405百万円

(参考) 適格退職年金の積立金

(平成 25 年 3 月末) 2, 666百万円

※ 厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金の積立金は、「企業年金の受託概況(信託協会・生保協会・JA 共済連)」より。

※ 確定拠出年金、財形給付金、財形基金の積立金は、厚生労働省調べ。

3. 減税見込額(国税)

(1) 厚生年金基金

平成 23 年度決算において、純資産額が、代行部分に要する費用の 3.23 倍以上ある基金は6基金。そのうち、既に代行返上した基金及び代行返上予定の基金を除くと、4基金が特別法人税の課税対象となる積立金を有していると仮定する。

平成 24 年 3 月末の積立金総額における課税対象額の割合は、0. 051%。

平成 24 年度決算は、当分の間でないので、平成 25 年 3 月末時点の積立金額に、当該割合を掛けて、算出することとする。

$$28, 889, 200\text{百万円} \times 0. 051\% \times 1\% = \underline{147\text{百万円}}$$

(2) 確定給付企業年金

$$50, 025, 900\text{百万円} \times 1\% = \underline{500, 259\text{百万円}}$$

※ 確定給付企業年金については、積立金のうち、従業員拠出分を除いた部分が特法税の課税対象となるが、規約において、従業員拠出を認めているのは、全体の1%に満たず、また、従業員拠出分を集計することは困難であることから、除かないこととする。

(3) 確定拠出年金

$$7, 450, 000\text{百万円} \times 1\% = \underline{74, 500\text{百万円}}$$

(4) 財形給付金

$$42, 757\text{百万円} \times 1\% = \underline{428\text{百万円}}$$

(5) 財形基金

$$405\text{百万円} \times 1\% = \underline{4\text{百万円}}$$

合計 575, 338百万円

(参考) 適格退職年金

$$2, 666\text{百万円} \times 1\% = \underline{27\text{百万円}}$$

適用見込み数の推計方法について

(要望事項：企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃)

4. 減税見込額(地方税)

(1) 厚生年金基金

平成23年度決算において、純資産額が、代行部分に要する費用の3.23倍以上ある基金は6基金。そのうち、既に代行返上した基金及び代行返上予定の基金を除くと、4基金が特別法人税の課税対象となる積立金を有していると仮定する。

平成24年3月末の積立金総額における課税対象額の割合は、0.051%。

平成24年度決算は、当分の間でないので、平成25年3月末時点の積立金額に、当該割合を掛けて、算出することとする。

$$28,889,200\text{百万円} \times 0.051\% \times 0.173\% = \underline{25\text{百万円}}$$

(2) 確定給付企業年金

$$50,025,900\text{百万円} \times 0.173\% = \underline{86,545\text{百万円}}$$

※ 確定給付企業年金については、積立金のうち、従業員拠出分を除いた部分が特法税の課税対象となるが、規約において、従業員拠出を認めているのは、全体の1%に満たず、また、従業員拠出分を集計することは困難であることから、除かないこととする。

(3) 確定拠出年金

$$7,450,000\text{百万円} \times 0.173\% = \underline{12,889\text{百万円}}$$

(4) 財形給付金

$$42,757\text{百万円} \times 0.173\% = \underline{74\text{百万円}}$$

(5) 財形基金

$$405\text{百万円} \times 0.173\% = \underline{1\text{百万円}}$$

合計 99,534百万円

(参考) 適格退職年金

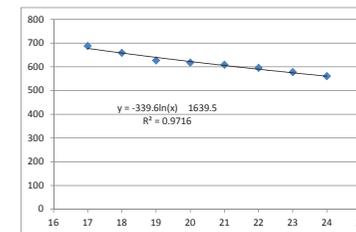
$$2,666\text{百万円} \times 0.173\% = \underline{5\text{百万円}}$$

推計値は、過去の実績値に基づき、回帰分析を行った結果、推計式を導出した上で、当該推計式における平成25年末の数値を推計している。

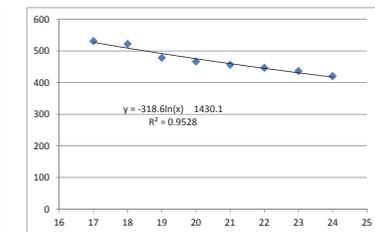
○厚生年金基金

平成17年度末	687件 (531万人)
平成18年度末	658件 (522万人)
平成19年度末	626件 (478万人)
平成20年度末	617件 (466万人)
平成21年度末	608件 (456万人)
平成22年度末	595件 (447万人)
平成23年度末	577件 (437万人)
平成24年度末	560件 (426万人)
平成25年度末	546件 (405万人) (推計値)

【基金数】



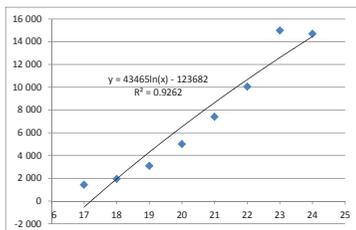
【加入員数】



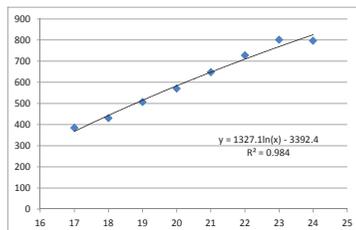
○確定給付企業年金

平成17年度末	1,430件 (384万人)
平成18年度末	1,940件 (430万人)
平成19年度末	3,098件 (506万人)
平成20年度末	5,006件 (570万人)
平成21年度末	7,407件 (647万人)
平成22年度末	10,044件 (727万人)
平成23年度末	14,989件 (801万人)
平成24年度末	14,695件 (796万人)
平成25年度末	16,226件 (879万人) (推計値)

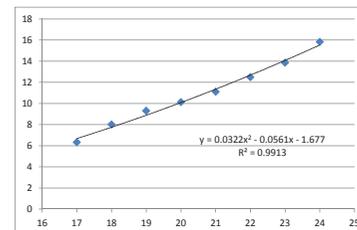
【件数】



【加入者数】



【加入者数】



○確定拠出年金（企業型）

平成17年度末	1,866件	(173万人)
平成18年度末	2,313件	(219万人)
平成19年度末	2,710件	(271万人)
平成20年度末	3,043件	(311万人)
平成21年度末	3,301件	(340万人)
平成22年度末	3,705件	(371万人)
平成23年度末	4,135件	(422万人)
平成24年度末	4,247件	(439万人)
平成25年度末	4,565件	(468万人)

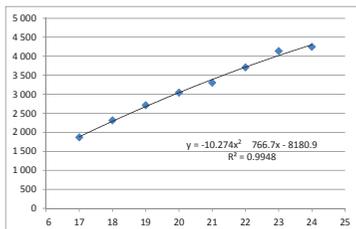
(推計値)

○勤労者財産形成給付金

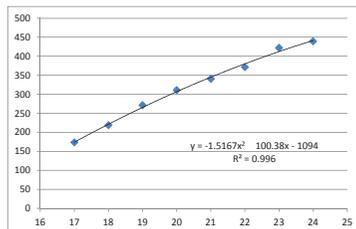
平成17年度末	1,846件	(32.8万人)
平成18年度末	1,796件	(31.8万人)
平成19年度末	1,742件	(30.5万人)
平成20年度末	1,686件	(29.6万人)
平成21年度末	1,595件	(28.6万人)
平成22年度末	1,520件	(28.4万人)
平成23年度末	1,486件	(27.6万人)
平成24年度末	1,417件	(26.5万人)
平成25年度末	1,374件	(25.9万人)

(推計値)

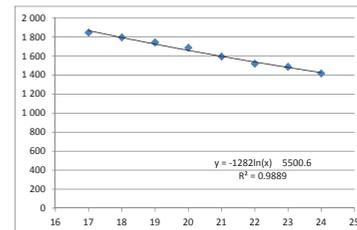
【件数】



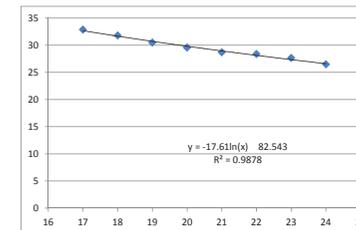
【加入者数】



【件数】



【加入者数】



○確定拠出年金（個人型）

平成17年度末	6万人
平成18年度末	8万人
平成19年度末	9万人
平成20年度末	10万人
平成21年度末	11万人
平成22年度末	12万人
平成23年度末	14万人
平成24年度末	16万人
平成25年度末	17万人

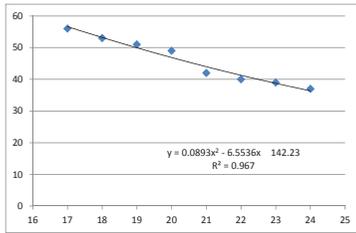
(推計値)

○勤労者財産形成基金

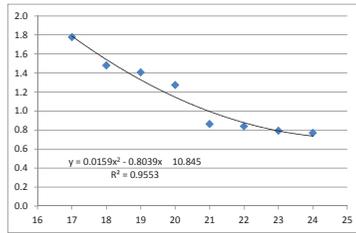
平成17年度末	56件	(1.8万人)
平成18年度末	53件	(1.5万人)
平成19年度末	51件	(1.4万人)
平成20年度末	49件	(1.3万人)
平成21年度末	42件	(0.9万人)
平成22年度末	40件	(0.8万人)
平成23年度末	39件	(0.8万人)
平成24年度末	37件	(0.8万人)
平成25年度末	34件	(0.7万人)

(推計値)

【件数】



【加入者数】



(以上)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	交際費課税の見直し	府省名	厚生労働省
税目	法人税、法人事業税・法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない		<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため（＜点検結果表の別紙＞②参照）、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、「平成19年度1,697,062百万円、平成20年度1,614,455百万円、平成21年度1,808,468百万円、平成22年度1,760,028百万円、平成23年度1,726,708百万円」と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等が適用される損金算入額の所期の想定からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - ④⑦ 本租税特別措置等の適用件数及び減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における適用件数及び減収額の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

[将来の見込み]

 - ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要

がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥⑧ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数、適用額及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑧参照）。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

3 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

- ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③＜租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況＞欄への補足説明）
前回要望時の達成目標は、「法人企業の事業活動を活性化させ、国外及び国内に端を発する景気悪化により深刻な状況にある我が国経済を回復軌道に乗せ、景気回復基調を確実なものとすることを目指す」であるが、足下の経済情勢はアベノミクスの効果により、一部で持ち直しの動きがみられるものの、依然として予断を許さない状況で推移している。こうした先行き不透明な経済情勢を脱し、着実かつ本格的な成長軌道に乗せるためには、法人企業の営業活動を促進させ、飲食業等の需要喚起につながる本税制措置の議論を加速させる必要である。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
国税庁「会社標本調査」による過去の実績値により推計した。具体的には、中小法人と同様に800万円までの損金算入（100%）を認める場合、約400億円の減収が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

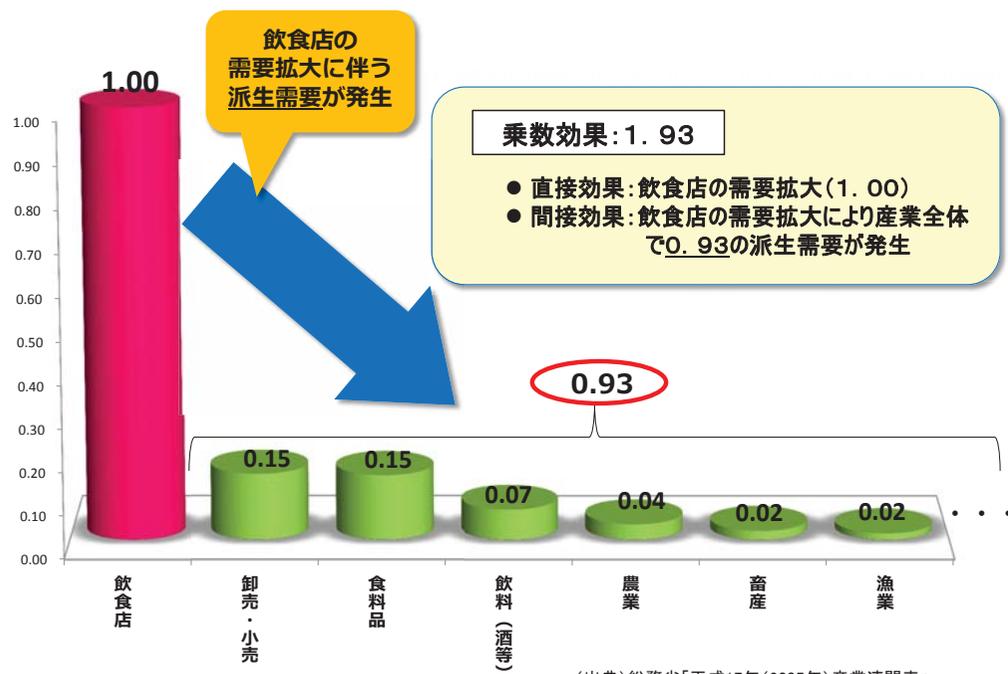
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	交際費課税の見直し (国税17・地方税19(自動連動))(法人税:義、法人事業税・法人住民税:義)																																															
2	要望の内容	交際費課税について、中小法人の交際費課税の特例(800万円まで全額損金算入可能)を2年間延長するとともに、飲食店等における消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、大法人についても、その適用範囲を含め、所要の見直しを行う。																																															
3	担当部局	厚生労働省健康局生活衛生課																																															
4	評価実施時期	平成25年8月																																															
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和29年度(交際費課税の創設年度) (最近の交際費課税の主な改正事項) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象法人</th> <th>損金算入限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">昭和57年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円)</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成6年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成10年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成14年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成15年度</td> <td>資本金1億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>定額控除(400万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>全法人</td> <td>一人あたり5,000円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成21年度 (経済危機対策)</td> <td>資本金1億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>定額控除(600万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成25年度</td> <td>資本金1億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>定額控除(800万円) × 100%</td> </tr> </tbody> </table>		対象法人	損金算入限度額	昭和57年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円)	1,000万円以下	定額控除(400万円)	平成6年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円) × 90%	1,000万円以下	定額控除(400万円) × 90%	平成10年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円) × 80%	1,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%	平成14年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%	平成15年度	資本金1億円超	全額損金不算入	1億円以下	定額控除(400万円) × 90%	平成18年度	全法人	一人あたり5,000円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外	平成21年度 (経済危機対策)	資本金1億円超	全額損金不算入	1億円以下	定額控除(600万円) × 90%	平成25年度	資本金1億円超	全額損金不算入	1億円以下	定額控除(800万円) × 100%
	対象法人	損金算入限度額																																															
昭和57年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																															
	5,000万円以下	定額控除(300万円)																																															
	1,000万円以下	定額控除(400万円)																																															
平成6年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																															
	5,000万円以下	定額控除(300万円) × 90%																																															
	1,000万円以下	定額控除(400万円) × 90%																																															
平成10年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																															
	5,000万円以下	定額控除(300万円) × 80%																																															
	1,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%																																															
平成14年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																															
	5,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%																																															
平成15年度	資本金1億円超	全額損金不算入																																															
	1億円以下	定額控除(400万円) × 90%																																															
平成18年度	全法人	一人あたり5,000円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外																																															
平成21年度 (経済危機対策)	資本金1億円超	全額損金不算入																																															
	1億円以下	定額控除(600万円) × 90%																																															
平成25年度	資本金1億円超	全額損金不算入																																															
	1億円以下	定額控除(800万円) × 100%																																															
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで (平成26年度～平成27年度)																																															

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>法人企業の営業活動の促進による収益機会の向上や飲食店営業等の需要の喚起を図ることにより、我が国の経済の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>交際費については、1990年代初頭の約6兆円から3兆円を割る水準まで半減し、飲食店等の需要にマイナスの影響を及ぼしている。</p> <p>こうした中で、本税制措置は、飲食店等の需要を喚起するとともに、企業活動を活性化させるものである。現下の経済情勢には明るい兆しも見えつつあるものの、これを着実かつ本格的な景気回復の軌道につなげられるように、中小企業が大部分を占める飲食店等への消費の拡大を通じた経済の活性化を図る必要がある。</p> <p>交際費は、本来、企業の大小を問わず、企業ビジネス上必要な経費である。消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点からすれば、中小法人だけでは効果が限られているので、大企業も含めた見直しが必要である旨が生活衛生関係営業活性化のための税制問題ワーキンググループでも指摘されている。</p> <p>なお、所得税法等の一部を改正する法律の附則第108条において、平成25年度中に、交際費等の課税の在り方について、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討することとし、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとされている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること</p> <p>施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本税制措置により事業活動を活性化させ、我が国経済の持続的な成長軌道に乗せることで、中小企業を始め幅広い層の企業や国民が成長の果実を享受する活力ある経済を実現し、業況判断DⅠの改善を目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>業況判断DⅠの改善。具体的には、本税制措置の達成度を検討するため、「大企業製造業の業況判断DⅠ」「日銀短観」(日本銀行)、「中小企業の業況判断DⅠ」(「中小企業景況調査」(中小企業庁)について、本税制措置導入前後の数値を比較分析することにより、政策効果を可視化する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>① 個々の法人企業に対して交際費の支出へのインセンティブを付与することで、企業活動を活性化させる</p> <p>② 法人企業が支出する交際費の多くは飲食店で消費されると見込まれることから、飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要喚起ならびに我が国経済の活性化につながる</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>○損金算入額（適用金額）</p> <p>平成19年度 1,697,062百万円 平成20年度 1,614,455百万円 平成21年度 1,808,468百万円 平成22年度 1,760,028百万円 平成23年度 1,726,708百万円</p> <p>（出典）国税庁「会社標本調査」</p>
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：創設時～平成28年3月）</p> <p>交際費は、商談や新規取引先の開拓など、企業の規模の大小を問わず、企業ビジネス上、必要な経費であり、本措置によって、事業活動の円滑化、活性化を図るとともに、飲食店等における需要喚起や派生需要が発生することが期待され、経済全体で1.93の乗数効果が期待できる。</p> <p>（出典）総務省「平成17年（2005年）産業連関表」</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：創設時～平成28年3月）</p> <p>日銀短観による全産業の業況判断DIは▲2（平成25年6月）、中小企業の業況判断DIは▲17.7（平成25年4～6月期）となっており、経済指数の一部で改善の動きが見られるものの、円安による輸入価格の上昇や国内財・サービスへの価格転嫁の困難さ、消費税を睨んだ駆け込み需要の反動や購買力の低下等も考慮が必要である。</p> <p>（出所）日本銀行「日銀短観（平成25年6月調査）」 中小企業庁「第132回中小企業景況調査」</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：創設時～平成28年3月）</p> <p>交際費課税の中小企業の特例措置により、飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要喚起ならびに我が国経済の活性化に寄与しており、今般、本措置が拡充・延長されなかった場合には、経済を支える企業の活力が削がれることとなる。この際、今後の消費税の動向を睨んだ駆け込み需要の反動や購買力の低下等の影響にも考慮が必要である。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：創設時～平成28年3月）</p> <p>近年の経済対策としての交際課税の見直しは中小法人にとどまっていたが、交際費の減少の傾向は大法人においても顕著である。交際費は、企業の大小を問わず、企業ビジネス上必要な経費であり、無駄な交際費を支出する状況にはないというのが経済界の声であり、従来の発想を転換し、経済活性化の観点から、大法人も含め、交際費課税の緩和が求められる。具体的には、飲食店等における需要喚起や派生需要の発生により、経済全体で1.93の乗数効果が期待できる。</p> <p>（出典）総務省「平成17年（2005年）産業連関表」</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>交際費課税制度については、自家消費的な部分や資本蓄積が阻害される傾向があることを理由に、経済の発展に資する観点から、昭和29年度に制度創設されたものであるが、累次の制度改正により、資本金1億円超の法人企業を中心に過度の交際費支出の抑制が見られ、経済活動の沈滞化を招く要因となってきた。</p> <p>こうした、経済社会情勢に鑑み、交際費課税の目的・範囲について本要望措置により見直すことで、新規顧客の開拓や販売促進の手段としての交際費支出を促進し、低迷する企業活動の円滑化・活性化を図る。また、飲食店営業を中心に消費の拡大を通じた経済の活性化を図ることににより、マクロ経済への効果が期待できる。このため、本措置は租税特別措置によるべき制度である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		<p>『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書（平成24年7月とりまとめ公表）』において、</p> <p>（1） 交際費の損金性を認めることで、交際費に関連する需要が増加し売上高が上がるなど、飲食店等に対する波及効果が見込まれる</p> <p>（2） 昨今の厳しい経済情勢や疲弊している中小零細の飲食店等の経営状況が深刻であることや欧米諸国との均衡</p> <p>に鑑み、交際費課税の廃止について提言するとされている。</p> <p>また、平成25年7月開催の「生活衛生関係営業活性化のための税制問題ワーキンググループ」において、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点からすれば、中小法人だけでは効果が限られているので、大企業も含めた見直しが必要である旨を指摘されている。</p>
11	評価結果の反映の方向性		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月

飲食店における消費拡大によって期待される経済波及効果



(出典)総務省「平成17年(2005年)産業連関表」

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし		
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

厚生労働省の政策体系における政策目的の位置付けは以下のとおり。

（基本目標 I）

基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

（施設大目標 8）

新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業の振興を図ること

（施策目標 I-8-1）

新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

【別紙】参照。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度の適用数等については、「租税特別措置の適用実態調査」により把握しており、評価書中①「適用数等」及び②「減収額」において説明している。当該調査結果が公表されていない平成24年度及び25年度の実績（見込み）については、以下のとおり。

なお、これら実績（見込み）の試算は、平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、研究開発税制を活用した、又は税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、当該数値を補正する（平成23年度に係る回答企業数及び適用金額を「租税特別措置の適用実態調査」に示す23年度の適用企業数及び適用金額で除することでアンケート調査のカバー率を算出し、回答した企業数及び金額を当該カバー率で割り戻す）ことにより算出している（25年度については、回答企業数が少なく試算できないため、24年度と同じ数値とした）。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成24年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	17,724
	増加型	2,289/事業年度	16,452
	高水準型	120/事業年度	12,296
平成25年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	21,789
	増加型	2,289/事業年度	16,452
	高水準型	120/事業年度	12,296

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時（平成24年度）における総額型の適用数等の見込み（平成23年度）と「租税特別措置の適用実態調査」による実績は以下のとおりであり、研究開発税制の適用数・適用金額は、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

	適用企業数	適用金額
前回要望時の見込み	6,475/事業年度	3,735億円
調査による実績	7,396/事業年度	3,072億円

また、「租税特別措置の適用実態調査」記載の平成23年度実績によると、増加型・高水準型上乗せ措置の活用が想定外に特定の産業等に偏っている事実はないことが確認できる（評価書中8①「適用数等」欄を参照）。

さらに、会社標本調査（国税庁）の長期時系列データ（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/xls03/k03.xls>）によっても、増加型上乗せ措置等が製造業を中心としつつ各種産業により活用されている実態を確認できる。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年度の適用額の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

・ 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果において、平成24年度に増加型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が30%であった場合の適用額を試算（当該試算の額が控除上限を超える場合は当該控除上限の額）し、上記④記載のカバー率で補正することにより控除率が30%に引き上げられた場合の適用額を算出している。また、それら企業のうち、平成22年度及び23年度において控除率が30%であった場合に当該年度の控除額が法人税額の10%に達していない企業を抽出し、当該企業においては26年度に生じた超過額を27年度以降においても繰越控除できる企業であるものと仮定し、当該企業において単年度で繰越控除できる額を上記④記載のカバー率で補正することにより、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を算出している。事前評価書記載の適用額は、控除率が30%に引き上げられた場合の適用額増加型及び上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を足し合わせた数値となる。

・ 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成24年度に総額型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が20%であった場合の適用額を試算し、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成26年度の適用件数の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

・ 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に増加型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより、控除率が30%に引き上げられた場合の適用数を算出している。また、繰越制度の適用件数については、上記記載の繰越控除できる企業数の増加型活用企業数（平成24年度実績）における割合を算出し、これを26年度における増加型上乗せ措置の適用件数に掛け合わせることで算出している。

・ 高水準型上乗せ措置

【厚労11】

平成 25 年度経済産業省アンケート調査結果及び平成 25 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成 26 年度に高水準型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

・ 総額型（中小企業）

平成 25 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成 26 年度に総額型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成 27 年及び 28 年度の将来予測については以下のとおり。なお、平成 27 年度及び 28 年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、26 年度見込みと同数としている。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目 GDP が毎年 3% 増加する見込みであることから、27 年度見込みについては 26 年度見込みの 103% に相当する額、28 年度見込みについては 27 年度見込みの 103% に相当する額としている。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成 27 年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	33,066
	増加型	1,360/事業年度	57,790
	高水準型	127/事業年度	12,562
平成 28 年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	34,058
	増加型	1,360/事業年度	59,524
	高水準型	127/事業年度	12,939
平成 29 年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	35,080
	増加型	1,360/事業年度	61,310
	高水準型	127/事業年度	13,327

⑦ 減収額の実績把握（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）

「会社標本調査」（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2009/pdf/11.pdf>）（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2010/pdf/12.pdf>）及び「租税特別措置の適用実態調査」（http://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/houkoku01.pdf）については、公表資料に記載された適用件数及び適用額を、そのまま転載している。それ以外の試算については、上記④を参照。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）

上記⑥を参照。

⑨ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成 23 年度の研究開発税制の活用による、当該年度における研究開発投資の押し上げ効果及び対 GDP 比率への寄与率は以下のとおりであり、研究開発税制は研究開発投資の対 GDP 比率の押し上げに貢献している。よって、本租税特別措置等の税収減には、是認するに足る効果があるといえる。

- ・ 上記③において示した総額型の押し上げ倍率（2.33）及び「租税特別措置の適用実態調査」記載の実績から平成 23 年度における研究開発投資押し上げ額を試算すると、6,636 億円となる。

（総額型部分（中小含む））284,793 百万円×2.33 倍＝663,568 百万円

- ・ 上記押し上げの効果として、民間試験研究費約 12.3 兆円（平成 23 年度実績額）は約 5.5%押し上げられている。このことから、研究開発税制は、対 GDP 民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

点検項目③(達成目標にかかる測定指標)

【別紙】

○H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づき、増加型上乘せ措置による押し上げ効果を試算したところ、控除率が30%の場合、**3.15倍**(精査中)。
 ○中小企業における控除率引上げの押し上げ効果については、**2.33倍**。

増加型上乘せ措置にかかる押し上げ倍率

(H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づく)

・増加型の控除率が30%であれば66.3%の企業が10%研究開発費を増加させると回答しているため、日本全体での研究開発費の増加割合を10%×66.3%=6.63%と仮定し、増加型の控除率が30%の場合の押し上げ倍率を算出した。

A: 試験研究費(百万円)	3,268,209
B: 試験研究費増加額(百万円) (A×6.63%)	216,682
C: 増加型活用割合 (増加型活用企業/試験研究費増加企業)	78.4%
D: 補正後増加額(百万円) (B×C)	169,878
E: 控除額(百万円)(経産省試算)	53,930
押し上げ倍率(D÷E)	3.15

※ ただし、データソースとしたH25年度アンケート調査は、現在集計及び精査中であるため、ここでの数値はあくまで暫定的なものである。

総額型にかかる押し上げ倍率

・Kasahara et al.の研究論文(※1)に基づくもの。当該論文では、線形投資モデルを用い、「企業活動基本調査」(経済産業省統計)をデータソースとして製造業を対象とした回帰分析を行うことにより、各変数を算出。その結果、以下のとおり、研究開発税制による実行税額控除率(※2)の1%上昇は、企業の研究開発投資額を2.33%増加させるとの結論を得ている。

(線形投資モデル)

$$\Delta \ln RD_{it} = \beta \Delta \tau_{it} + \gamma \Delta \ln Y_{it} + \Delta \eta_{it} + \Delta \varepsilon_{it}$$

ただし、RD_{it}: t年における会社の研究開発費
 τ_{it}: t年における会社の研究開発減税の効果率
 Y_{it}: t年における会社の売上高
 η_{it}: t年の時間効果
 ε_{it}: t年における会社の研究開発費に影響を与える観測不可能要素

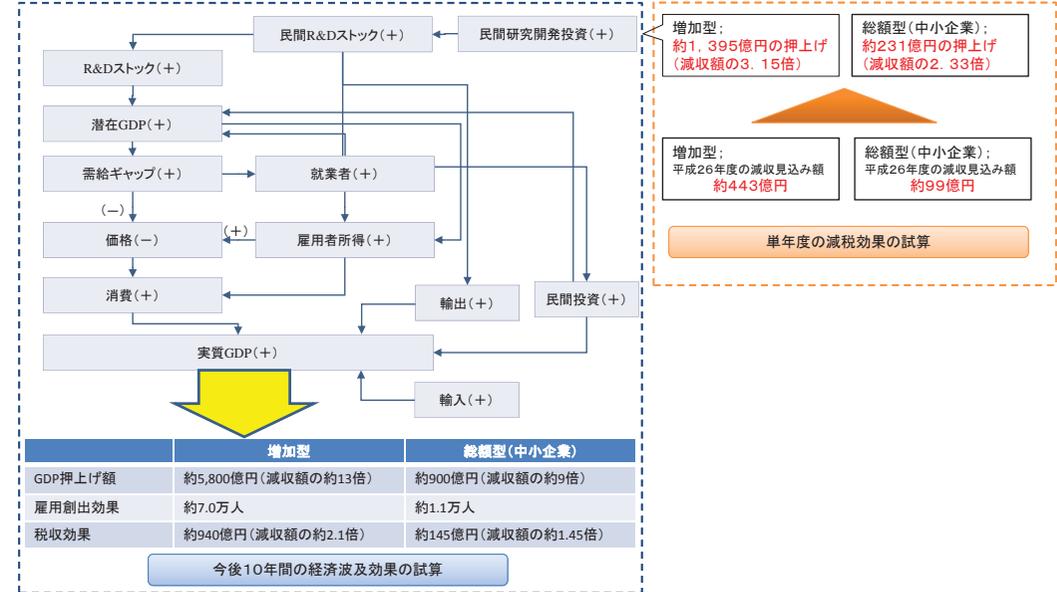
	回帰分析結果			
Δit	Δln Yit	Constant	Observation	
2.3304	0.5518	-0.2235		1915
[0.619]	[0.110]	[0.060]		

*[]内は標準偏差

*1 Kasahara, H., Shimotsu, K. and Suzuki, M. (2011) "How Much Do R&D Tax Credits Affect R&D Expenditures? Japanese tax credit reform in 2003" RIETI Discussion Paper Series 11-E-072
 *2 (控除額/研究開発投資額) × 100

指摘事項⑩(適切な測定指標)

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果等を算出できる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(国税25)(法人税: 義、所得税:外)
2	要望の内容	① 上乗せ措置の恒久化 ② 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(拡充)(平成28年度まで) ③ 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ④ 総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度まで)
3	担当部局	厚生労働省医政局経済課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成24年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2年延長 ・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置)
6	適用又は延長期間	○上乗せ措置の延長(期限なし) ○増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度末まで) ○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ○総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 《政策目的の根拠》 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」

	② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長 ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」 ○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度)(平成23年8月閣議決定) 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (7) 新規事業に取り組む企業の活性化 ②主な施策 「国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」 ○経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)(平成25年6月14日閣議決定) 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 1. 成長戦略の基本設計 (1) 生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化(日本産業再興プラン) ①民間投資の拡大等 「民間設備投資や研究開発投資の拡大、事業再編・事業組換を促進し、産業の新陳代謝を進める。」
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることで、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。
8	有効性等	① 適用数等 ○利用実績(うち中小企業分(資本金1億円以下)) ＜上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)を活用する企業＞ 平成21年度 1,544/事業年度(1,019/事業年度) 平成22年度 1,868/事業年度(1,284/事業年度) 平成23年度 1,993/事業年度(1,311/事業年度) (出典:平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

<増加型(上乗せ措置の内数)>
 平成23年度 1,866/事業年度(1,228/事業年度)
 (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)
 ※平成21年度及び22年度については、増加型上乗せ措置のみの利用実績は公表されていない。

<高水準型(上乗せ措置の内数)>
 平成23年度 127/事業年度(83/事業年度)
 (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)
 ※平成21年度及び22年度については、高水準型上乗せ措置のみの利用実績は公表されていない。

○将来推計(平成26年度)

- ・増加型上乗せ措置 1,360/事業年度
- ・増加型上乗せ措置に係る繰越制度 325/事業年度
- ・高水準型上乗せ措置 127/事業年度
- ・中小企業の控除率の引上げ 5,290/事業年度
 (平成25年度経産省アンケート調査結果による試算)

○利用業種
 平成23年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
 【上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)】

	適用企業数	うち中小企業数
総計	1,993	1,311
食料品	144	97
化学	261	135
窯業等	36	17
金属	110	82
機械	137	82
産業用電気機械	124	93
輸送用機械	87	30
理化学機械	52	39
その他製造業	374	271
卸売業	248	187
サービス業	242	183
その他	178	95

【うち増加型】

	適用企業数	うち中小企業数
総計	1,866	1,228
食料品	143	96
化学	234	127
窯業等	36	17

金属	108	80
機械	131	79
産業用電気機械	116	88
輸送用機械	83	29
理化学機械	46	34
その他製造業	359	261
卸売業	239	181
サービス業	205	153
その他	166	83

【うち高水準型】

	適用企業数	うち中小企業数
総計	127	83
食料品	1	1
化学	27	8
窯業等	0	0
金属	2	2
機械	6	3
産業用電気機械	8	5
輸送用機械	4	1
理化学機械	6	5
その他製造業	15	10
卸売業	9	6
サービス業	37	30
その他	12	12

(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

② 減収額

○減収額実績(うち中小企業分(資本金1億円以下))
 <上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)を活用する企業>
 平成21年度 133億円(6億円)
 平成22年度 224億円(10億円)
 平成23年度 232億円(12億円)
 (出典:平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

<増加型(上乗せ措置の内数)>
 平成23年度 116億円(11億円)
 (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

<高水準型(上乗せ措置の内数)>
 平成23年度 116億円(1億円)
 (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

	○将来推計 平成26年度 ▲544億円 (平成25年度経産省アンケート調査結果による試算)																																																																																																												
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年~平成22年) 我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006</th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.41</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.26</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.65</td> <td>2.72</td> <td>2.86</td> <td>2.91</td> <td>2.83</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.11</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.74</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.84</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.39</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.16</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」)</p> <p>《今後の達成予測》 主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年~平成22年) 我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。 *民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p> <p>○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006</th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>2.32</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>2.63</td> <td>2.70</td> <td>2.72</td> <td>2.54</td> <td>2.49</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.86</td> <td>1.93</td> <td>2.04</td> <td>2.03</td> <td>1.93</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.86</td> <td>1.91</td> <td>1.88</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.33</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.40</td> <td>1.41</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.07</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.99</td> <td>1.01</td> <td>1.08</td> <td>1.25</td> <td>1.29</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.66</td> <td>0.78</td> <td>0.70</td> </tr> </tbody> </table>		2006	2007	2008	2009	2010	韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74	日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26	アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83	ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80	フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24	イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80	中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76	ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16		2006	2007	2008	2009	2010	韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80	日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49	アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93	ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88	フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41	イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10	中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29	ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70
	2006	2007	2008	2009	2010																																																																																																								
韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74																																																																																																								
日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26																																																																																																								
アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83																																																																																																								
ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80																																																																																																								
フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24																																																																																																								
イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80																																																																																																								
中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76																																																																																																								
ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16																																																																																																								
	2006	2007	2008	2009	2010																																																																																																								
韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80																																																																																																								
日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49																																																																																																								
アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93																																																																																																								
ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88																																																																																																								
フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41																																																																																																								
イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10																																																																																																								
中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29																																																																																																								
ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70																																																																																																								

	<p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」)</p> <p>また、中小企業においては、リーマンショック以降業況の回復に遅れが生じており、研究開発投資も低い水準に留まっている。</p> <p>なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究開発投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒ししている。</p> <p>○日本再生戦略(平成24年7月閣議決定) 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定) 官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることを目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。</p> <p>《今後の達成予測》 主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、増加型上乗せ措置の控除率の引上げ、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設および高水準上乗せ措置の延長を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p>
	<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。</p>
	<p>《税収減を是認するような効果の有無》 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを旨とする」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。</p> <p>○増加型上乗せ措置の控除率の引上げ 増加型上乗せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 増加型上乗せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乗せ措置に係る繰越制度を新設する。 また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度(目標年度の翌年度)までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件(対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること)を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。</p>

		<p>○上乗せ措置の恒久化 上乗せ措置(高水準型・増加型)についても、その恒久化によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。</p> <p>○中小企業の控除率の引上げ 研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、新規産業・雇用機会の創出等、地域経済の持続的経済成長が期待できる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、 税込減以上の高い効果があると考えられる。 ・平成26年度減収見込額 544億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,243億円 ↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(544億円分)が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果:4,947億円、②雇用創出効果:約6万人、③ 税込減効果:約798億円</p> <p>さらに、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策(産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.5%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。 特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進効果の高い増加型上乗せ措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p>
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 また、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策(産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等)の基盤として、これら</p>

			ら施策との相乗効果を生むものと考えられる。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年9月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税、法人住民税、事業税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（幼保連携型認定こども園への円滑な参入・移行を推進する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（幼保連携型認定こども園の増加数）は、補助事業等、他の政策手段の効果及び他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が定量的に予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みを明らかにする必要がある。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（幼保連携型認定こども園への円滑な参入・移行を推進する）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

子ども・子育て支援新制度においては、基準を満たした教育・保育施設・地域型保育事業に対し、子どもが受ける教育・保育サービスの対価として給付を行うことになっている。また幼保連携型認定こども園が幼稚園や保育所と同様に教育・保育を行うというその高い公益性から同等の税制措置を行うことを求めるものである。

租税特別措置等以外に、幼保連携型認定こども園のみに補助金を交付する等の政策は現実的ではなく、本租税特別措置等で幼稚園及び保育所と同等の税制措置をとる必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置 (国26)(法人税:義)(所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税:外) (地28)(法人住民税、事業税:義、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税:外) (新設・延長・拡充)
2	要望の内容 ○平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が成立し、これらに基づき「子ども・子育て支援新制度」を構築することとなった。新制度の下では、 ①認定こども園の一類型である「幼保連携型認定こども園」について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として、認可・指導監督権限を一本化し、その普及を図ること ②認定こども園・幼稚園・保育所に共通する給付である「施設型給付」や、小規模保育等への給付である「地域型保育給付」を創設すること ③病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業など、13の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として、財政支援等を行うこと等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行うこととしている。 ○新制度の本格施行は、消費税率引上げの時期を踏まえて早ければ平成27年4月を想定して準備作業を進めているところ。 ○以上を踏まえ、①の新たな幼保連携型認定こども園について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持ち教育・保育を一体的に提供するものであることから、幼稚園・保育所と同等の税制措置を講ずることを要望する。
3	担当部局 ○雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室 ○雇用均等・児童家庭局保育課
4	評価実施時期 平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 —
6	適用又は延長期間 —
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家庭も少なくなく、また多くの待機

	<p>児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。こうした問題に対処するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ・保育の量的拡大・確保(待機児童の解消、地域の保育を支援) ・地域の子ども・子育て支援の充実 <p>等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行う。</p>
	<p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)(改正後) <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを生み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標VI-2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること</p> <p>施策中目標VI-2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること</p>
③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>幼保連携型認定こども園に対する税制措置を講じ、幼稚園、保育所と同等にすることにより、幼保連携型認定こども園への円滑な参入・移行を推進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>幼保連携型認定こども園の増加数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>事業者の幼保連携型認定こども園への参入・移行が進むことで、質の高い幼</p>

		<p>児期の学校教育・保育の総合的な提供が実現されていくとともに、保育の量的拡大・確保の促進にもつながり、子ども・子育て支援が推進される。</p>															
8 有効性等	①: 適用数等	<p>対象となる施設数等については、詳細な制度設計が決まった後に設置者・事業者が参入を判断することになるため、現時点で具体的な適用数を予測することは困難である。</p> <p>【参考】</p> <p>近年、幼保連携型認定こども園の認定件数は次のとおり推移している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>認定こども園の数</th> <th>うち幼保連携型の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年4月</td> <td>532</td> <td>241</td> </tr> <tr> <td>平成23年4月</td> <td>762</td> <td>406</td> </tr> <tr> <td>平成24年4月</td> <td>909</td> <td>486</td> </tr> <tr> <td>平成25年4月</td> <td>1099</td> <td>594</td> </tr> </tbody> </table>		認定こども園の数	うち幼保連携型の数	平成22年4月	532	241	平成23年4月	762	406	平成24年4月	909	486	平成25年4月	1099	594
	認定こども園の数	うち幼保連携型の数															
平成22年4月	532	241															
平成23年4月	762	406															
平成24年4月	909	486															
平成25年4月	1099	594															
	②: 減収額	<p>—(ただし、幼保連携型認定こども園は、現行(法施行前)の税制下においては、幼稚園又は保育所として税制措置がなされているものである。このため、幼保連携型認定こども園又は幼稚園、保育所等の施設の類型に関わらず税制措置がとられることを考慮すれば、本措置による大きな減収はないものと考えられる。)</p>															
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>幼保連携型認定こども園に対する税制措置により、事業者の移行・参入が円滑に進み、幼保連携型認定こども園が増加することにより、子ども・子育て支援策が推進される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:—)</p> <p>非課税措置が講じられている幼稚園、保育所との不均衡から、事業者が幼稚園、保育所を選択したり、また幼保連携型認定こども園への移行を行わないなどの状況が想定され、参入・移行が円滑に進まないことが懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—)</p> <p>8②のように本措置による大きな減収が認められないことから、本措置により幼保連携型認定こども園が増加することは十分な効果を有すると考えられる。</p>															

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	就学前教育、保育を提供する幼稚園・保育所等が、その担う高い公益性から税制措置を講じられていることからすれば、類似の役割・機能を担う幼保連携型認定こども園に対する税制措置も、有効かつ必要最小限の措置であると言える。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)を創設し、基準等を満たした施設への財政措置を行うこととしている。幼稚園、保育所に対して、それらの財政措置と併せて税制上の措置が講じられていることを鑑みれば、学校及び児童福祉施設である幼保連携型認定こども園についても、幼稚園及び保育所と同様の措置を講じることが必要である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置は、幼保連携型認定こども園について幼稚園、保育所と同等の税制措置を講じるものであり、これらの所在する地域を問わないものである。なお、新制度は、基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域における教育・保育の需要を確実に把握した上で、認可を受けた施設や事業による教育・保育の計画的整備に取り組むものであり、その際幼保連携型認定こども園を中心とする認定こども園を積極的に活用していくことが強く期待される。
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 24 年 8 月	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税、法人住民税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="radio"/>
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="radio"/> 予測なし
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="radio"/> 予測なし	<input type="radio"/>
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="radio"/> 予測なし		<input type="radio"/>
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="radio"/> 説明なし		<input type="radio"/>
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="radio"/> 説明なし		※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="radio"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（認定こども園への円滑な参入・移行を推進する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（認定こども園の増加数）は、補助事業等、他の政策手段の効果及び他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が定量的に予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みを明らかにする必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（認定こども園への円滑な参入・移行を推進する）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

子ども・子育て支援新制度においては、基準を満たした教育・保育施設・地域型保育事業に対し、子どもが受ける教育・保育サービスの対価として給付を行うことになっている。また幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園が幼稚園や保育所と同様に教育・保育を行うというその高い公益性から同等の税制措置を行うことを求めるものである。

租税特別措置等以外に、幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園のみに補助金を交付する等の政策は現実的ではなく、本租税特別措置等で幼稚園及び保育所と同等の税制措置をとる必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	<p>政策評価の対象とした租税特別措置等の名称</p> <p>子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置 (国27)(法人税:義)(所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税:外) (地29)(法人住民税:義、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税:外)</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p>
2	<p>要望の内容</p> <p>○平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が成立し、これらに基づき「子ども・子育て支援新制度」を構築することとなった。新制度の下では、</p> <p>①認定子ども園の一類型である「幼保連携型認定子ども園」について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として、認可・指導監督権限を一本化し、その普及を図ること</p> <p>②認定子ども園・幼稚園・保育所に共通する給付である「施設型給付」や、小規模保育等への給付である「地域型保育給付」を創設すること</p> <p>③病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業など、13の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として、財政支援等を行うこと等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行うこととしている。</p> <p>○①に関しては、今般の認定子ども園法の改正により、幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園についても、幼保連携型認定子ども園と同様に、認定に当たっての基準や欠格要件を追加し、自治体の事業計画に照らして供給不足であれば必ず認定しなくてはならない仕組みとしたことに加え、施設型給付の対象として法的責任を負って子どもを受け入れ、教育及び保育を一体的に提供するとの高い公益性を担うこととなる。</p> <p>○以上を踏まえ、幼保連携型以外の認定子ども園の教育・保育機能部分について、現行の幼稚園・保育所と同等の税制措置を講ずることを要望する。</p>
3	<p>担当部局</p> <p>○雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室 ○雇用均等・児童家庭局保育課</p>
4	<p>評価実施時期</p> <p>平成25年8月</p>
5	<p>租税特別措置等の創設年度及び改正経緯</p> <p>—</p>
6	<p>適用又は延長期間</p> <p>—</p>

7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>子どもや子育てをめぐる環境の現実には厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家庭も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。こうした問題に対処するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ・保育の量的拡大・確保(待機児童の解消、地域の保育を支援) ・地域の子ども・子育て支援の充実 <p>等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行う。</p>
			<p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)(改正後) <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。</p>
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを生み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標VI-2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること</p> <p>施策中目標VI-2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること</p>
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>認定こども園に対する税制措置を講じ、幼稚園、保育所と同等にすることにより、認定こども園への円滑な参入・移行を推進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>認定こども園の増加数</p>	

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》																																		
			認定こども園が増加することにより、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供が実現されていくとともに、保育の量的拡大・確保の促進にもつながり、子ども・子育て支援が推進される。																																		
8	有効性等	①: 適用数等	<p>対象となる施設数等については、詳細な制度設計が決まった後に設置者・事業者が参入を判断することになるため、現時点で具体的な適用数を予測することは困難である。</p> <p>【参考】</p> <p>近年、認定こども園の認定件数は次のとおり、推移している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">認定件数</th> <th colspan="4">類型別の内訳</th> </tr> <tr> <th>幼保連携型</th> <th>幼稚園型</th> <th>保育所型</th> <th>地方裁量型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22.4.1</td> <td>532</td> <td>241</td> <td>180</td> <td>86</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>H23.4.1</td> <td>762</td> <td>406</td> <td>225</td> <td>100</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>H24.4.1</td> <td>909</td> <td>486</td> <td>272</td> <td>121</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>H25.4.1</td> <td>1099</td> <td>594</td> <td>317</td> <td>155</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table>		認定件数	類型別の内訳				幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	H22.4.1	532	241	180	86	25	H23.4.1	762	406	225	100	31	H24.4.1	909	486	272	121	30	H25.4.1	1099	594	317	155	33
			認定件数			類型別の内訳																															
				幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型																														
H22.4.1	532	241	180	86	25																																
H23.4.1	762	406	225	100	31																																
H24.4.1	909	486	272	121	30																																
H25.4.1	1099	594	317	155	33																																
	②: 減収額		—																																		
	③: 効果・達成目標の実現状況		<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>認定こども園に対する税制措置により、事業者の移行・参入が円滑に進み、認定こども園が増加することにより、子ども・子育て支援策が推進される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:—)</p> <p>非課税措置が講じられている幼稚園、保育所との不均衡から、事業者が幼稚園、保育所を選択したり、また認定こども園への移行を行わないなどの状況が想定され、参入・移行が円滑に進まないことが懸念される。</p>																																		

			《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—) —
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	就学前教育、保育を提供する幼稚園・保育所等が、その担う高い公益性から税制措置を講じられていることからすれば、類似の役割・機能を担う認定こども園に対する税制措置も、有効かつ必要最小限の措置であると言える。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)を創設し、基準等を満たした施設への財政措置を行うこととしている。幼稚園、保育所に対して、それらの財政措置と併せて税制上の措置が講じられていることを鑑みれば、同様に法的責任を負って子どもを受け入れ、教育及び保育を一体的に提供するという高い公益性を担う認定こども園についても、幼稚園及び保育所と同様の措置を講じることが必要である。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本措置は、認定こども園について幼稚園、保育所と同等の税制措置を講じるものであり、これらの所在する地域を問わないものである。なお、新制度は、基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域における教育・保育の需要を確実に把握した上で、認可を受けた施設や事業による教育・保育の計画的整備に取り組むものであり、その際認定こども園を積極的に活用していくことが強く期待される。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 24 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税、法人住民税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（小規模保育事業等への円滑な参入・移行を推進する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（小規模保育事業等の事業者の増加数）は、補助事業等、他の政策手段の効果及び他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が定量的に予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みを明らかにする必要がある。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（小規模保育事業等への円滑な参入・移行を推進する）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

子ども・子育て支援新制度においては、基準を満たした教育・保育施設・地域型保育事業に対し、子どもが受ける教育・保育サービスの対価として給付を行うことになっている。また小規模保育等が保育所と同様に保育を行うというその高い公益性から同等の税制措置を行うことを求めるものである。

租税特別措置等以外に、小規模保育等のみ補助金を交付する等の政策は現実的ではなく、本租税特別措置等で幼稚園及び保育所と同等の税制措置をとる必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置 (国28)(法人税:義)(所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税:外) (地30)(法人住民税:義、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	○平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が成立し、これらに基づき「子ども・子育て支援新制度」を構築することとなった。新制度の下では、 ①認定こども園の一類型である「幼保連携型認定こども園」について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として、認可・指導監督権限を一本化し、その普及を図ること ②認定こども園・幼稚園・保育所に共通する給付である「施設型給付」や、小規模保育等への給付である「地域型保育給付」を創設すること ③病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業など、13の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として、財政支援等を行うこと 等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行うこととしている。 ○②に関しては、児童福祉法の改正により、新たに小規模保育事業等の地域型保育事業を市町村認可事業として位置付け、認可保育所と同様に、自治体の事業計画に照らして供給不足であれば必ず認可しなくてはならない仕組みとし、地域型保育給付の対象とすることとしている。これらの事業は、市町村の確認を受け公費助成の対象として、認定こども園、保育所と同様に保育を必要とする子どもを保育するものであり、高い公益性を担うこととなる。 ○このため、市町村認可事業に位置付けられる小規模保育事業等について、現行の保育所と同等の税制措置等を講ずることを要望する。
3	担当部局	○雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室 ○雇用均等・児童家庭局保育課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	-
6	適用又は延長期間	-
7	必要性等	① 政策目的及びその 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、核家族化や地域のつ

		根拠	<p>ながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家族も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。こうした問題に対処するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ・保育の量的拡大・確保(待機児童の解消、地域の保育を支援) ・地域の子ども・子育て支援の充実 <p>等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行う。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを生み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標VI-2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること</p> <p>施策中目標VI-2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>小規模保育事業等に対する税制措置を講じ、保育所等と同等にすることにより、小規模保育事業等への円滑な参入・移行を推進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>小規模保育事業等の事業者の増加数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>小規模保育事業者の参入が進み、小規模保育事業等の地域型保育事業の実施が増えることにより、子ども・子育て支援新制度の目指す、質を担保しつつ保育の量的拡大や確保につながる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>対象となる施設数等については、詳細な制度設計が決まった後に設置者・事業者が参入を判断することになるため、現時点で具体的な適用数を予測することは困難。</p>

		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>事業者の参入・移行が進み、小規模保育事業等の地域型保育事業の実施が増えることにより、子ども・子育て支援新制度の目指す、質を担保しつつ保育の量的拡大や確保につながると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>非課税措置が講じられている保育所等との不均衡から、小規模保育等への参入が円滑に進まず、待機児童解消につながらないことが懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>待機児童解消は喫緊の課題であり、現在実施している待機児童解消加速化プランにおいても、小規模保育事業については、重要な柱として支援を行っていくことにより、税制措置を踏まえ、参入・移行を促進していくが必要。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>保育を提供する保育所等が、その担う高い公益性から税制措置を講じられていることからすれば、類似の役割・機能を担う小規模保育事業等に対する税制措置も、有効かつ必要最小限の措置であると言える。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)や、小規模保育など多様な保育への給付(地域型給付)などを創設し、基準等を満たした施設・事業への財政支援を拡充する。給付対象施設・事業は法的責務を負って子どもを受け入れ、保育を提供することとなり、高い公益性を担うことから、財政措置と併せて、保育所等と同等の税制上の措置を講じることが必要であり、それらにより政策目的を達成する。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置は小規模保育事業等について、保育所等と同等の税制措置を講じるものであり、これらの所在する地域を問わないものである。なお、新制度は、基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域における教育・保育の需要を確実に把握した上で、認可を受けた施設や事業による教育・保育の計画的整備に取り組むものであり、その際小規模保育事業等を積極的に活用していくこ</p>

			とが強く期待される。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	府省名	厚生労働省
税目	所得税、法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（パソコン利用割合）は、中小企業投資促進税制等、他の政策手段の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ④⑦ 本租税特別措置等の適用額及び減収額の過去の実績について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、適用額を記載し、前回要望時の見込みの適用額及び減収額とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「個人事業主 平成24年：30.9%（対前年比+2.7ポイント）、法人 平成24年：76.4%（対前々年比+8.2ポイント）」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成28年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す」と説明されているが、租税特別措置等の目標値及び達成時期が説明されるにとどまり、本租税特別措置等の効果が予測されていないため、当該効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分

析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

前回要望時の達成目標：中小企業全体の事務処理能力の向上が図られたと判断される指標として、個人事業主においては、平成24年に実施する「個人企業経済調査」（総務省）における雇用の20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合5割への到達を目指す。また、法人に関しては、平成24年に実施する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）において、従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合が、20名以上の企業の水準である9割への到達を目指す。

達成状況：中小企業におけるパソコン利用状況は、本租税特別措置による効果等により、前回要望時と比べ一定の改善が見られるも、中小企業では、業績見通しが十分に立たない中で、全体として設備投資が抑制されていることから、目標達成には至っていない。そのため、本租税特別措置を引き続き実施する必要がある。

【従業員20名未満の企業におけるパソコン利用状況】

- ・個人事業主 平成24年：30.8%（対前年比+2.7ポイント）
- ・法人 平成24年：70.0%（対前々年比+5.1ポイント）

（出典）

個人事業主：平成23、24年「個人企業経済調査」（総務省）

法人：平成22、24年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）（平成23年は未実施）

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成24年度税制改正での見込み適用事業者数は23年度231,341社であり、想定よりも適用事業者が多い。

また、下記のとおり、適用についても業種による偏りはない。

○ 少額減価償却資産の特例の利用業種

業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業
割合（%）	10.9	19.0	3.3	8.9	10.2
業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他	
割合（%）	6.0	4.8	32.5	4.5	

（出典）

「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）別紙のとおり。

【厚労15】

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
別紙のとおり。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本措置を利用した中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。

- ・回帰分析による定量分析
少額特例利用額が1%増加すると、従業員1人当たりの売上高が0.20%（※）増加する。

（※）平成25年度「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁）の平成24年度税制利用のデータより分析
（重回帰分析結果）

$LN(\text{一人当売上高}/\text{従業員数}) = 7.57^{**} + 0.076 LN(\text{設備投資額}/\text{従業員数})^{**} + 0.20 LN(\text{少額特例利用額}/\text{従業員数})^{**} - 1.47 \text{ダミー農林水産業}^* + 0.26 \text{ダミー鉱業} + 0.24 \text{ダミー建設業} - 0.02 \text{ダミー製造業} - 0.53 \text{ダミー情報通信業}^{**} - 0.33 \text{ダミー運輸業}^* + 0.76 \text{ダミー卸売業・小売業}^{**} + 0.83 \text{ダミー不動産業}^{**} - 0.23 \text{ダミー飲食・宿泊業} - 0.43 \text{ダミー医療、福祉業} - 0.39 \text{ダミーその他サービス業}^{**}$

（備考）*：5%有意水準、**：10%有意水準、補正 $R^2=0.389$

上記結果を踏まえると、本租税特別措置が廃止された場合（100%減少した場合）には、売上高は20%減少することとなる（0.2%×100%）。平成24年度中小企業実態基本調査による資本金1億円以下法人の従業員1人当たり売上高は1,874万円であることから、売上高が20%減少した場合、売上げは375万円減少し、1社当たりで見ると、5,550万円の売上が失われる（375万円×14.8人（平成24年度中小企業実態基本調査による平均従業員数））こととなる。1社当たりの減収額は、約56万円（法人税の減収額：238億円÷424,751社）であり、税収減を是認する効果が見込まれる。

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本措置を利用した中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。

- ・回帰分析による定量分析
少額特例利用額が1%増加すると、従業員1人当たりの売上高が0.20%（※）増加する。

（※）平成25年度「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁）の平成24年度税制利用のデータより分析
（重回帰分析結果）

$LN(\text{一人当売上高}/\text{従業員数}) = 7.57^{**} + 0.076 LN(\text{設備投資額}/\text{従業員数})^{**} + 0.20 LN(\text{少額特例利用額}/\text{従業員数})^{**} - 1.47 \text{ダミー農林水産業}^* + 0.26 \text{ダミー鉱業} + 0.24 \text{ダミー建設業} - 0.02$

$-0.53 \text{ダミー製造業} - 0.53 \text{ダミー情報通信業}^{**} - 0.33 \text{ダミー運輸業}^* + 0.76 \text{ダミー卸売業・小売業}^{**} + 0.83 \text{ダミー不動産業}^{**} - 0.23 \text{ダミー飲食・宿泊業} - 0.43 \text{ダミー医療、福祉業} - 0.39 \text{ダミーその他サービス業}^{**}$

（備考）*：5%有意水準、**：10%有意水準、補正 $R^2=0.389$

上記結果を踏まえると、本租税特別措置が廃止された場合（100%減少した場合）には、売上高は20%減少することとなる（0.2%×100%）。平成24年度中小企業実態基本調査による資本金1億円以下法人の従業員1人当たり売上高は1,874万円であることから、売上高が20%減少した場合、売上げは375万円減少し、1社当たりで見ると、5,550万円の売上が失われる（375万円×14.8人（平成24年度中小企業実態基本調査による平均従業員数））こととなる。1社当たりの減収額は、約40万円（減収見込みの試算額：199億円÷488,274社）であり、税収減を是認する効果が見込まれる。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

○平成 25 年度、26 年度、27 年度推計

(1) 国税

①損金算入額の推計

H25 年度 2,843 億円^{※1} (H24 年度) × (100% - 5.1%^{※2}) = 2,698 億円

H26・27 年度 2,698 億円 (H25 年度と同様とする。)

※1 平成 24 年度財務省減収額試算

※2 日銀短観 (H25 年度計画) における中小企業 (全産業) のソフトウェアを含む設備投資額 (除く土地投資額) の前年度比 (%)

②適用法人数の推計

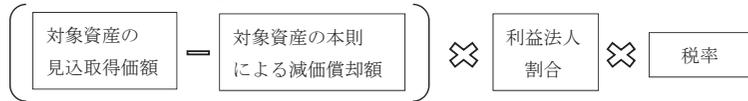
H25 年度 (424,751 社 ÷ 約 2,347 億円) [※] × 2,698 億円 = 488,274 社

H26・27 年度 488,274 社

※ 平成 23 年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書

③減収額の推計

(減収額推計式) 財務省減収額試算より



H25 年度、26 年度、27 年度減収額

(2,698 億円 - 971 億円^{※1}) × 50%^{※2} × 23%^{※3} = 199 億円

※1. 2,698 億円 × 36% (平成 24 年度財務省減収額試算における減価償却費割合: 1,024 億円 / 2,843 億円 = 36%) = 971 億円

※2. 平成 24 年度財務省減収額試算における利益法人割合

※3. 平成 24 年度財務省減収額試算における税率

(2) 地方税

H25 年度

・法人住民税の減収額

199 億円 × 17.3% = 3,442,700,000 円

(法人税の減収額) (税率)

・法人事業税 (所得割) の減収額

(2,698 億円 - 971 億円) × 50% × 5.3% = 4,576,550,000 円

(特例による所得の減収額) (外形外法人の税率)

・地方法人特別税の減収額

4,576,550,000 円 × 81% = 3,707,005,500 円

(法人事業税 (所得割) の減収額) (外形外法人の税率)

・合計

3,442,700,000 円 + 4,576,550,000 円 + 3,707,005,500 円 = 11,726,255,500 円

H26・27 年度 H25 年度と同様とする。 約 117 億円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 (国税31・地方税37(自動連動))、(所得税:外、法人税:義、法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	【要望事項】 適用期限を2年間延長する。 【制度概要】 中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額300万円を限度に、全額損金算入できる制度。
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成15年度 創設 平成18年度 損金算入額の上限を年間300万円とした上で2年間の延長(平成20年3月までの適用期間の延長) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月までの適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月までの適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成26年3月までの適用期間の延長)
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで(2年間)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は、地域経済活性化の中心的役割を担う存在であるとの認識の下、今般の、短期間での消費税率の二段階の引上げが行われる中で中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと」とされている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、特に経理人員が少ない小規模企業(従業員数20人未満の企業での経理人員は1.4人と、中小企業全体平均を下回ることから従業員数20人未満の企業を小規模企業とする。)をメルクマールとして、個人事業主に関して

		は、平成28年度に実施する「個人企業経済調査」(総務省)での従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割への到達を目指す。また、法人に関しては、平成28年度に実施する中小企業庁の委託調査での従業員数20名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20名以上の法人の水準である9割への到達を目指す。																																				
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)での従業員20名未満の事業者におけるパソコン利用割合 法人:中小企業庁が実施する委託調査での従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合																																				
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業、とりわけ規模の小さな企業では、資金調達環境が厳しく、新規顧客の開拓も困難な一方で、経理担当の人員が少なく適切な経営状況の把握もままならない状況にあり、効率的に事務を行うことが必要となっている。 本措置により、減価償却資産管理などの事務負担の軽減を図るとともに、パソコン等事務の効率化に資する設備投資が促進されることにより、経理担当人員が少ない中小企業でも、必要な時期に、より正確な経営状況の把握を可能とし、事業見通しの分析や財務諸表の信用力を向上させることによって、資金調達環境の改善や新規顧客の開拓に寄与し、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化が図られる。																																				
8	有効性等	①: 適用数等 ○適用者数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>808,963社</td> <td>121,583者</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>501,304社</td> <td>107,279者</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>326,662社</td> <td>107,279者</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>424,751社</td> <td>118,722者</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>514,515社</td> <td>143,396者</td> </tr> </tbody> </table> ○損金算入額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>4,470億円</td> <td>340億円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>2,770億円</td> <td>300億円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>1,805億円</td> <td>300億円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>2,347億円</td> <td>332億円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>2,843億円</td> <td>401億円</td> </tr> </tbody> </table> (出典) ○法人の適用者数及び損金算入額 ・平成23年度 H23年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により経済産業省試算(財務省) ・平成23年度以外の年度 H23年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(経済産業省)、財務省減収額試算により経済産業省試算		法人	個人	平成20年度	808,963社	121,583者	平成21年度	501,304社	107,279者	平成22年度	326,662社	107,279者	平成23年度	424,751社	118,722者	平成24年度	514,515社	143,396者		法人	個人	平成20年度	4,470億円	340億円	平成21年度	2,770億円	300億円	平成22年度	1,805億円	300億円	平成23年度	2,347億円	332億円	平成24年度	2,843億円	401億円
	法人	個人																																				
平成20年度	808,963社	121,583者																																				
平成21年度	501,304社	107,279者																																				
平成22年度	326,662社	107,279者																																				
平成23年度	424,751社	118,722者																																				
平成24年度	514,515社	143,396者																																				
	法人	個人																																				
平成20年度	4,470億円	340億円																																				
平成21年度	2,770億円	300億円																																				
平成22年度	1,805億円	300億円																																				
平成23年度	2,347億円	332億円																																				
平成24年度	2,843億円	401億円																																				

	<p>○少額減価償却資産の特例の利用業種</p> <table border="1"> <tr> <th>業種</th> <th>建設業</th> <th>製造業</th> <th>運輸通信公益事業</th> <th>卸売業</th> <th>小売業</th> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>10.9</td> <td>19.0</td> <td>3.3</td> <td>8.9</td> <td>10.2</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>業種</th> <th>不動産業</th> <th>料理飲食旅館業</th> <th>サービス業</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>6.0</td> <td>4.8</td> <td>32.5</td> <td>4.5</td> </tr> </table> <p>(出典) H23 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により経済産業省試算(財務省)</p>	業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業	割合(%)	10.9	19.0	3.3	8.9	10.2	業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他	割合(%)	6.0	4.8	32.5	4.5
業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業																		
割合(%)	10.9	19.0	3.3	8.9	10.2																		
業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他																			
割合(%)	6.0	4.8	32.5	4.5																			
② 減収額	<p>○減収額</p> <p>法人+個人</p> <p>平成 20 年度 ▲520 億円 平成 21 年度 ▲290 億円 平成 22 年度 ▲164 億円 平成 23 年度 ▲268 億円 平成 24 年度 ▲243 億円</p> <p>(出典) 財務省試算</p>																						
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月)</p> <p>本措置を利用した中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <p>・回帰分析による定量分析 少額特例利用額が 1%増加すると、従業員一人当たりの売上高が 0.20%増加する。 (出典)中小企業庁委託調査による試算</p> <p>・経済波及効果 少額特例があることにより、労働生産性(一人当たり売上高)は 20%押し上げられていることとなり、中小企業全体の労働生産性では、6.5%押し上げている(20%×少額特例利用企業の売上高の中小企業全体に占める割合 32.4%=6.5%)。 (出典)中小企業庁委託調査による試算</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月)</p> <p>中小企業におけるパソコン利用割合は上昇傾向にあることから本特例措置による一定の効果が見られているものの、設備投資が抑制されている中で、中小企業全体で見れば、パソコン等の導入が十分とは言い切れない。</p> <p>＜中小企業全体におけるパソコン利用割合の状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主 平成 24 年:30.9%(対前年比+2.7 ポイント) ・法人 平成 24 年:76.4%(対前々年比+8.2 ポイント) <p>(出典) 個人事業主:H23、24 「個人企業経済調査」により経済産業省試算(総務省) 法人:中小企業庁委託調査による試算</p>																						

		<p>平成 28 年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主 従業員数 20 名未満の事業者におけるパソコンの利用割合 50% ・法人 従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合 90% <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月)</p> <p>今般、短期間で消費税率の二段階の引上げが行われ、中小企業の事務負担は増加することが懸念される中で、本措置が延長されなかった場合には、地域経済を支える中小企業の活力が削がれることとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月)</p> <p>減収額と達成目標の実現状況との対比</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>減収額(億円)</th> <th>個人事業主(従業員数 20 名未満の事業者におけるパソコンの利用割合)(%)</th> <th>法人(従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合)(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22</td> <td>164</td> <td>27.6</td> <td>64.9</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>243</td> <td>30.8</td> <td>70.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>本措置により、従業員 20 名未満の法人、個人事業主のパソコン利用割合はともに上昇傾向にあり、中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させることが定量的に確認できる。</p> <p>・回帰分析による定量分析 少額特例利用額が 1%増加すると、従業員一人当たりの売上高が 0.20%増加する。 (出典)中小企業庁委託調査による試算</p> <p>・経済波及効果 少額特例があることにより、労働生産性(一人当たり売上高)は 20%押し上げられていることとなり、中小企業全体の労働生産性では、6.5%押し上げている(20%×少額特例利用企業の売上高の中小企業全体に占める割合 32.4%=6.5%)。 (出典)中小企業庁委託調査による試算</p>	年度	減収額(億円)	個人事業主(従業員数 20 名未満の事業者におけるパソコンの利用割合)(%)	法人(従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合)(%)	22	164	27.6	64.9	24	243	30.8	70.0
年度	減収額(億円)	個人事業主(従業員数 20 名未満の事業者におけるパソコンの利用割合)(%)	法人(従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合)(%)											
22	164	27.6	64.9											
24	243	30.8	70.0											
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、減価償却資産管理などの事務負担の軽減、事務の効率化による中小企業の活力向上を目的としており、補助金では、事務効率向上を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で、事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本措置は租税特別措置によるべき制度である。</p>												
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業の事務負担の軽減を図るための他の支援措置はない。</p>												

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	本措置により、中小企業の事務負担の軽減、事務効率の向上が図られることにより、地域経済と地域雇用を支える中小企業の活力向上が図られることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

○適用者数の推計

(1) 法人

①平成 23 年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（以下、「H23 年度租特適用実態報告書」）より、

損金算入額 234,741,916 千円

適用法人数 424,751 社

②各年度の適用法人数の推計

H19 年度 (424,751 社 ÷ 約 2,347 億円) × 4,350 億円[※] = 787,246 社

H20 年度 (424,751 社 ÷ 約 2,347 億円) × 4,470 億円[※] = 808,963 社

H21 年度 (424,751 社 ÷ 約 2,347 億円) × 2,770 億円[※] = 501,304 社

H22 年度 (424,751 社 ÷ 約 2,347 億円) × 1,805 億円[※] = 326,662 社

H24 年度 (424,751 社 ÷ 約 2,347 億円) × 2,843 億円[※] = 514,515 社

※各年度の見込取得価額（損金算入額）。（財務省減収額試算より）

(2) 個人事業主

①個人事業主の損金算入額の法人の損金算入額に対する割合（H22 年度中小企業実態基本調査）

法人：123,531 百万円 ÷ 199,978 社 = 617,723 円

個人：27,441 百万円 ÷ 87,785 者 = 312,593 円

∴ 312,593 円 ÷ 617,723 円 = 50.6%

②法人 1 社あたり損金算入額（H23 年度租特適用実態報告書）

234,741,916 千円（損金算入額） ÷ 424,751 社 = 552,658 円

③①、②より、個人事業主 1 者あたり損金算入額の推計

552,658 円 × 50.6% = 279,645 円

④各年度の適用者数の推計

H19 年度 330 億円[※] ÷ 279,645 円 = 118,007 者

H20 年度 340 億円[※] ÷ 279,645 円 = 121,583 者

H21 年度 300 億円[※] ÷ 279,645 円 = 107,279 者

H22 年度 300 億円[※] ÷ 279,645 円 = 107,279 者

H24 年度 401 億円[※] ÷ 279,645 円 = 143,396 者

※各年度の見込取得価額（損金算入額）。（財務省減収額試算より）

⑤H23 年度の見込取得価額の推計

・ H24 年度の個人事業主の見込取得価額の割合

401 億円 / (2,843 億円 + 401 億円) = 0.124

・H23年度の個人の見込取得価額の推計（H24年度の割合0.124を仮定する）

$$\text{㊸} / (2,347 \text{ 億円} + \text{㊸}) = 0.124 \quad \therefore \text{㊸} = 332 \text{ 億円}$$

⑥H23年度の適用者数の推計

$$\text{H23 年度} \quad 332 \text{ 億円} \div 279,645 \text{ 円} = 118,722 \text{ 者}$$

○平成25年度、平成26年度推計

(1) 法人

①損金算入額の推計

$$\text{H25 年度} \quad 2,843 \text{ 億円 (H24 年度)} \times (100\% - 5.1\%^{**}) = 2,698 \text{ 億円}$$

$$\text{H26 年度} \quad 2,698 \text{ 億円 (H25 年度と同様とする。)}$$

※日銀短観（H25年度計画）における中小企業（全産業）のソフトウェアを含む設備投資額（除く土地投資額）の前年度比（%）

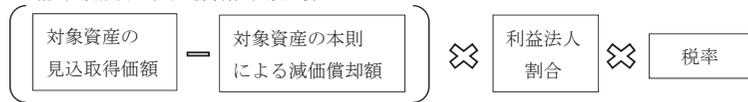
②適用法人数の推計

$$\text{H25 年度} \quad (424,751 \text{ 社} \div \text{約} 2,347 \text{ 億円}) \times 2,698 \text{ 億円} = 488,274 \text{ 社}$$

$$\text{H26 年度} \quad 488,274 \text{ 社}$$

③減収額の推計

（減収額推計式）財務省減収額試算より



H25年度、H26年度減収額

$$(2,698 \text{ 億円} - 971 \text{ 億円}^{*1}) \times 50\%^{*2} \times 23\%^{*3} = 199 \text{ 億円}$$

※1. 2,698 億円 \times 36%（平成24年度財務省減収額試算における減価償却費割合：1,024 億円 / 2,843 億円 = 36%） = 971 億円

※2. 平成24年度財務省減収額試算における利益法人割合

※3. 平成24年度財務省減収額試算における税率

(2) 個人事業主

①損金算入額の推計

$$\text{H25 年度} \quad 401 \text{ 億円 (H24 年度)} \times (100\% - 5.1\%^{**}) = 381 \text{ 億円}$$

$$\text{H26 年度} \quad 381 \text{ 億円 (H25 年度と同様とする。)}$$

※日銀短観（H25年度計画）における中小企業（全産業）のソフトウェアを含む設備投資額（除く土地投資額）の前年度比（%）

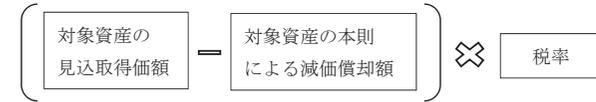
②適用者数の推計

$$\text{H25 年度} \quad 381 \text{ 億円} \div 279,645 \text{ 円} = 136,244 \text{ 者}$$

$$\text{H26 年度} \quad 136,244 \text{ 者}$$

③減収額の推計

（減収額推計式）財務省減収額試算より



H25年度、H26年度減収額

$$(381 \text{ 億円} - 107 \text{ 億円}^{*1}) \times 11.6\%^{*2} = 32 \text{ 億円}$$

※1. 381 億円 \times 28%（平成24年度財務省減収額試算における減価償却費割合：112 億円 / 401 億円 = 28%） = 107 億円

※2. 平成24年度財務省減収額試算における税率

○地方税の計算

H25年度

法人

・法人住民税の減収額

$$199 \text{ 億円} \times 17.3\% = 3,442,700,000 \text{ 円}$$

(法人税の減収額) (税率)

・法人事業税（所得割）の減収額

$$(2,698 \text{ 億円} - 971 \text{ 億円}) \times 50\% \times 5.3\% = 4,576,550,000 \text{ 円}$$

(特例による所得の減収額) (外形外法人の税率)

・地方法人特別税の減収額

$$4,576,550,000 \text{ 円} \times 81\% = 3,707,005,500 \text{ 円}$$

(法人事業税（所得割）の厳守額) (外形外法人の税率)

・合計

$$3,442,700,000 \text{ 円} + 4,576,550,000 \text{ 円} + 3,707,005,500 \text{ 円} = 11,726,255,500 \text{ 円}$$

H26年度 H25年度と同様とする。 約117億円

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業投資促進税制	府省名	厚生労働省
税目	所得税、法人税、法人事業税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標については、達成時期が設定されておらず、どの時点で達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について達成時期を設定する必要がある（＜点検結果表の別紙＞③参照）。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報と、平成 23 年度における減収額の見込み（減収額試算 1,322 億円）がかい離している場合は、その原因を分析し、説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

前回要望時の達成目標：近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①～③の指標を全て満たすことを目標とする。

①設備投資対キャッシュフロー比率の向上

80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。

②設備投資実施企業割合の向上

30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。

③生産・営業用設備D I

設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、D Iが±5ポイント程度の水準を維持する。

達成状況：平成21年から持ち直しを続けてきた我が国経済は、平成23年3月の東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて増勢を続けてきたが、平成24年後半には、円高の進行や世界の景気の減速等を背景に、景気は弱い動きとなったことにより、中小企業の収益に大きな改善は見られず、かつ、業績見通しが悪化していることを背景として、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は低下傾向にある。設備投資実施企業割合は23.5%から27.6%と目標に近い4.1%増加、生産・営業用設備判断D Iも6.5%から5.8%へ改善の動きがみられるが、未だ目標には達していない状況。

税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業の設備投資実施企業割合は増加し、中小企業の生産・営業用設備判断D Iも適正な水準に近づきつつあるが、平成24年後半の景気の弱い動きもあり、我が国全体の設備投資が弱含みの展開となっている中で、目標に達していない。そのため、本租税特別措置を引き続き実施する必要がある。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）

本租税特別措置は、中小企業の設備投資を促進し、生産性の向上等を図ることを目的としている。中小企業の設備投資とキャッシュフローの伸び率には連動性がみられる（中小企業白書2009）ことから、設備投資対キャッシュフロー比率の向上は、キャッシュフローに比して中小企業が積極的に投資を行っていることを表すこととなる。実際、平成25年度中小企業庁委託調査における本租税特別措置利用企業の設備投資対キャッシュフロー比率は85.8%と、中小企業全体の48.9%（いずれも平成22年度～24年度の平均値）を大きく上回っており、本租税特別措置による中小企業の投資促進効果を定量的に把握することとなる指標である。

また、本租税特別措置により約4割の中小企業が設備投資の後押しをしていることから、設備投資実施企業割合の下支え又は押上げにつながっていることを把握する指標として適切である。

さらに、本租税特別措置により設備を取得した場合、設備の不足感は解消されることとなり、適正な水準に近づくこととなるため、生産・営業用設備D Iの改善につながることとなる。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より、適用額 211,059,189千円
適用者数 36,734社。

（適用額の推計）

平成20年度 244,858,864千円（199,475,002千円÷0.815※）

※ 平成20年度と21年度の設備投資額の伸び率

平成21年度 199,475,002千円（193,972,915千円÷0.972※）

※ 平成21年度と22年度の設備投資額の伸び率

平成22年度 193,972,915千円（211,059,189千円÷1.088※）

※ 平成22年度と23年度の設備投資額の伸び率

平成24年度 200,848,143千円（211,059,189千円×0.952※）

※ 平成19年度から22年度における設備投資額の平均伸び率

（出典）設備投資額、設備投資企業数ともに、中小企業実態基本調査に基づく。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成24年度税制改正事前評価書においては、適用数を20年度44,810社、21年度32,398社、22年度40,497社と推計しており、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

また、事前評価書に記載したとおり、租税特別措置適用実態調査にて把握された利用業種は製造業、サービス業、建設業、運輸通信公益事業等ばらつきが見られ、想定外に偏っていない。

○利用業種

業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業
割合(%)	3%	1%	12%	39%	9%	6%
業種	料理 飲食店業	金融保険業	不動産業	運輸通信 公益事業	サービス業	その他
割合(%)	1%	1%	1%	12%	15%	1%

（出典）「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より、適用額 211,059,189千円
適用者数 36,734社。

（適用額の推計）

平成26年度 181,884,182千円

平成27年度 173,084,622千円

※ 平成23年度の適用額に、19年度から22年度における設備投資額の平均伸び率（0.952）を乗じて推計。

（適用者数の推計）

【厚労16】

平成 26 年度 38,982 社

平成 27 年度 39,762 社

※ 平成 23 年度の適用者数に、平成 19 年度から平成 22 年度における設備投資企業数の平均伸び率 (1.020) を乗じて推計。

⑦ 減収額の実績把握 (評価書中 8②「減収額」欄への補足説明)

514 億円は、財務省作成の「19 (31) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 (平成 23 年度) を基に試算した減収額 (実績推計)」における法人税の減収額である。

また、総務省で作成している「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における「適用実態調査に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額」によれば、本租税特別措置の自動連動分による減収額は、道府県民税 36 億円、事業税 96 億円、市町村民税 88 億円、地方法人特別税 78 億円となっている。

⑧ 減収額の将来予測 (評価書中 8②「減収額」欄への補足説明)

514 億円は平年度ベースの減収見込み額である。

本租税特別措置の拡充分にかかる減収額については、204 億円と推計しており、算定根拠は別紙に記載。

⑪⑫ 税収減是認の効果の実績確認・将来見込み (評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明)

平成 25 年度中小企業庁委託調査では、「設備導入の決定に際し、中小企業投資促進税制が影響した」と回答した企業の割合は 42.2% であることから、約 4 割の中小企業の投資判断の後押しをしていると推計している。また、追加的なキャッシュフロー増加分の設備投資弾性値は 0.68 (「減価償却制度の見直しの影響について」(第一生命経済研究所 (2006)) から、約 7 割と推計している。

中小企業投資促進税制・拡充部分についての減収額試算

【拡充部分についての減収額試算】

(1) 関連	減収額推計	8,084 百万円
(2) (3) 関連	減収額推計	12,305 百万円
(1) + (2) + (3)	減収額推計	20,389 百万円

【拡充の対象資産】

- (1) ソフトウェア (取得価額 120 万円以上)
- (2) ソフトウェア + 事務機器、通信機器、試験・測定機器、測定工具、検査工具 (取得価額合計 120 万円以上)
ソフトウェア + 機械装置 (取得価額合計 160 万円以上)
- (3) ソフトウェアがあらかじめ組み込まれている
事務機器及び通信機器、試験・測定機器、測定工具及び検査工具 (取得価額 120 万円以上)
機械装置 (取得価額 160 万円以上)

【注】

下記の計算式においては、実際の数値の端数を省略して記載しているため、計算式と結果が一致しない場合がある。

(1) 関連 減収額推計 8,084 百万円

○ 120 万円以上のソフトウェア投資額・・・ 177,507 百万円
(※中小企業実態基本調査等に基づき推計)

○ 特別償却適用額 177,507 百万円 × 55.0% (特償利用割合※)
= 97,629 百万円

○ 税額控除適用額 177,507 百万円 × 45.0% (税控利用割合※)
= 79,878 百万円

※平成 23 年度租税特別措置適用実態調査等より推計

○ 特別償却に係る減収額
97,629 百万円 × 50% (特別償却割合増加分※1) × 50% (利益法人割合※2)
× 23% (税率※3) = 5,614 百万円・・・(A)

※1 ソフトウェアについて、耐用年数 5 年、初年度普通償却率を 20% として試算

※2、3 平成24年度財務省減収額試算における利益法人割合、税率

○税額控除に係る減収額

79,878 百万円

→ 資本金 3000 万円以下分 . . . 30,034 百万円 (※)

→ 資本金 3000 万円超分 . . . 49,844 百万円 (※)

※平成23年度租税特別措置適用実態調査の適用割合から推計

○資本金 3000 万円以下法人分

$30,034 \text{ 百万円} \times 5\% \text{ (税額控除上乘せ分)} \times 55\% \text{ (利益法人割合※1)} \times 90\% \text{ (税額控除実施割合※2)} = 743 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{(B)}$

※1、2 平成24年度財務省減収額試算における利益法人割合、税控実施割合

○資本金 3000 万円超法人分

$49,844 \text{ 百万円} \times 7\% \text{ (税額控除割合)} \times 55\% \times 90\% = 1,727 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{(C)}$

(A) + (B) + (C) = 8,084 百万円 . . . (1)

(2) (3) 関連 減収額推計 12,305 百万円

【設備投資額】

機械装置 . . . 200,207 百万円

工具・器具・備品 . . . 96,882 百万円

(※中小企業実態基本調査等に基づき推計)

【機械装置にかかる減収額】

○特別償却適用額 $200,207 \text{ 百万円} \times 55.0\% = 110,114 \text{ 百万円}$

○税額控除適用額 $200,207 \text{ 百万円} \times 45.0\% = 90,093 \text{ 百万円}$

○特別償却に係る減収額

$110,114 \text{ 百万円} \times 50\% \text{ (特別償却割合増加分※)} \times 50\% \times 23\% = 6,332 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{①}$

※機械装置について、耐用年数10年、初年度普通償却率を20%として試算

○税額控除に係る減収額

90,093 百万円

→ 資本金 3000 万円以下分 33,875 百万円 (※)

→ 資本金 3000 万円超分 56,218 百万円 (※)

※平成23年度租税特別措置適用実態調査から推計

○資本金 3000 万円以下法人分

$33,875 \text{ 百万円} \times 5\% \text{ (税額控除割合引上げ分)} \times 55\% \times 90\% = 838 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{②}$

○資本金 3000 万円超法人分

$56,218 \text{ 百万円} \times 7\% \times 55\% \times 90\% = 1,948 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{③}$

【工具・器具・備品にかかる減収額】

○特別償却適用額 $96,882 \text{ 百万円} \times 55.0\% = 53,285 \text{ 百万円}$

○税額控除適用額 $96,882 \text{ 百万円} \times 45.0\% = 43,597 \text{ 百万円}$

○特別償却に係る減収額

$53,285 \text{ 百万円} \times 30\% \text{ (特別償却割合増加分※)} \times 50\% \times 23\% = 1,838 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{④}$

※工具・器具・備品について、耐用年数5年、初年度普通償却率を40%として試算

○税額控除に係る減収額

43,597 百万円

→ 資本金 3000 万円以下分 16,392 百万円 (※)

→ 資本金 3000 万円超分 27,204 百万円 (※)

※平成23年度租税特別措置適用実態調査から推計

○資本金 3000 万円以下法人分

$16,392 \text{ 百万円} \times 5\% \text{ (税額控除割合引上げ分)} \times 55\% \times 90\% = 406 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{⑤}$

○資本金 3000 万円超法人分

$27,204 \text{ 百万円} \times 7\% \times 55\% \times 90\% = 943 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{⑥}$

①+②+③+④+⑤+⑥ = 12,305 百万円 . . . (2) (3)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業投資促進税制 (国税30・地方税33(自動連動))(所得税:外、法人税:義、法人事業税・法人住民税:義)
2	要望の内容	以下の一定の要件に該当するITを活用した投資について、 ○即時償却 ○税額控除割合を現行の7%から12%とする上乗せ ○資本金3000万円超1億円以下の法人についても7%の税額控除の適用 ○特別償却不足の繰越期間及び法人税額の20%を超える部分の税額控除の繰越期間について1年から3年に延長 する措置を講じた上で、適用期間を2年間延長する。 (一定の要件:以下のいずれかに合致することを要件とする。) ①一のソフトウェアの取得価額が120万円以上であるもの ②ソフトウェア + 事務機器、通信機器、試験・測定機器、測定工具、検査工具の取得価額が合計120万円以上 ソフトウェア + 機械装置の取得価額が合計160万円以上 ③取得価額が120万円以上の事務機器及び通信機器、試験・測定機器、測定工具及び検査工具又は取得価額が160万円以上の機械装置であって、これらの設備を直接制御するためのソフトウェアがあらかじめ組み込まれているもの
3	担当部局	厚生労働省健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8 ^t 以上→3.5 ^t 以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長)

		平成24年度 2年間の延長(平成26年3月迄の適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加)
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日～平成28年3月31日(2年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っているとの認識の下、我が国経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やIT化等への投資の加速を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」、「国は、中小企業の情報通信技術の活用を推進を図るため、情報通信技術の活用に関する情報の提供及び情報通信技術の活用に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるものとする」と定めている。 また、日本再興戦略(平成25年6月24日閣議決定)において、「生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等)を促進する取組みを強力に推進し、これに応じた設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること
	③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業における機械装置・IT投資等の設備投資の活発化・加速化を支援することにより、生産性の向上等を進め、中小企業の経済活動の活性化を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。 ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の生産性の向上、成長力の底上げ、もって経済の活性化を図ることが出来る。 上記達成目標を設定することで、設備投資が活発に行われているかどうか、一方で、過剰な設備投資が行われていないかを把握することが可能とな	

		り、それぞれの指標を満たすことで設備投資を通じた生産性の向上、経済の活性化に寄与するものである。																												
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>(過去5年間の適用数) 平成20年度 40,440社 平成21年度 35,136社 平成22年度 35,653社 平成23年度 36,734社 平成24年度 37,469社 (将来の推計) 平成25年度 38,218社 平成26年度 38,982社 平成27年度 39,762社</p> <p>※ 平成20年度～平成22年度の適用者数については、下記のとおり算出。 (平成22年度) $36,734 \text{ 人} (\text{平成23年度の適用者数}) \times 0.97 (\text{平成23年度を基準とした際の比率})$ (平成21年度) $35,653 \text{ 人} (\text{平成22年度の適用者数}) \times 0.99 (\text{平成22年度を基準とした際の比率})$ (平成20年度) $35,136 \text{ 人} (\text{平成21年度の適用者数}) \times 1.14 (\text{平成21年度を基準とした際の比率})$ 平成23年度は租税特別措置の適用実態調査における適用者数。 平成24～27年度は、平成23年度の適用者数×1.02(中小企業実態基本調査の平成19年度～平成22年度の設備投資企業数の伸び率の平均)で試算。</p> <p>平成23年度租税特別措置の適用実態調査によると、本特例の利用中小法人は約3万7千人であり、幅広く使われていることが伺える。 ・特別償却利用法人: 21,114 法人 ・税額控除利用法人: 15,620 法人</p> <p>また、ほぼすべての業種がこの税制の適用対象となっており、税制の利用状況を見ても、業種に偏りなく利用されている。</p> <table border="1"> <tr> <td>業種</td> <td>農林水産業</td> <td>鉱業</td> <td>建設業</td> <td>製造業</td> <td>卸売業</td> <td>小売業</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>3%</td> <td>1%</td> <td>12%</td> <td>39%</td> <td>9%</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>業種</td> <td>料理飲食店業</td> <td>金融保険業</td> <td>不動産業</td> <td>運輸通信公益業</td> <td>サービス業</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>1%</td> <td>1%</td> <td>1%</td> <td>12%</td> <td>15%</td> <td>1%</td> </tr> </table> <p>(出典)租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書</p> <p>②: 減収額</p> <p>(過去5年間の減収額試算) 平成20年度 2,560 億円 平成21年度 2,500 億円 平成22年度 1,288 億円 平成23年度 1,322 億円 平成24年度 1,473 億円</p>	業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業	割合(%)	3%	1%	12%	39%	9%	6%	業種	料理飲食店業	金融保険業	不動産業	運輸通信公益業	サービス業	その他	割合(%)	1%	1%	1%	12%	15%	1%
業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業																								
割合(%)	3%	1%	12%	39%	9%	6%																								
業種	料理飲食店業	金融保険業	不動産業	運輸通信公益業	サービス業	その他																								
割合(%)	1%	1%	1%	12%	15%	1%																								

		(将来の推計) 平成25年度 514 億円																																																																													
		(出典) 平成20年度～平成25年度 : 財務省による試算																																																																													
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度) 本税制は、一定の価額要件を課すことにより生産性の高い設備取得を促進するものであり、実際に約3.7万社の中小企業に利用されている。さらに、税制措置があることにより約4割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免(キャッシュフロー増加)分の約7割が更なる設備投資に回るとのアンケート結果(注)があることから、経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やIT化への投資の加速に寄与している。 8①に記載の通り、将来的にも引き続き多くの中小企業に利用が見込まれ、生産性の向上に資する設備投資等を加速させ、もって中小企業の経済活動の活性化に寄与すると考えられる。</p> <p>(注)経済産業省経済産業政策局委託調査、中小企業庁委託調査のアンケート結果による</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年度～平成24年度) 平成21年から持ち直しを続けてきた我が国経済は、平成23年3月の東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて増勢を続けてきたが、平成24年後半には、円高の進行や世界の景気の減速等を背景に、景気は弱い動きとなったことにより、中小企業の収益に大きな改善は見られず、かつ、業績見通しが悪化していることを背景として、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は低下傾向にある。設備投資実施企業割合は23.5%から27.6%と目標に近い4.1%増加、生産・営業用設備判断DIも6.5%から5.8%へ改善の動きが見られるが、未だ目標には達していない状況。 税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業の設備投資実施企業割合は増加し、中小企業の生産・営業用設備判断DIも適正な水準に近づきつつあるが、平成24年後半の景気の弱い動きもあり、我が国全体の設備投資が弱含みの展開となっている中で、目標に達していない。</p>																																																																													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年・期</th> <th colspan="2">設備投資対キャッシュフロー比率</th> <th colspan="2">設備投資実施企業割合</th> <th colspan="2">生産・営業用設備判断DI</th> </tr> <tr> <th>年間</th> <th>平均値</th> <th>年間</th> <th>平均値</th> <th>年間</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">18年</td> <td>I</td> <td>62.2</td> <td>32.1</td> <td>0</td> <td>年間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>65.4</td> <td>30.9</td> <td>1</td> <td>平均値</td> <td></td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>67.5</td> <td>30.8</td> <td>1</td> <td></td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>71.3</td> <td>31.2</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>66.6</td> <td>31.3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">19年</td> <td>I</td> <td>75.4</td> <td>30.6</td> <td>▲1</td> <td>年間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>71.6</td> <td>30.3</td> <td>0</td> <td>平均値</td> <td></td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>69.9</td> <td>26.9</td> <td>2</td> <td></td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>70.3</td> <td>25.3</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>71.8</td> <td>28.3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年・期	設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断DI		年間	平均値	年間	平均値	年間	平均値	18年	I	62.2	32.1	0	年間		II	65.4	30.9	1	平均値		III	67.5	30.8	1		0.5	IV	71.3	31.2	0					66.6	31.3				19年	I	75.4	30.6	▲1	年間		II	71.6	30.3	0	平均値		III	69.9	26.9	2		0.5	IV	70.3	25.3	1					71.8	28.3			
年・期	設備投資対キャッシュフロー比率			設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断DI																																																																									
	年間	平均値	年間	平均値	年間	平均値																																																																									
18年	I	62.2	32.1	0	年間																																																																										
	II	65.4	30.9	1	平均値																																																																										
	III	67.5	30.8	1		0.5																																																																									
	IV	71.3	31.2	0																																																																											
		66.6	31.3																																																																												
19年	I	75.4	30.6	▲1	年間																																																																										
	II	71.6	30.3	0	平均値																																																																										
	III	69.9	26.9	2		0.5																																																																									
	IV	70.3	25.3	1																																																																											
		71.8	28.3																																																																												

20年	I	71	年間 平均値	26.2	年間 平均値	2	年間 平均値	
	II	71.8		25		4		
	III	71.9	70.8	26	25.0	5	5	
	IV	68.4		22.8		9		
	21年	I	64.8	年間 平均値	19.1	年間 平均値	18	年間 平均値
		II	62.2		19.5		20	
		III	55.8	58.8	19	19.6	19	18.5
		IV	52.5		20.7		17	
	22年	I	51.1	年間 平均値	21.4	年間 平均値	13	年間 平均値
		II	51.1		23.3		12	
		III	55.1	53.1	24.4	23.6	9	10.5
		IV	55.2		25.1		8	
	23年	I	51.0	年間 平均値	25.2	年間 平均値	7	年間 平均値
		II	51.7		22.8		8	
		III	47.6	49.5	23.1	23.5	6	6.5
		IV	47.5		23		5	
24年	I	46.2	年間 平均値	25.6	年間 平均値	5	年間 平均値	
	II	44.4		28.2		6		
	III	45.3	45.0	28.3	27.6	6	5.8	
	IV	43.8		28.4		6		

(出典) 財務省「法人企業統計」、日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」、日本銀行「短期経済観測調査(短観)」
 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成19年度~25年度)

我が国経済は、平成23年3月の東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて増勢を続けてきたが、平成24年後半には、円高の進行や世界の景気の減速等を背景に、景気は弱い動きとなったことにより、中小企業の収益に大きな改善は見られず、平成24年度の中小製造業の設備投資は、前年度実績比でマイナスとなっている(平成24年度中小企業白書)。設備投資が進まない中で、中小製造業では保有する設備の老朽化が進み、生産に支障がでている状況も現出している(中小企業庁によるアンケート調査では生産機械、事業用設備について耐用年数を超過していると回答した企業のうち、69%が「修繕費の増加」「故障頻度の高まりによる生産への支障」等、設備老朽化による影響があると回答。)

このような状況の中で、本税制措置は、税制措置があることによる投資インセンティブ効果(約4割の企業の投資判断を後押し)や減収(キャッシュフロー増加)による更なる設備投資増加(増加キャッシュフロー分の約7割が更なる設備投資へ回る)が見込まれる。また、産業連関表を用いたところでは、投資増加額の1.7倍の生産誘発効果が見込まれることから、本税制措置を廃止した場合には、中小企業の設備投資が更に減速、生産に支障が生じ、中長期的な我が国経済成長にも影響を及ぼす恐れがある。

		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度) 税制措置による設備投資の押上げ(下支え)効果としては、税制措置があることにより約4割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免(キャッシュフロー増加)分の約7割が更なる設備投資に回るとのアンケート結果がある。 (※経済産業省経済産業政策局委託調査、中小企業庁委託調査のアンケート結果による)
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>中小企業が設備投資を手控える傾向にある中で、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するため、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和や、特別償却(償却費用の前倒し)による投下資金の早期回収が可能となる税制措置を講じることは、下落傾向にある設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していく上で必要である。</p> <p>本特例措置では、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置全般、一定の器具備品、工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化や生産性向上に資する設備投資に準拠を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置にかかる拡充要望については、ソフトウェア及びソフトウェアと一体となった設備等対象資産を限定して特別償却割合と税額控除割合の引上げ、税額控除適用の範囲拡充を行うことにより、生産性向上のために特に即効性のあるIT化、自動化に資する設備等への投資について一層のインセンティブを付与するものとなる。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>設備投資関連の税制として、商業・サービス業・農林水産業活性化税制と生産等設備投資促進税制がある。</p> <p>①商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税率の引上げに備え、商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の経営改善を図るための店舗改装等に係る設備投資の促進を目的としており、対象となる設備は経営改善に資する器具備品と建物附属設備とされていることに対して、本特例措置では、機械装置、器具備品のうち事務処理の能率化に資するもの、品質管理の向上に資するもの等を対象としており、目的及び対象となる設備の範囲が異なる。</p> <p>②生産等設備投資促進税制は、主として大企業の設備投資需要を喚起することを目的としており、適用の要件として前年比で10%以上投資が増加していること等が求められていることに対して、本特例措置では、中小企業の実産性の向上等を目的として、取得価額要件や一定スペック以上のものに対象設備を限定しており、目的及び対象となる設備の範囲が異なる。</p>

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	本税制により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて当該中小企業の経営基盤の安定・強化が図られ、利益の増加により、雇用の創出や取引先の拡大など、地域の経済の活性化に資する。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	研究開発法人への寄附に係る税制措置	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減取額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし		※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」のいずれについても、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
厚生労働省の政策評価体系において、基本目標XI「国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること」の施策大目標「厚生労働分野の研究開発を推進すること」の施策目標3-1ないし3-5を達成するために有効な施策である。また、基本目標I「安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること」の施策目標8-1「新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること」の達成にも貢献するものである。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」）
達成目標については、過去の実績を勘案し、法人税についての目標水準を寄附収入金額ベースで2倍（对本租税特別措置等前比）、所得税についての目標水準を寄附件数ベースで1.5倍（同）とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点としている。
測定指標については、「本租税特別措置の対象となる研究開発法人の寄附金収入の伸び率」と「他の法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租税特別措置の効果を検証することとする。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
個人からの研究開発法人への寄附件数については、別紙のとおり、予想寄附者として13,853人が想定される。また、法人の寄附件数については、別紙で用いた損金不算入額の割合14.6%を基に、平成23年度の寄附法人件数1,287件から計算して推定した188件を推定件数とする。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算についての資料は別紙のとおり。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
達成目標については、過去の実績を勘案し、法人税についての目標水準を寄附収入金額ベースで2倍（对本租税特別措置等前比）、所得税についての目標水準を寄附件数ベースで1.5倍（同）とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点としている。減収見込額の試算に使用した研究開発法人の寄附実績において、過去に法人寄附の金額が倍増及び個人寄附の件数が5割増しとなった実例があり、本租税特別措置等により、同程度の増加が得られることが十分に期待・予測できるが、実現状況を検証する際には上記③で記述した本租税特別措置等の効果を測ることができる測定指標「本租税特別措置の対象となる研究開発法人の法人寄附金収入額の伸び率」と「他の法人に対する法人寄附金収入額の伸び率」を用いて検証をする必要がある。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

減収額の見込みの算定根拠は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、減収見込額の試算に使用した研究開発法人の寄附実績において、過去に法人寄附の金額が倍増及び個人寄附の件数が5割増しとなった実例があり、本租税特別措置等により、同程度の増加が十分に期待できる。この効果は上記③の測定指標によって確認できる。この結果、286百万円の税収減となるものの、研究開発法人が得られる寄附金額の増は1,429百万円となり、研究開発の加速度的な推進が可能となる。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によることが妥当と考えられる。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
研究開発法人においては、寄附収入は民間の活力が利用でき、また、国民一人一人が期待に応える法人を選択して支援できる制度であり、現状においても使い勝手の良い寄附システムを構築する等、受入側の法人も寄附収入獲得への取組を行っているところ。他方、補助金等は、国費の投入により国策を着実に実施するものであり、国家戦略を踏まえて受入側の法人に措置されるものである。
今回の税制措置によって、所得税においては、高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附金の促進に寄与する制度である現状の所得控除に加えて、中低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附金の促進に寄与する制度である税額控除を導入することにより、国民の幅広い層からの研究開発法人への寄附を拡充することができる。法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附収入の増大を図る。

研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
減収見込額の試算について

【減収見込額】

○指定寄附金化に伴う減収見込額

155 百万円（国税：103 百万円、地方税：52 百万円）

○税額控除の導入に伴う減収見込額

131 百万円（国税のみ）

【考え方】

1. 全額損金算入可能な指定寄附金とすることに伴う減収見込み

研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去3年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成23年度分）に基づき試算した。

過去3年間の研究開発法人、37 対象法人に対する法人寄附のうち、最も法人寄附額が多い平成23年度実績：1,384,004 千円を基本に、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、2 倍に寄附額が増加すると仮定して、年間の法人寄附金見込額を算出する。

（法人寄附金見込額）

$$1,384,004 \text{ 千円} \times 2 = 2,768,008 \text{ 千円 (約 } 2,768 \text{ 百万円)}$$

会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は 716,799 百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は 104,960 百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$$104,960 \text{ 百万} \div 716,799 \text{ 百万円} \times 100 = 14.6\%$$

これらを基に、研究開発法人 37 法人に係る減収見込額を算定する。

（研究開発法人 37 法人分の減収見込額）

法人税	2,768 百万円 × 14.6% × 25.5% (税率)	≒	<u>103.1 百万円</u>
法人住民税	103.1 百万円 × 17.3% (標準税率)	≒	<u>17.8 百万円</u>
事業税	2,768 百万円 × 14.6% × 8.4% (標準税率)	≒	<u>33.9 百万円</u>

2. 税額控除の導入に伴う減収見込み

国税庁の申告所得税標本調査結果（平成23年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927 人）について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。（表1参照）

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額 (百万円)	1人当たり寄附額(推計) (万円)	表2の 対応
(a)	0~150万円以下	36,026	8.4%	1,012	3.01	—
(b)	~300万円以下	95,454	22.4%	3,203	3.56	(あ)
(c)	~500万円以下	78,214	18.3%	3,686	4.91	(い)
(d)	~800万円以下	66,400	15.6%	4,279	6.64	(う)
(e)	~1,000万円以下	26,083	6.1%	2,165	8.50	(え)
(f)	~2,000万円以下	68,766	16.1%	8,430	12.46	(お)
(g)	2,000万円以上	55,984	13.1%	28,226	50.62	(か)
		426,927		50,998		

※1人当たり寄附額(推計) = 寄附金控除額 / 人数 + 2,000円

※1人当たりの平均寄附金額は、119,453 円。

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
(あ)	195 万円以下	5%
(い)	195 万円超~330 万円以下	10% - 97,500 円
(う)	330 万円超~695 万円以下	20% - 427,500 円
(え)	695 万円超~900 万円以下	23% - 636,000 円
(お)	900 万円超~1,800 万円以下	33% - 1,536,000 円
(か)	1,800 万円超	40% - 2,796,000 円

課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000 円を超える寄附について 40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

（算出例）→（税額控除額 - 所得控除額） = 各所得階層 1 人当たりの減収見込額

a → 所得税非課税と想定

b	[{(35,600 - 2,000) × 0.4} - {(35,600 - 2,000) × 0.05}]	=	<u>11,760 円</u>
c	[{(49,100 - 2,000) × 0.4} - {(49,100 - 2,000) × 0.1}]	=	<u>14,130 円</u>
d	[{(66,400 - 2,000) × 0.4} - {(66,400 - 2,000) × 0.2}]	=	<u>12,880 円</u>
e	[{(85,000 - 2,000) × 0.4} - {(85,000 - 2,000) × 0.23}]	=	<u>14,110 円</u>
f	[{(124,600 - 2,000) × 0.4} - {(124,600 - 2,000) × 0.33}]	=	<u>8,582 円</u>
g	[{(506,200 - 2,000) × 0.4} - {(506,200 - 2,000) × 0.4}]	=	<u>0 円</u>

※gは、差額0円

別紙

過去3年間の文科省所管の10対象法人に対する個人寄附のうち、最も寄附件数の多い平成24年度実績：2,496件を基に、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.5倍に寄附件数が増加すると仮定して37法人分の予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込み額を掛けて合計し、減収見込額を算出する。

予想寄附者数：13,853人

- a → 所得税非課税のため算出しない
- b (13,853人 × 22.4%) × 11,760円 = 36,492,127円
- c (13,853人 × 18.3%) × 14,130円 = 35,820,949円
- d (13,853人 × 15.6%) × 12,880円 = 27,834,556円
- e (13,853人 × 6.1%) × 14,110円 = 11,923,416円
- f (13,853人 × 16.1%) × 8,582円 = 19,140,718円
- g → 減収が発生しないため算出しない

b～eを合計した 131,211,766円 ≒ 131百万円が減収見込額となる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	研究開発法人への寄附に係る税制措置 (国税33)法人税(義)、所得税(外) (地方税36)法人住民税(義)、事業税(義)
2	要望の内容	研究開発法人への法人からの寄附金について、国立大学法人並みに全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。 法人税について当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。 また、研究開発法人への個人からの寄附金について、税額控除と所得控除の選択制を導入する。 (※)「研究開発法人」とは、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」(研究開発力強化法)第二条第八項に定める独立行政法人をいう。
3	担当部局	大臣官房厚生科学課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	【文部科学省において以下の要望経緯あり】 平成22年度の税制改正要望において、研究開発力強化法に基づく研究開発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設を要望。 (平成25年度の税制改正要望においては今回の要望とは異なる法人を対象にした国立研究開発行政法人として、法人寄附の指定寄附金、個人寄附の税額控除の創設を要望。)
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 研究開発法人について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、もって世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 厳しい財政事情の下、研究開発法人としては、研究開発に必要な資金収入を多様な方法により拡充を図り、自立的な事業活動を促進することが必要である。 このため、研究開発法人への寄附税制について、イノベーション創出促進の観点から、民間企業等からの寄附を一層促進するための税制面での環境整備が必要とされている。 第4期の科学技術基本計画では、国は、現行制度においても、運用上、改善が可能なものについては、早急に見直しを検討することとしており、また、研究開発法人に対して必要な予算措置を行うとともに、研究開発法人における</p>

		<p>共同研究や受託研究の受入れ等による外部資金の導入を促進するとしている。</p> <p>また、研究開発法人については、日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)などで示された方針に沿って検討を進めているところであり、現行制度においても、<u>運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図り、特に、外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入(寄附金収入分等)を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに直視すとされている。</u></p> <p>さらに、自民党・科学技術・イノベーション戦略調査会の「わが国の研究開発力強化に関する提言(中間報告)」(平成25年5月14日)では総理の提唱する「世界で最もイノベーションに適した国」を実現するため、研究開発力を強化し、国際競争力を勝ち抜く方策について検討を重ねられ、世界最高水準の研究環境を整備する方策の一つとして、<u>寄附税制の拡充について、「金額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法人・国立大学法人・学校法人について自己財源確保のための寄附税制を拡充すべき。」と明示されている。</u></p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>現在、研究開発法人については、日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)などで示された方針に沿って検討を進めているところであり、日本再興戦略においては、以下のとおり記載されている。</p> <p>①研究開発の特性(長期性、不確実性、予見不可能性及び専門性)を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する(次期通常国会に法案提出を目指す)。</p> <p>②法的措置が必要なものと運用によって十分に改善が可能なものを早急にしゅん別し、給与、調達、自己収入の扱い、中期目標期間を越えた繰越等の改善が必要な事項に関し、現行制度においても、<u>運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図る。</u></p> <p>③特に、<u>外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入(寄附金収入分等)を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに直視す。</u></p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 イノベーション創出に資するため、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させる。 ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしゅみは制度上直視す必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 単年度における、寄附収入金額。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置等により、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。 その際に、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしゅみは制度上直視す必要がある。</p>
8	有効性等	① 適用数等 —

	② 減収額	<p>37研究開発法人で、 国税: 平年度 234 地方税: 平年度 52</p> <p>(単位: 百万円)</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 租税特別措置等により、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 租税特別措置等で、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)を付与することによって、将来年度における、寄附収入金額増大に結びつける。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)が付与されない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 当該租税特別措置等により、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。 ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしゅみは制度上直視す必要がある。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)として、税制上の優遇措置が有効である。 また、研究開発法人にとっても、自己収入(寄附金受入)の増大が図られ、限られた予算の中で国にとって重要な課題を効率的に実施することが可能となる。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 【所得税】 ・独立行政法人への個人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として所得控除(寄附金控除)(所得税法第78条) 【法人税】 ・独立行政法人への法人からの寄附金は特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入の特例措置 (法人税法第37条)</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 —</p>
10	有識者の見解	—

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	府省名	厚生労働省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

厚生労働省の政策体系における政策目的の位置付けは以下のとおり。

（基本目標 I）

基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

（施設大目標 8）

新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業の振興を図ること

（施策目標 I－8－1）

新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

【別紙】参照。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時（昨年度）における総額型の適用数等の見込み（平成23年度）と「租税特別措置の適用実態調査」による実績は以下のとおりであり、研究開発税制の適用数・適用金額は、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

	適用企業数	適用金額
前回要望時の見込み	6,475/事業年度	3,735 億円
調査による実績	7,396/事業年度	3,072 億円

また、「租税特別措置の適用実態調査」記載の平成23年度実績によると、増加型・高水準型上乗せ措置、中小企業者の活用が想定外に特定の産業等に偏っている事実はないことが確認できる（評価書中8①「適用数等」欄を参照）。

さらに、「会社標本調査」（国税庁）の長期時系列データ（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/xls03/k03.xls>）によっても、増加型上乗せ措置等が製造業を中心としつつ各種産業により活用されている実態を確認できる。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年度の適用額の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

・ 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果において、平成24年度に増加型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が30%であった場合の適用額を試算（当該試算の額が控除上限を超える場合は当該控除上限の額）し、下記⑦記載のカバー率で補正することにより控除率が30%に引き上げられた場合の適用額を算出している。また、それら企業のうち、22年度及び

23年度において控除率が30%であった場合に当該年度の控除額が法人税額の10%に達していない企業を抽出し、当該企業においては26年度に生じた超過額を27年度以降においても繰越控除できる企業であるものと仮定し、当該企業において単年度で繰越控除できる額を下記⑦記載のカバー率で補正することにより、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を算出している。事前評価書記載の適用額は、控除率が30%に引き上げられた場合の適用額増加型及び上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を足し合わせた数値となる。

・ 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成24年度に総額型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が20%であった場合の適用額を試算し、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成26年度の適用件数の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

・ 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に増加型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより、控除率が30%に引き上げられた場合の適用数を算出している。また、繰越制度の適用件数については、上記記載の繰越控除できる企業数の増加型活用企業数（平成24年度実績）における割合を算出し、これを26年度における増加型上乗せ措置の適用件数に掛け合わせることで算出している。

・ 高水準型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に高水準型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

・ 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に総額型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成27年度及び28年度の将来予測については以下のとおり。なお、平成27年度及び28年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、26年度見込みと同数としている。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成27年度見込みについては26年度見込みの103%に相当する額、28年度見込みについては27年度見込みの103%に相当する額としている。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成27年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	33,066
	増加型	1,360/事業年度	57,790
	高水準型	127/事業年度	12,562
平成28年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	34,058
	増加型	1,360/事業年度	59,524
	高水準型	127/事業年度	12,939
平成29年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	35,080
	増加型	1,360/事業年度	61,310

【厚労18】

高水準型 127/事業年度 13,327

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成23年度の適用金額については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」により、以下のとおり把握している。

措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	影響額
・ 中小企業技術基盤強化税制	3,881,485千円
・ 繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除	97,750千円
・ 試験研究費の増加額に係る税額控除	126,476千円
・ 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	185,193千円

当該調査結果が公表されていない平成24年度及び25年度の実績（見込み）については、以下のとおり。なお、これら実績（見込み）の試算は、平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、研究開発税制を活用した又は税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、当該数値を補正する（平成23年度に係る回答企業数及び適用金額を「租税特別措置の適用実態調査」に示す23年度の適用企業数及び適用金額で除することでアンケート調査のカバー率を算出し、回答した企業数及び金額を当該カバー率で割り戻す）ことにより算出している（25年度については、回答企業数が少なく試算できないため、24年度と同じ数値とした）。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成24年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	17,724
	増加型	2,289/事業年度	16,452
	高水準型	120/事業年度	12,296
平成25年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	21,789
	増加型	2,289/事業年度	16,452
	高水準型	120/事業年度	12,296

ここで、地方税の減収見込み額については、適用金額に17.3%を掛けることにより算出する。

		適用企業数	減収額（百万円）
平成24年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	17,724×17.3%=3,066
	増加型	2,289/事業年度	16,452×17.3%=2,846
	高水準型	120/事業年度	12,296×17.3%=2,127
平成25年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	21,789×17.3%=3,769
	増加型	2,289/事業年度	16,452×17.3%=2,846
	高水準型	120/事業年度	12,296×17.3%=2,127

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

地方税の減収見込み額については、上記⑦の適用金額に17.3%を掛けることにより算出する。

適用企業数 減収額（百万円）

平成27年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	33,066×17.3%=5,720
	増加型	1,360/事業年度	57,790×17.3%=9,998
	高水準型	127/事業年度	12,562×17.3%=2,173
平成28年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	34,058×17.3%=5,892
	増加型	1,360/事業年度	59,524×17.3%=10,298
	高水準型	127/事業年度	12,939×17.3%=2,238
平成29年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	35,080×17.3%=6,069
	増加型	1,360/事業年度	61,310×17.3%=10,607
	高水準型	127/事業年度	13,327×17.3%=2,306

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成23年度の研究開発税制の活用による、当該年度における研究開発投資の押し上げ効果及び対GDP比率への寄与率は以下のとおりであり、研究開発税制は研究開発投資の対GDP比率の押し上げに貢献している。よって、本租税特別措置等の税収減には、是認するに足る効果があるといえる。

- ・ 上記③において示した総額型の押し上げ倍率（2.33）及び「租税特別措置の適用実態調査」記載の実績から平成23年度における研究開発投資押し上げ額を試算すると、6,636億円となる。
（総額型部分（中小含む））284,793百万円×2.33倍=663,568百万円
- ・ 上記押し上げの効果として、民間試験研究費約12.3兆円（23年度実績額）は約5.5%押し上げられている。このことから、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

点検項目③(達成目標にかかる測定指標)

【別紙】

○H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づき、増加型上乘せ措置による押し上げ効果を試算したところ、控除率が30%の場合、**3.15倍**(精査中)。
 ○中小企業における控除率引上げの押し上げ効果については、**2.33倍**。

増加型上乘せ措置にかかる押し上げ倍率

(H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づく)

・増加型の控除率が30%であれば66.3%の企業が10%研究開発費を増加させると回答しているため、日本全体での研究開発費の増加割合を10%×66.3%=6.63%と仮定し、増加型の控除率が30%の場合の押し上げ倍率を算出した。

A: 試験研究費(百万円)	3,268,209
B: 試験研究費増加額(百万円) (A×6.63%)	216,682
C: 増加型活用割合 (増加型活用企業/試験研究費増加企業)	78.4%
D: 補正後増加額(百万円) (B×C)	169,878
E: 控除額(百万円)(経産省試算)	53,930
押し上げ倍率(D÷E)	3.15

※ ただし、データソースとしたH25年度アンケート調査は、現在集計及び精査中であるため、ここでの数値はあくまで暫定的なものである。

総額型にかかる押し上げ倍率

・Kasahara et al.の研究論文(※1)に基づくもの。当該論文では、線形投資モデルを用い、「企業活動基本調査」(経済産業省統計)をデータソースとして製造業を対象とした回帰分析を行うことにより、各変数を算出。その結果、以下のとおり、研究開発税制による実行税額控除率(※2)の1%上昇は、企業の研究開発投資額を2.33%増加させるとの結論を得ている。

(線形投資モデル)

$$\Delta \ln RD_{it} = \beta \Delta \tau_{it} + \gamma \Delta \ln Y_{it} + \Delta \eta_{it} + \Delta \varepsilon_{it}$$

ただし、RD_{it}: t年における会社の研究開発費
 τ_{it}: t年における会社の研究開発減税の効果率
 Y_{it}: t年における会社の売上高
 η_{it}: t年の時間効果
 ε_{it}: t年における会社の研究開発費に影響を与える観測不可能要素

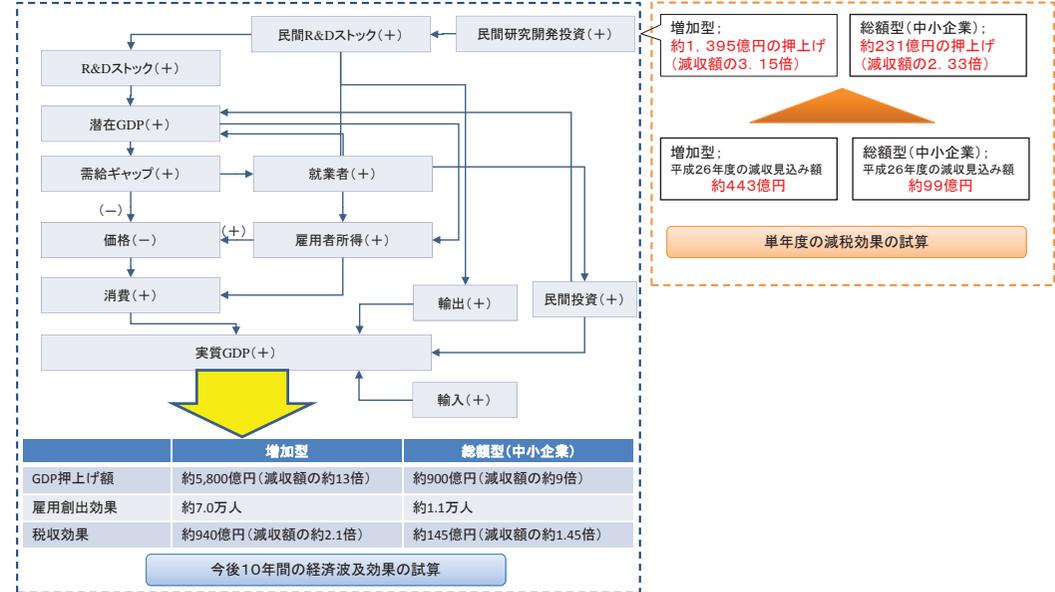
	回帰分析結果			
Δit	Δln Yit	Constant	Observation	
2.3304	0.5518	-0.2235		1915
[0.619]	[0.110]	[0.060]		

*[]内は標準偏差

*1 Kasahara, H., Shimotsu, K. and Suzuki, M. (2011) "How Much Do R&D Tax Credits Affect R&D Expenditures? Japanese tax credit reform in 2003" RIETI Discussion Paper Series 11-E-072
 *2 (控除額/研究開発投資額) × 100

指摘事項⑩(適切な測定指標)

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果等を算出できる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充 (地方税27)(法人住民税:義)
2	要望の内容	・制度概要 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。) ・要望内容 ① 上乗せ措置の恒久化 ② 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(拡充)(平成28年度まで) ③ 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ④ 総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度まで)
3	担当部局	厚生労働省医政局経済課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%) 平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%) 平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%) 平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加 平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引上げるとともに②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。 平成22年度 2年間延長(上乗せ措置) 平成24年度 2年間延長(同上) 平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ(2年間の時限措置)

6	適用又は延長期間	○上乗せ措置の延長(期限なし) ○増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度末まで) ○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ○総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 《政策目的の根拠》 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指すし、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」 ② 政策体系における政策目的の位置付け 1. 経済成長 ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指すし、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」 ○第4期科学技術基本計画(平成23～27年度)(平成23年8月閣議決定) 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (7)新規事業に取り組み企業の活性化 ②主な施策 「国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」 ○経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)(平成25年6月14日閣議決定) 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 1. 成長戦略の基本設計 (1)生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化(日本産業再興プラン) ①民間投資の拡大等 「民間設備投資や研究開発投資の拡大、事業再編・事業組換を促進し、産業の新陳代謝を進める。」

	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 また、中小企業は大企業に比べて研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることにより、中小企業の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2009年版中小企業白書によれば、現に研究開発を行う企業に限定した場合、売上高に占める研究開発費の割合に大企業と中小企業との間で大きな差はなく、中小企業が大企業並みに研究開発に力を注いでいることが見てとれる。したがって、中小企業の研究開発を積極的に促すことにより、ものづくり基盤の強化につながるとともに研究開発投資の増大、更にはGDPの引き上げ効果につながる。</p>																		
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。 国税及び地方税における中小企業利用実績</p> <p>平成19年度 5,747事業年度 平成20年度 4,657事業年度 平成21年度 4,411事業年度 平成22年度 5,313事業年度 平成23年度 5,290件</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。</p> <table border="1" data-bbox="477 1034 831 1265"> <thead> <tr> <th colspan="2">主な業種の本租特利用実績</th> </tr> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械製造業</td> <td>11.2%</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>16.5%</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械器具製造業</td> <td>5.7%</td> </tr> <tr> <td>食料品製造業</td> <td>10.1%</td> </tr> <tr> <td>電気機械器具製造業</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>19.0%</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>14.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】 将来推計としては、現行の制度体系が変わらないものと仮定していることから、約5,000件程度と推測される。</p>	主な業種の本租特利用実績			平成23年度	機械製造業	11.2%	化学工業	16.5%	輸送用機械器具製造業	5.7%	食料品製造業	10.1%	電気機械器具製造業	8.4%	卸売業	19.0%	サービス業	14.9%
主な業種の本租特利用実績																				
	平成23年度																			
機械製造業	11.2%																			
化学工業	16.5%																			
輸送用機械器具製造業	5.7%																			
食料品製造業	10.1%																			
電気機械器具製造業	8.4%																			
卸売業	19.0%																			
サービス業	14.9%																			

	<p>② 減収額</p>	<p>1. 減収額について ○地方税における減収額 減収額実績 平成19年度 29億円 平成20年度 43億円 平成21年度 23億円 平成22年度 30億円 平成23年度 40億円 【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(参考)国税における減収額 減収額実績(うち、税法上の中小企業分) 平成19年度 6,269億円(167億円) 平成20年度 2,881億円(246億円) 平成21年度 2,565億円(131億円) 平成22年度 3,726億円(174億円) 平成23年度 3,395億円(234億円) 【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○増加型・高水準型における減収額 減収額実績 平成20年度 2.4億円 平成21年度 1.0億円 平成22年度 1.7億円 平成23年度 2.1億円</p> <p>(参考)国税のうち、増加型・高水準型における減収額 減収額実績(うち、税法上の中小企業分) 平成20年度 178億円(14億円) 平成21年度 133億円(6億円) 平成22年度 224億円(10億円) 平成23年度 232億円[増加型116億円、高水準型116億円](12億円) 【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(減収額の算出方法) 「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。</p> <p>2. 利用実績について ○国税及び地方税における中小企業利用実績</p>
--	--------------	--

	<p>平成19年度 5,747事業年度 平成20年度 4,657事業年度 平成21年度 4,411事業年度 平成22年度 5,313事業年度 平成23年度 5,290件</p> <p>○増加型利用実績 平成23年度 1,228件</p> <p>○高水準型利用実績 平成23年度 83件</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○平成26年度減収見込額 ▲544億円(中小企業分 143億円)【うち地方税 25億円】</p> <p>(*)平成25年度経産省アンケート調査による減収額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増加型上乗せ措置の控除率の引上げ ▲380億円(▲6.4億円) ・増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 ▲65億円(▲1.2億円) ・上乗せ措置の恒久化 ▲一億円(▲一億円) ・中小企業の控除率の引上げ ▲99億円(▲17.1億円) 																																																						
<p>③: 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年～平成22年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.41</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.26</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.65</td> <td>2.72</td> <td>2.86</td> <td>2.91</td> <td>2.83</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.11</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.74</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.84</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.39</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.16</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」</p>		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74	日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26	アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83	ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80	フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24	イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80	中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76	ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年																																																		
韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74																																																		
日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26																																																		
アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83																																																		
ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80																																																		
フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24																																																		
イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80																																																		
中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76																																																		
ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16																																																		

	<p><今後の達成予測></p> <p>主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年～平成22年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>* 民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>2.32</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>2.63</td> <td>2.70</td> <td>2.72</td> <td>2.54</td> <td>2.49</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.86</td> <td>1.93</td> <td>2.04</td> <td>2.03</td> <td>1.93</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.86</td> <td>1.91</td> <td>1.88</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.33</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.40</td> <td>1.41</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.07</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.99</td> <td>1.01</td> <td>1.08</td> <td>1.25</td> <td>1.29</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.66</td> <td>0.78</td> <td>0.70</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」</p> <p>また、中小企業においては、リーマンショック以降業況の回復に遅れが生じており、研究開発投資も低い水準に留まっている。</p> <p>なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望時においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒ししている。</p> <p>○日本再生戦略(平成24年7月閣議決定) 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 ○第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定) 官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることを目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを指すこととする。</p> <p><今後の達成予測></p> <p>主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、増加型上乗せ措置の控除率の引上げ、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設および高水準型上乗せ措置の延長を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p>		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80	日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49	アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93	ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88	フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41	イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10	中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29	ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年																																																		
韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80																																																		
日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49																																																		
アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93																																																		
ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88																																																		
フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41																																																		
イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10																																																		
中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29																																																		
ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70																																																		

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。</p> <p>○増加型上乗せ措置の控除率の引上げ 増加型上乗せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 増加型上乗せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乗せ措置に係る繰越制度を新設する。 また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度(目標年度の翌年度)までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件(対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること)を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。</p> <p>○上乗せ措置(高水準型・増加型)の恒久化 上乗せ措置についても、その恒久化によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。</p> <p>○中小企業の控除率の引上げ 研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、雇用機会の創出等、地域経済の持続的成長が期待できる。 また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。 ・平成26年度減収見込額 544億円(中小企業分 143億円)[うち地方税分25億円] ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,243億円 ↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(544億円分)が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果: 4,947億円、②雇用創出効果: 約6万人、③税収効果: 約798億円</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.5%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</p>

		<p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。 特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進効果の高い増加型上乗せ措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p>
	② 他 の 支 援 措 置 や 義 務 付 け 等 の 役 割 分 担	<p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p>
	③ 地 方 公 共 団 体 が 協 力 す る 相 当 性	<p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。 本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年度

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	社会保険診療報酬の所得計算の特例	府省名	厚生労働省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（税務に係る事務処理の負担を軽減する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（事務処理の負担が軽減された医療機関の割合）は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績が「医科において適用率は約半数、歯科において適用率は約4割」と説明されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りがなかったことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - 本租税特別措置等の適用件数の過去の実績について平成23年度しか把握されていないため、適用件数の実態を分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。
 - 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、適用数等の過去の実績とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。
 - 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、減収額の過去の実績とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（税務に係る事務処理の負担を軽減する）の実現状況について、定性的に「経営の安定化が図られ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図られていると言える」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
社会保険診療報酬の所得計算の特例
 法人税の適用件数：52件
 法人税の適用総額：3億円
 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成25年3月）
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等はない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会保険診療報酬の所得計算の特例 (所得税:他、法人税:義)															
2	租税特別措置等の内容	<p>医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5,000万円以下であるとき(社会保険診療報酬5,000万円以下の者のうち、自由診療収入を含めた収入(医業収入)が一定額(7,000万円)以上の者を除く。)は、当該社会保険診療に係る実際経費にかかわらず、当該社会保険診療報酬を四段階の階層に区分し、各階層の金額に所定の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係る経費とすることができる特別措置。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">社会保険診療報酬の金額</th> <th>概算経費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2,500万円以下</td> <td>72%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,500万円超</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,000万円超</td> <td>62%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,000万円超</td> <td>57%</td> </tr> </tbody> </table>	社会保険診療報酬の金額		概算経費率		2,500万円以下	72%		2,500万円超	70%		3,000万円超	62%		4,000万円超	57%
社会保険診療報酬の金額		概算経費率															
	2,500万円以下	72%															
	2,500万円超	70%															
	3,000万円超	62%															
	4,000万円超	57%															
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課															
4	評価実施時期	平成25年8月															
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和29年創設 昭和54年見直し(一律72%の控除率を社会保険診療に係る所得別に見直し) 昭和63年見直し(5,000万円超の医業等事業所得者及び医療法人の特例撤廃) 平成25年見直し(医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者を適用対象から除外)</p>															
6	適用期間	期限なし															
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 個人又は医療法人の経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。 《政策目的の根拠》 医療法においては、国民の健康の保持に寄与するため、国の責務として、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け (基本目標Ⅰ)安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標1)地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標1)日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>															

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 小規模医療機関の税務に係る事務処理の負担を軽減する。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置の適用によって事務処理の負担が軽減された医療機関の割合
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 小規模医療機関の税務に係る事務処理の負担が軽減された結果、煩雑な事務処理に時間を割かなくて済むようになる。これにより、国民の日常圏内の医療の担い手である小規模医療機関が、医業に専念できるようになり、経営の安定化がはかられ、質の良い、適切な医療を安定的、継続的、効率的に提供できるようになる。
8 有効性等	① 適用数等	24,315件 ※「医療経済実態調査」、「医療施設調査」、「税務統計から見た法人企業の実態」から推計
	② 減収額	平成22年 256億円、平成23年 245億円 平成24年 250億円 ※財務省「租税特別措置法の規定による増減収額試算」より
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成23年) 医科において、社会保険診療報酬が5,000万円以下の個人立医療機関の適用率は、約半数(平成20年48.2%、平成22年56.9%、平成23年45.9%)となっており、適用機関における事務処理負担が軽減され、医業に専念でき、経営の安定化が図られ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保が図られていると言える。</p> <p>歯科において、社会保険診療報酬が5,000万円以下の割合は個人立医療機関の適用率は約4割(平成17年42.6%、平成23年38.9%)となっており、適用機関における事務処理負担が軽減され、歯科医業に専念でき、経営の安定化が図られ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保が図られていると言える。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成22年) 当該措置の適用によって、事務処理の負担が軽減された医療機関の割合は、平成20年では48.2%であったものが平成22年では56.9%となっており、特に白色申告者における利用割合は平成20年の85.2%から平成22年では92.0%となっており、高い水準にあるとともに増加傾向にある。(日本医師会調査)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年) 平成20年以降、特例対象者をその年の社会診療報酬が5,000万円以下の者に限るなど制度の適正化を行っており、広く地域医療を担当し、日夜近隣住民の健康維持に努めている小規模医療機関に対して重点的に措置することにより、その経営の安定を図り、地域医療やその担い手の確保に資するものとなっている。</p>

社会保険診療報酬の所得計算の特例適用数の推計

平成26年税制改正要望資料

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	小規模医療機関は、事務処理担当者を雇えないところも多く、その場合は医療従事者自らが事務処理に当たっている。事務処理の中でも、専門的知識を要する税務処理はかなりの時間を要するものであり、この税務処理に係る負担を直接的に軽減することにより、医業に専念し、地域医療を適切に行う時間・環境を確保するためには、実際の経費の計算にかわり、概算経費率を利用できる本措置が妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	—
11	評価結果の反映の方向性	—	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	平成24年度事後評価

○特例適用数の推計

<法人>

所得の金額 注1	2800万円以下の部分	2800万円超 3400万円以下の部分	3400万円超 4500万円以下の部分	4500万円超 5700万円以下の部分	合計
医療法人数 注2	17,248	841	1,541	955	20,585
適用法人数 注4	6,106	298	546	338	7,287
社会保険診療報酬外所得割合 注5	11.6%	11.5%	11.6%	11.6%	

<個人>

所得の金額 注1	2800万円以下の部分	2800万円超 3400万円以下の部分	3400万円超 4500万円以下の部分	4500万円超 5700万円以下の部分	合計
適用対象個人数 注3	36,962	1,801	3,303	2,047	44,113
適用個人数 注4	13,085	638	1,169	725	17,028
社会保険診療報酬外所得割合 注5	11.5%	11.5%	11.5%	11.5%	

○適用見込み数(推計) 7,287(件) + 17,028(件) =

24,315 件

注1: 社会保険診療報酬の金額 × 1 / 1 - 社会保険診療報酬外所得割合

注2: 医療法人数は「平成23年税務統計から見た法人企業の実態」より、利益計上法人の利益段階により推計。

注3: 個人数は、「医療施設調査(H23年)」の医療法人立診療所(歯科診療所含む)と個人立診療所(歯科診療所含む)の施設数の比率47,933:102,708より推計。

注4: 平成23年会計検査院決算検査報告: 全体の適用率35.4%から推計

注5: 「H23年6月実施第18回医療経済実態調査」及び「平成23年医療施設調査」より、一般診療所と歯科診療所の社会保険診療報酬外所得割合の加重平均を算出。

出典

「平成23年6月実施第18回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成23年医療施設調査」(厚生労働省)

「平成23年 税務統計から見た法人企業の実態」(国税庁)

